

米沢市
高 齢 者 福 祉 計 画
第 6 期介護保険事業計画
(平成 2 7 年度～平成 2 9 年度)

平成 2 7 年 3 月
米 沢 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 法令等の根拠	1
2 計画策定の背景	1
3 計画の基本的考え方	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4

第2章 高齢者をめぐる現況

1 高齢者人口等の現況と推計.....	5
(1) 人口構造	5
(2) 高齢化率の推移	6
(3) 高齢者世帯の推移	7
2 要介護者の現況と推計	8
3 主な保健福祉サービス等の実施状況.....	10
4 高齢者に対する基礎調査について.....	11
(1) 調査の目的	11
(2) 調査の対象	11
(3) 調査の方法	11
(4) 調査の実施時期	11
(5) 配布・回収の結果	11
(6) 高齢者福祉事業に関する意識調査.....	12
(7) 日常生活圏域ニーズ調査.....	16

第3章 施策・事業の推進

施策の体系	21
基本目標1 生きがいくつりと社会参加を支援します.....	22
(1) 高齢者の生きがいくつりの支援.....	22
(2) 多様な地域活動への参加支援.....	23
(3) 高齢者への就業等の支援.....	24
基本目標2 活動的で自立したその人らしい暮らしづくりを支援します.....	25
(1) 一次予防事業の介護予防活動の促進.....	25
(2) 二次予防事業の実施	28
(3) 介護予防ケアマネジメントの実施.....	30
基本目標3 必要に応じた支援を提供します.....	31
(1) 地域包括ケアシステムの構築.....	31
(2) 利用者負担の軽減	40
基本目標4 自立と安心な暮らしのためのサービスを提供します.....	43
(1) 自立生活への支援（介護保険外サービス）	43
(2) 介護保険サービスの基盤整備.....	48
(3) 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進.....	51
(4) 認知症高齢者ケア体制の推進.....	52
(5) 緊急時等の安全・安心の確保.....	53
(6) 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援.....	54
基本目標5 尊厳のある暮らしを支援します.....	56
(1) 権利擁護の推進	56
(2) 虐待防止の促進	57

第4章 介護保険事業の見込み

1	日常生活圏域の設定	58
(1)	本市の日常生活圏域	58
(2)	日常生活圏域の状況	58
2	介護保険サービスの利用状況	60
(1)	介護サービス利用者数の推移	60
(2)	保険給付費の推移	60
(3)	サービス毎の状況	61
3	介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込み	63
(1)	介護給付等対象サービス基盤の整備方針	63
(2)	施設サービス	64
(3)	地域密着型サービス	65
(4)	基準該当サービス	70
(5)	居宅サービス・介護予防サービス	71
(6)	市町村特別給付	72
4	給付費の見込み	73
5	地域支援事業について	75
(1)	地域支援事業の実施	75
(2)	地域支援事業の財源構成	77
(3)	地域支援事業の見込額	77
6	第6期計画の保険料について	78
(1)	費用の負担割合	78
(2)	第1号保険料の収納状況	78
(3)	介護保険の基金の活用	78
(4)	保険料段階の細分化（弾力化）	79
(5)	保険料の算定方法	81
(6)	保険料の算定	82
(7)	基金等の繰り入れによる効果額	82
(8)	保険料の将来推計	82
(9)	保険料率	83

第5章 推進体制

1	介護保険運営協議会	84
2	地域包括支援センター運営協議会	84
3	地域密着型サービス運営委員会	84
4	地域包括支援センター	84
5	介護給付の適正化	84
6	事業者の指定及び指導	84
7	情報提供・苦情相談体制	85

資料

米沢市介護保険運営協議会審議経過	86
米沢市介護保険運営協議会条例	87
米沢市介護保険運営協議会委員名簿	88
用語解説	89

第 1 章

計画策定の趣旨

1 法令等の根拠

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により策定するものであり、老人福祉事業及び介護保険事業を円滑に実施するためのものです。

なお、この計画は「米沢市まちづくり総合計画」の基本構想に則し、高齢者の福祉施策をより一層推進させるものです。

2 計画策定の背景

わが国は、他に類を見ない超高齢社会にあります。

平成25年10月1日時点における全国の高齢者人口は、3,190万人で、総人口に占める割合は25.1%となっており、4人に1人が高齢者という状況にあります。一方、本市における同時点での高齢化率は27.0%と、国の水準を上回る数値を示しており、いわゆる団塊の世代すべてが後期高齢者に到達する平成37年には32%を超えてくることが見込まれ、実に3人に1人が高齢者という時代が間近に迫っています。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設されました。

本市では、介護保険制度導入に合わせ第1期計画（平成12年度～）を策定し、サービス基盤の整備・拡充を中心とした取組みを実施し、続く第2期計画（平成15年度～）では、制度の定着・質の向上に向けた取組みを実施してきました。その間、居宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、高齢者の暮らしを支える社会保障の中核として着実に機能し、必要不可欠な制度として定着が進んだ一方で、サービス利用の増加や要介護者等の増加・重度化に伴う介護費用の急速な増大は、「制度の持続可能性」という新たな課題を提起しました。

こうした状況を背景に、平成17年の介護保険制度改正では、制度の持続可能性の確保、明るく活力のある高齢社会の構築等を基本的視点とした制度全般にわたる大幅な見直しが行われ、「介護予防の推進」「地域包括ケアの推進」「施設サービスの見直し」が基本方針として示されました。これらを受け、第3期計画（平成18年度～）では、団塊の世代が65歳に到達する平成27年のあるべき姿を念頭に、3期先の計画を見据えた長期的な視点での目標を設定し、「総合的介護予防体制の構築」「新たなサービス体系の確立」「介護保険サービスの質の向上」等の推進に取り組み、続く第4期計画（平成21年度～）では、第3期で設定した目標に至る中間段階として位置付け、その方針・整備目標を基本としつつ、介護サービス基盤の充実、地域包括支援センターの機能充実、介護予防の推進を図りました。目標達成の仕上げとして位置付けられた第5期計画（平成24年度～）では、目標を一にする前2期計画の適正な評価と見直しに基づく諸施策の推進及び高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できる仕組みとしての「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組みを推進してきました。

今般示された第6期計画策定に係る指針では、団塊の世代が75歳に到達する平成37年のあるべき姿を念頭に、3期先の計画を見据えた長期的な視点での目標を設定することが求められています。具体的には、平成37年までの各計画期間を通じて、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、「介護給付等対象サービスの充実」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策」「生活支援サービスの充実」といった各方針を、段階的・効果的に推進することであり、この意味においては、これまでも増して長期的かつ一体性・連続性を意識した計画とすることが求められていると言えます。

また、高齢者一人ひとりができるだけ長い期間、健康でかつ有意義に暮らすための体制整備や、生

きがいくつくりは、個人の生活のみならず、社会全体にとっても重要な課題となっています。その意味においても、今後も豊富な知識や経験を有する高齢者が、地域活動の担い手、支え手として活動できるよう、社会活動、生涯学習活動等を通してのきがつくりの推進や、積極的な社会参画による、地域社会を支える力となっていただける仕組みづくりを構築して行く必要があります。

第6期事業計画は、平成37年に至る長期的計画のスタートとしての位置づけにあります。当面の計画期間である平成27年度から平成29年度までの3年間に直面する課題へのアプローチといった短期・中期的視点と、次期計画以降、目標年である平成37年までを見据えた長期的視点、その両視点から高齢者施策全般に係る取り組みを総合的かつ体系的に示す計画として、ここに策定します。

地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」

「介護」「医療」「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【すまいとすまい方】

- 生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

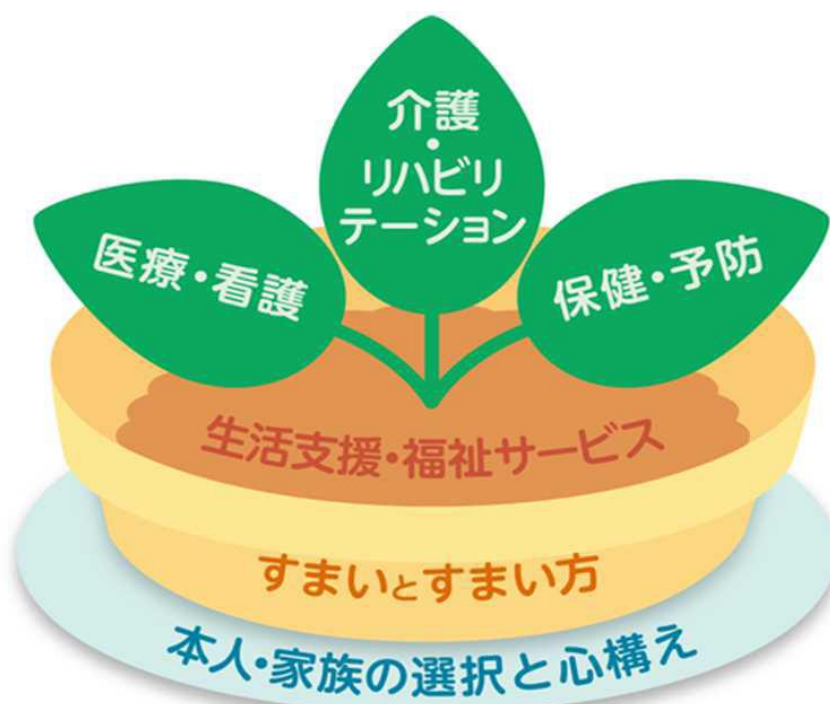
- 心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。
- 生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声掛けや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

【介護・医療・予防】

- 個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保険・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

- 単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。



出典：地域包括ケア研究会報告書（平成25年3月）

3 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

高齢者がいきいきと暮らすまちづくりの推進

「高齢者がいきいきと暮らすまちづくりの推進」を基本理念として掲げ、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で元気で安全に安心して生活が送れるように、地域での助け合い活動の促進、生きがい活動や就業機会を確保するための支援、介護予防への取り組みなどを推進していきます。

また、高齢者が支援や介護を必要とする状況になっても適切な介護・福祉サービスが受けられるよう提供体制の充実に取り組んでいきます。

(2) 基本目標

基本目標1 生きがいづくりと社会参加を支援します

高齢者がいきいきと暮らすためには、高齢者自身が地域社会の中で、生きがいを持ちながら、自らの知識と経験を活かして積極的な役割を果たしていけるような社会づくりが重要です。

高齢者の多様なニーズに対応した社会参加の支援や就業の機会の拡大などを図ることにより、高齢者の生きがいづくりを推進します。

基本目標2 活動的で自立したその人らしい暮らしづくりを支援します

超高齢社会の到来により誰もが高齢期を迎える時代となり、健康でいきいきとした生活を送ることは極めて重要な課題と言えます。

高齢者が支援や介護を必要とする状態になること、その状態が悪化することを防止するため、介護予防の取り組みをさらに推進していきます。

また、これらの取り組みが連続性、一貫性をもって提供できるよう、地域包括支援センターを中心として保健・医療・福祉関係機関などが連携し、介護予防の充実に取り組みます。

基本目標3 必要に応じた支援を提供します

高齢者が尊厳を保持し、その人らしい主体的な生活を継続できるように、介護保険制度によるサービスのみならず、多様な社会資源を活用できるよう包括的及び継続的に支援することが重要です。

地域包括支援センターの機能充実と地域や関係機関との連携強化に努め、住民ニーズに合わせて「介護」「医療」「予防」「住まい」「生活支援」が切れ目なく、有機的かつ一体的、体系的に提供される体制「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

また、所得の低い介護サービス利用者に対する負担軽減を行い、継続的な介護サービスの利用を支援します。

基本目標4 自立と安心な暮らしのためのサービスを提供します

高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた家でできる限り自立した生活ができるように、適切な介護サービスや在宅福祉サービスが、必要に応じて提供される仕組みづくりを進めます。

また、緊急時の不安を抱えがちな高齢者が安心して生活を継続していくことを支援するサービスにも積極的に取り組むとともに、認知症施策の推進や、高齢者の住環境の整備についても充実に努めていきます。

基本目標5 尊厳のある暮らしを支援します

高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、自らの選択に基づき、尊厳を持ち暮らしていけるように支援していく必要があります。

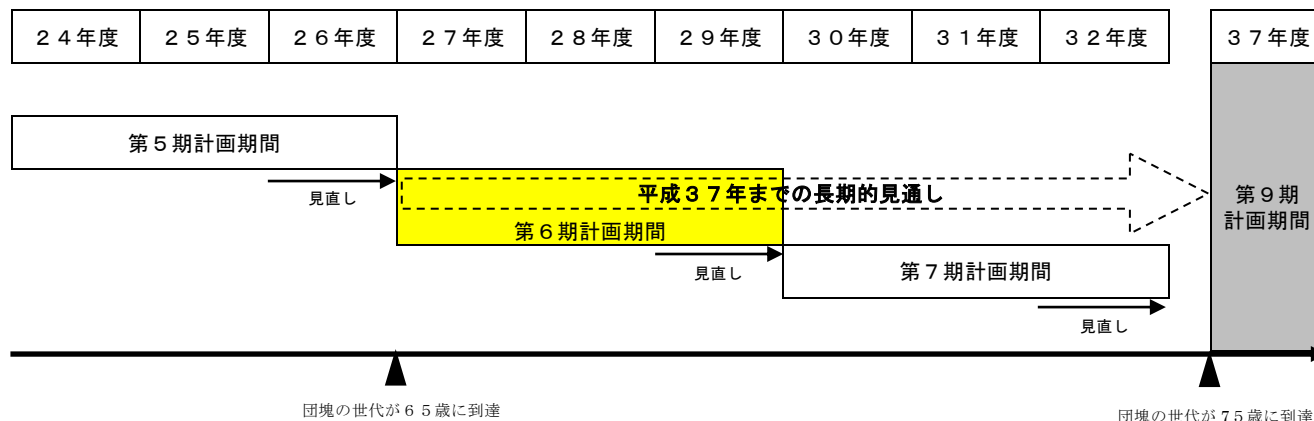
虐待の防止、早期発見、支援等対応策の強化に積極的に取り組むとともに、関係機関との連携のもと、高齢者やその家族を支援する取り組みを充実していきます。

4 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とする平成29年度までの3年間を計画期間としています。

米沢市介護保険運営協議会において毎年度進行管理を行い3年目の平成29年度に見直しを実施し、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする新たな計画を策定することになります。

【計画期間】



5 計画の策定体制

米沢市介護保険運営協議会条例に基づいて、被保険者、知識経験者、関係団体の代表者等14名、公募委員1名を、平成24年10月に協議会委員として委嘱しました。

協議会は平成24年度、25年度に第5期計画の実施状況等を内容として開催し、平成26年度には事業計画の内容等の協議・検討を行ってまいりました。

第2章

高齢者をめぐる現況

1 高齢者人口等の現況と推計

(1) 人口構造

① 現況

本市の総人口は年々減少していますが、65歳以上の人口は増加を続けており、平成26年9月末における高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は27.9%となっています。

【人口の推移】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口 0～14歳	11,876人 13.4%	11,710人 13.3%	11,593人 13.2%	11,363人 13.1%	11,132人 13.0%	10,853人 12.8%
生産年齢人口 15～64歳	54,009人 61.0%	53,534人 60.8%	53,340人 60.9%	52,404人 60.4%	51,531人 60.0%	50,506人 59.3%
40～64歳	29,335人 33.1%	29,272人 33.2%	29,513人 33.7%	29,173人 33.6%	28,934人 33.7%	28,575人 33.6%
高齢者人口 65歳以上	22,704人 25.6%	22,794人 25.9%	22,675人 25.9%	23,046人 26.5%	23,287人 27.0%	23,763人 27.9%
前期高齢者 65～74歳	10,579人 11.9%	10,434人 11.9%	10,090人 11.5%	10,249人 11.8%	10,353人 12.0%	10,768人 12.7%
後期高齢者 75歳以上	12,125人 13.7%	12,360人 14.0%	12,585人 14.4%	12,797人 14.7%	12,934人 15.0%	12,995人 15.3%
総人口	88,589人	88,038人	87,608人	86,813人	85,950人	85,122人

※ 各年9月末における住民基本台帳人口

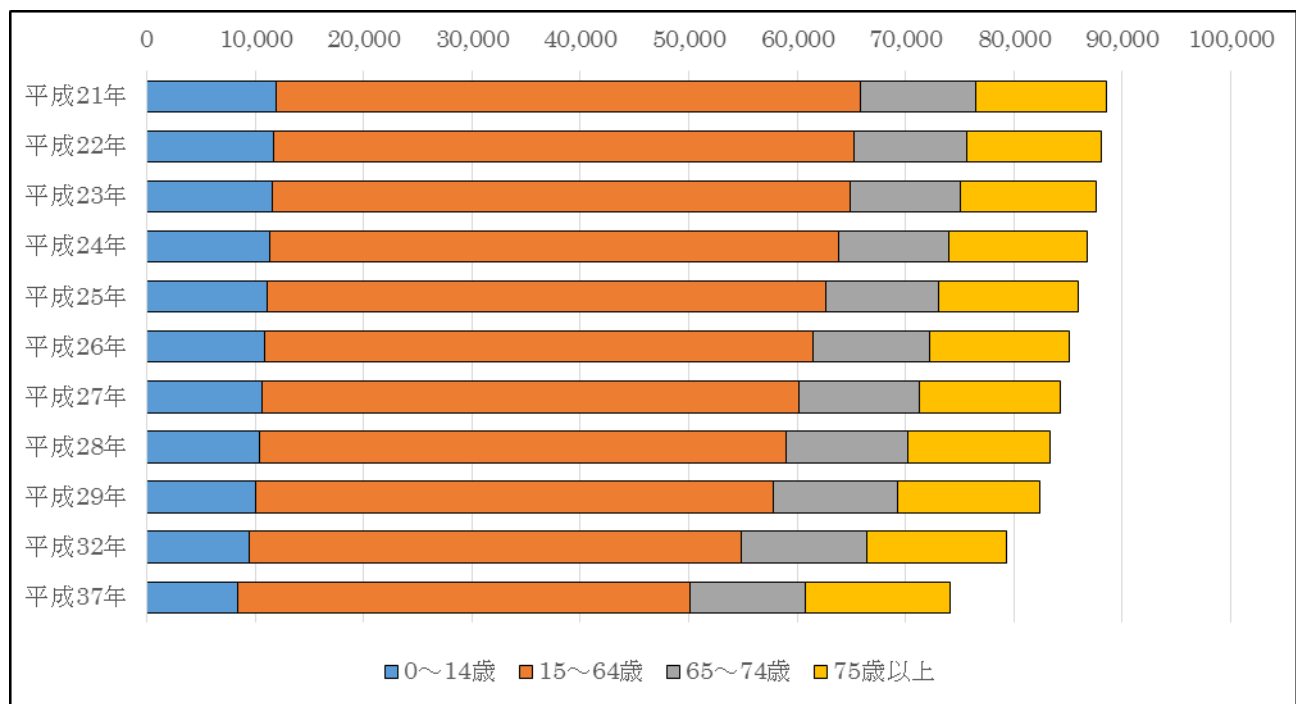
② 推計

高齢者人口は今後も増加していきませんが、平成32年頃から減少に転じることが予想されます。但し、高齢化率は引き続き上昇していくものと推計されます。

【人口の推計】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	…	平成32年	…	平成37年
年少人口 0～14歳	10,624人 12.6%	10,340人 12.4%	10,085人 12.3%	…	9,457人 11.9%	…	8,399人 11.4%
生産年齢人口 15～64歳	49,505人 58.8%	48,616人 58.4%	47,718人 57.9%	…	45,336人 57.1%	…	41,736人 56.3%
40～64歳	28,118人 33.4%	27,731人 33.3%	27,283人 33.1%	…	26,372人 33.2%	…	24,779人 33.4%
高齢者人口 65歳以上	24,098人 28.6%	24,342人 29.2%	24,546人 29.8%	…	24,552人 31.0%	…	23,951人 32.3%
前期高齢者 65～74歳	11,103人 13.2%	11,303人 13.6%	11,500人 14.0%	…	11,673人 14.7%	…	10,606人 14.3%
後期高齢者 75歳以上	12,995人 15.4%	13,039人 15.6%	13,046人 15.8%	…	12,879人 16.3%	…	13,345人 18.0%
総人口	84,227人	83,298人	82,349人	…	79,345人	…	74,086人

【人口の推移】



(2) 高齢化率の推移

高齢化率は、国・県・市いずれにおいても一貫して上昇を続けています。

また、全国の高齢化率との比較では山形県は全国を大きく上回っており、本市も山形県よりは低いものの、全国を上回る数値で高齢化が進んでいます。

【高齢化率の比較】

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成37年
全 国	10.3%	12.0%	14.6%	17.3%	20.1%	22.8%	25.1%	30.3%
山 形 県	13.4%	16.3%	19.8%	23.0%	25.5%	27.5%	29.1%	35.7%
米 沢 市	12.7%	15.4%	18.5%	21.0%	23.6%	25.6%	27.0%	32.3%

資料：平成22年までは総務省「国勢調査」、平成25年は全国が総務省「人口推計」、山形県は県企画振興部「山形県の人口と世帯」
平成37年は全国が国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」、山形県は同「日本の地域別将来推計人口」

(3) 高齢者世帯の推移

世帯数は、全国、山形県、本市いずれも一貫して上昇を続けています。

また、本市は山形県とともに65歳以上の親族がいる世帯に占める1人世帯及び夫婦のみの世帯の割合が全国よりも低い状況ですが、その割合は年々上昇してきております。

【高齢者世帯数の比較】

(単位：世帯)

世帯区分等		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全 国	一般世帯	40,670,475	43,899,923	46,782,383	49,062,530	51,842,307
	65歳以上の親族がいる世帯	10,729,464	12,780,231	15,044,608	17,204,473	19,337,687
	1人世帯	1,623,433 15.1%	2,202,160 17.2%	3,032,140 20.2%	3,864,778 22.5%	4,790,768 24.8%
	夫婦のみの世帯	2,212,197 20.6%	3,036,171 23.8%	3,971,633 26.4%	4,487,042 26.1%	5,525,270 28.6%
	上記以外	6,893,834 64.3%	7,541,900 59.0%	8,040,835 53.4%	8,852,653 51.5%	9,021,649 46.7%
山 形 県	一般世帯	340,521	359,297	376,219	385,416	387,682
	65歳以上の親族がいる世帯	145,716	168,904	187,169	199,117	205,215
	1人世帯	10,617 7.3%	14,792 8.8%	19,833 10.6%	25,050 12.6%	29,683 14.5%
	夫婦のみの世帯	16,438 11.3%	23,211 13.7%	29,993 16.0%	33,090 16.6%	38,575 18.8%
	上記以外	118,661 81.4%	130,901 77.5%	137,343 73.4%	140,977 70.8%	136,957 66.7%
米 沢 市	一般世帯	28,683	30,567	32,522	33,130	32,920
	65歳以上の親族がいる世帯	10,293	12,023	13,349	14,356	14,767
	1人世帯	960 9.3%	1,298 10.8%	1,707 12.8%	2,205 15.4%	2,462 16.8%
	夫婦のみの世帯	1,253 12.2%	1,757 14.6%	2,150 16.1%	2,376 16.6%	2,770 18.8%
	上記以外	8,080 78.5%	8,968 74.6%	9,492 71.1%	9,775 68.1%	9,535 64.6%

資料：国勢調査

2 要介護者の現況と推計

① 現況

平成12年4月の介護保険事業実施以来、認定者は年々増加しています。年齢区分別に見た場合、75歳以上の認定者が全体の約9割を占めています。

要介護度別に見た場合、要介護1～2の増加が顕著です。

【年齢区分別要介護認定者数の推移】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
第1号被保険者	3,851人	4,002人	4,124人	4,308人	4,405人	4,529人
65歳以上75歳未満	386人	476人	396人	404人	397人	422人
75歳以上	3,465人	3,590人	3,728人	3,904人	4,008人	4,107人
第2号被保険者	98人	100人	100人	97人	94人	97人
計	3,949人	4,102人	4,224人	4,405人	4,499人	4,626人
要介護認定率	17.4%	18.0%	18.6%	19.1%	19.3%	19.5%

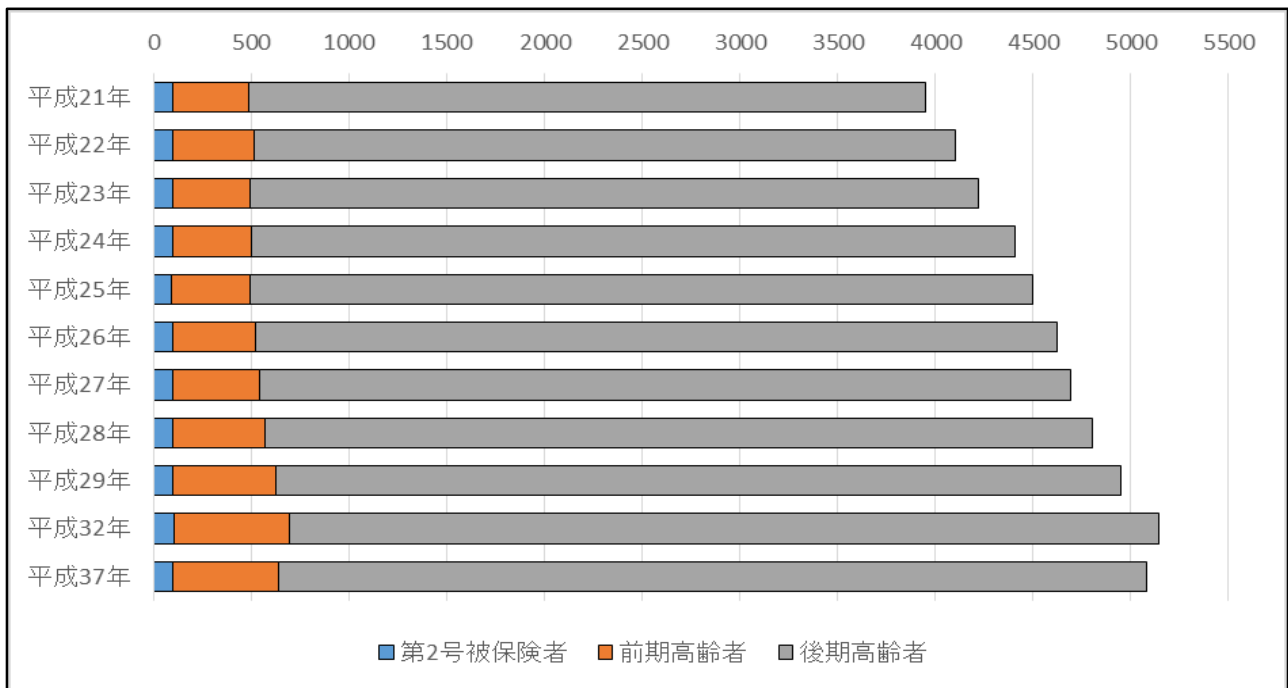
② 推計

高齢者人口が減少を始めると見込まれる平成32年頃から認定者数も減少してくるものと思われますが、認定率は引き続き上昇していくものと思われます。

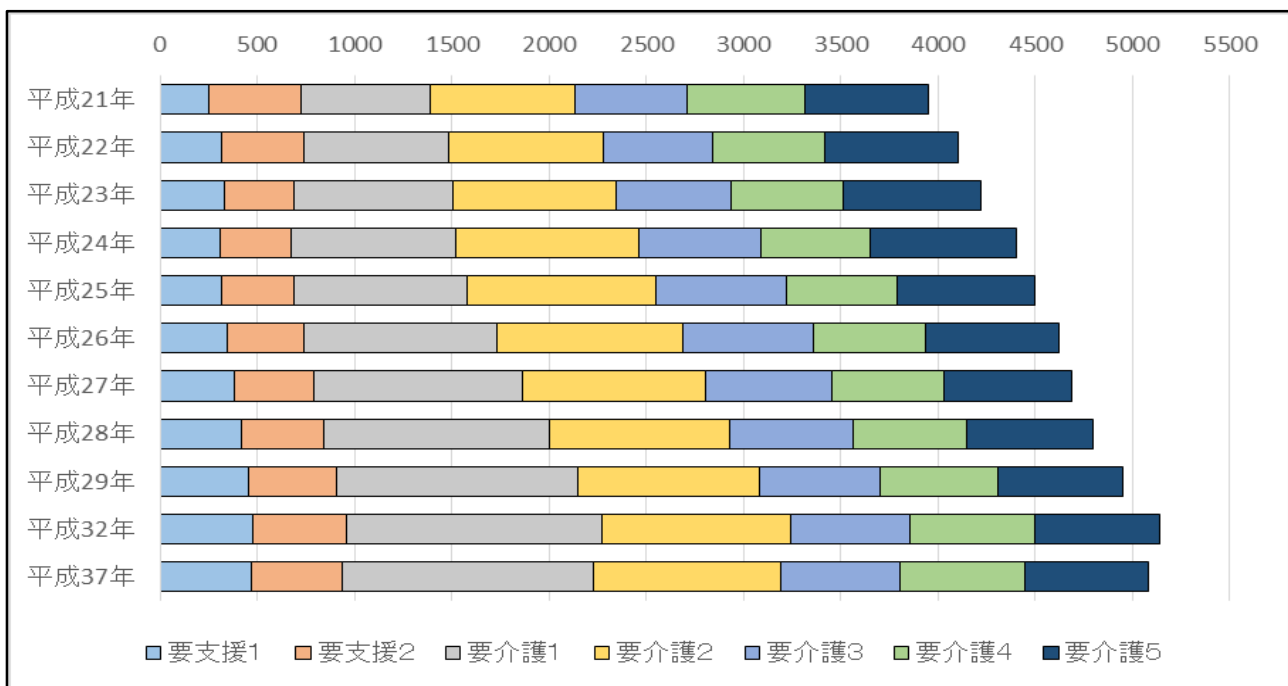
【年齢区分別要介護認定者数の推計】

区分	平成27年	平成28年	平成29年	…	平成32年	…	平成37年
第1号被保険者	4,593人	4,704人	4,851人	…	5,039人	…	4,986人
65歳以上75歳未満	448人	475人	528人	…	590人	…	545人
75歳以上	4,145人	4,229人	4,323人	…	4,449人	…	4,441人
第2号被保険者	98人	97人	99人	…	104人	…	97人
計	4,691人	4,801人	4,950人	…	5,143人	…	5,083人
要介護認定率	19.5%	19.7%	20.2%	…	20.9%	…	21.2%

【年齢区分別認定者数の推移】



【要介護度別認定者数の推移】



3 主な保健福祉サービス等の実施状況

保健福祉サービス等の実施状況は次のようになっています。

【主な保健福祉サービス等の実施状況】

事業名	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度見込
生きがいと創造の事業	130 人	130 人	152 人
基本チェックリスト実施者数	6,289 人	7,023 人	5,600 人
二次予防事業対象者数	1,009 人	1,502 人	1,030 人
二次予防事業（介護予防事業）参加者数	139 人	204 人	205 人
介護予防教室参加者数	1,043 人（33 回）	1,149 人（33 回）	1,200 人（35 回）
介護予防推進員養成講座	15 人	20 人	11 人
ふれあいいきいきサロンスタッフ研修会	54 人（2 回）	44 人（2 回）	30 人（1 回）
ふれあいいきいきサロン健康講座	259 人（18 回）	181 人（13 回）	500 人（30 回）
介護予防番組の放映（参加団体）	52 週 （16 団体+26 個人）	52 週 （18 団体+24 個人）	
高齢者いきいきデイサービス事業	209 人	213 人	233 人
紙おむつ給付事業	1,499 人	1,154 人	1,300 人
あんしん電話事業	251 人	242 人	250 人
高齢者生活支援事業（ホームヘルパー派遣）	24 人	20 人	26 人
高齢者生活支援事業（生活援助員の派遣）	59 人	54 人	60 人
高齢者生活支援短期入所事業	7 人	7 人	6 人
訪問理美容助成事業	48 人	43 人	50 人
高齢者はり、きゅう、マッサージ等助成事業	1,165 人	1,120 人	1,300 人
高齢者愛の一声事業	381 人	380 人	400 人
老人日常生活用具給付等事業	17 人	3 人	15 人
高齢者等除雪援助員派遣事業	339 人	329 人	320 人
高齢者等雪下ろし援助員派遣事業	943 人		
高齢者等雪下ろし助成事業		878 人	900 人
寝具洗濯乾燥サービス事業	7 人	2 人	5 人
高齢者見守り支援事業	147 人	147 人	130 人
介護相談員派遣事業	58 箇所	60 箇所	64 箇所
介護給付費等費用適正化事業（介護給付費通知書発送）	4 回	4 回	2 回
福祉用具・住宅改修支援事業	37 件	31 件	40 件
養護老人ホーム措置実人数	100 人	101 人	100 人
成年後見制度利用支援事業	15 件	9 件	10 件
家族介護者交流激励支援事業	47 人	53 人	60 人

4 高齢者に対する基礎調査について

(1) 調査の目的

本調査は、平成27年度から平成29年度を計画期間とする「米沢市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定するにあたり、高齢者の日常生活の状況、身体状況、健康づくりに対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画策定の基礎資料とし活用するために実施しました。

(2) 調査の対象

① 高齢者福祉事業に関するアンケート調査

平成26年6月1日現在、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象とし、その中から、年齢、男女比、居住区域の人口比などを考慮した上で、層化無作為抽出法により1,000人を抽出しました。

② 日常生活圏域ニーズ調査

平成26年6月1日現在、要介護認定を受けている方を含む65歳以上の方を対象とし、その中から、年齢、男女比などを考慮した上で、層化無作為抽出法により1,000人を抽出しました。

(3) 調査の方法

郵送による配布・回収

(4) 調査の実施時期

平成26年6月～7月

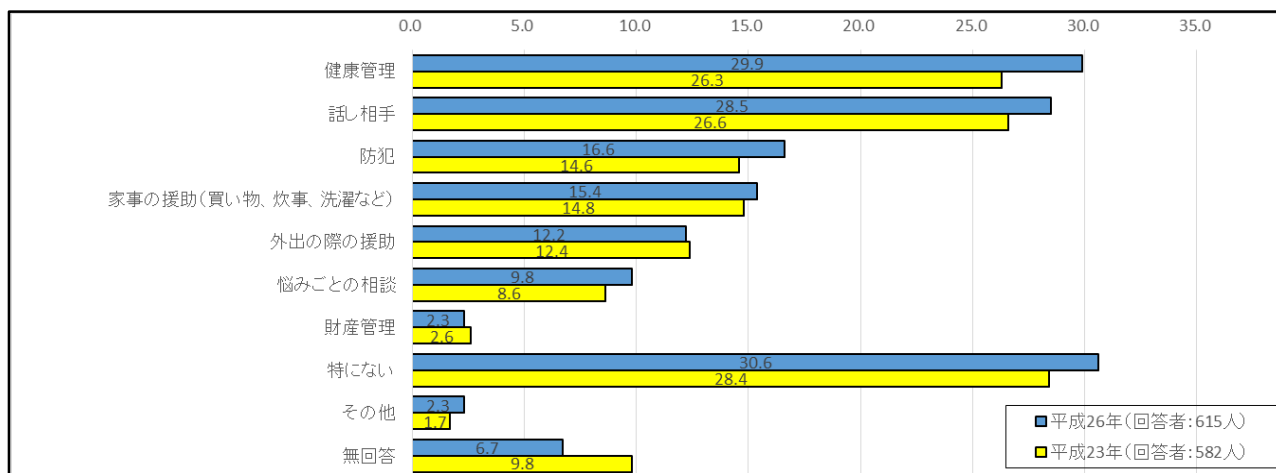
(5) 配布・回収の結果

区分	配布数	回収数	無効回答	回収率
高齢者福祉事業に関するアンケート調査	1,000 件	615 件	0 件	61.5%
日常生活圏域ニーズ調査	1,000 件	578 件	0 件	57.8%
計	2,000 件	1,193 件	0 件	59.7%

(6) 高齢者福祉事業に関する意識調査（一部抜粋し、平成23年に実施した同調査と比較分析）

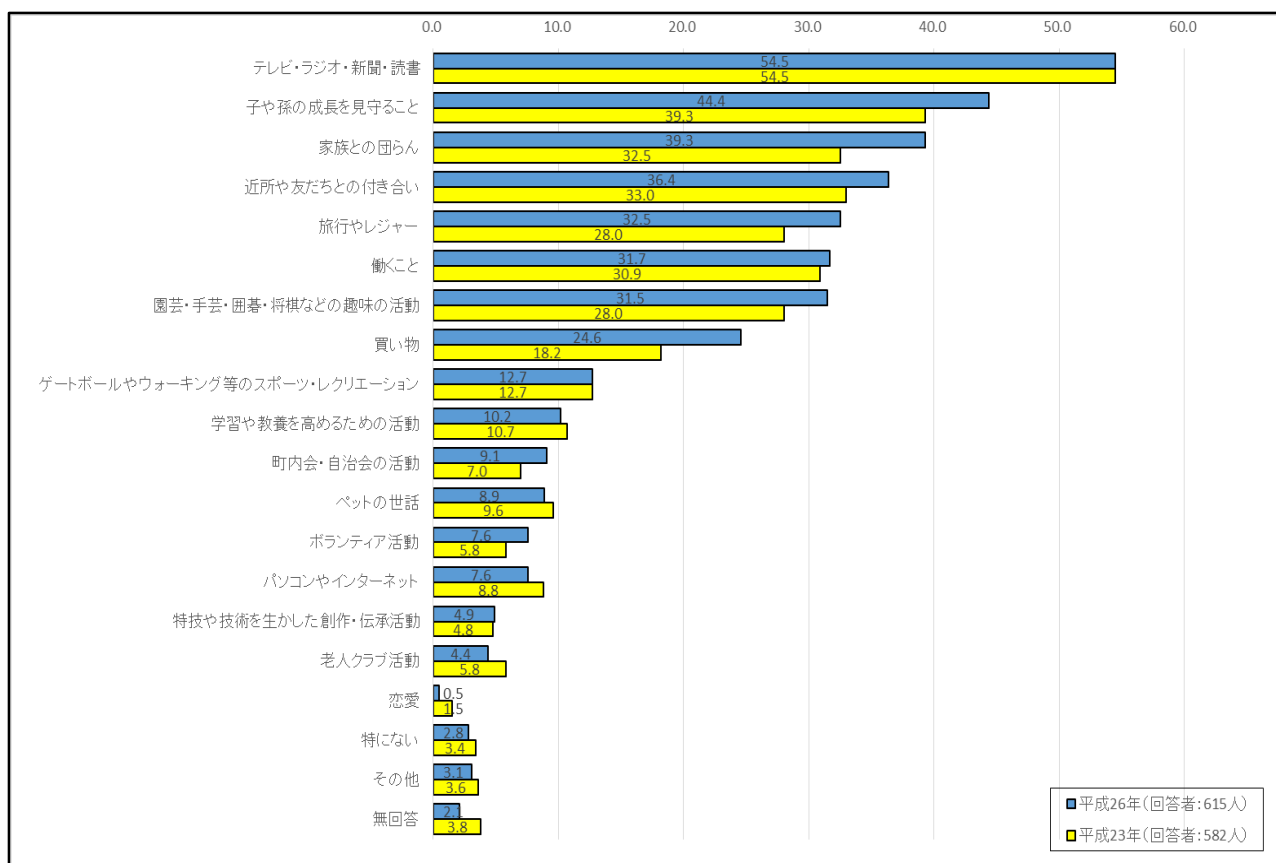
【暮らしていくうえで希望する支援】

「特に支援を要しない」とする割合が多い一方で、希望する支援として「健康管理」「話し相手」を挙げる割合が前回調査に続き高くなっている。



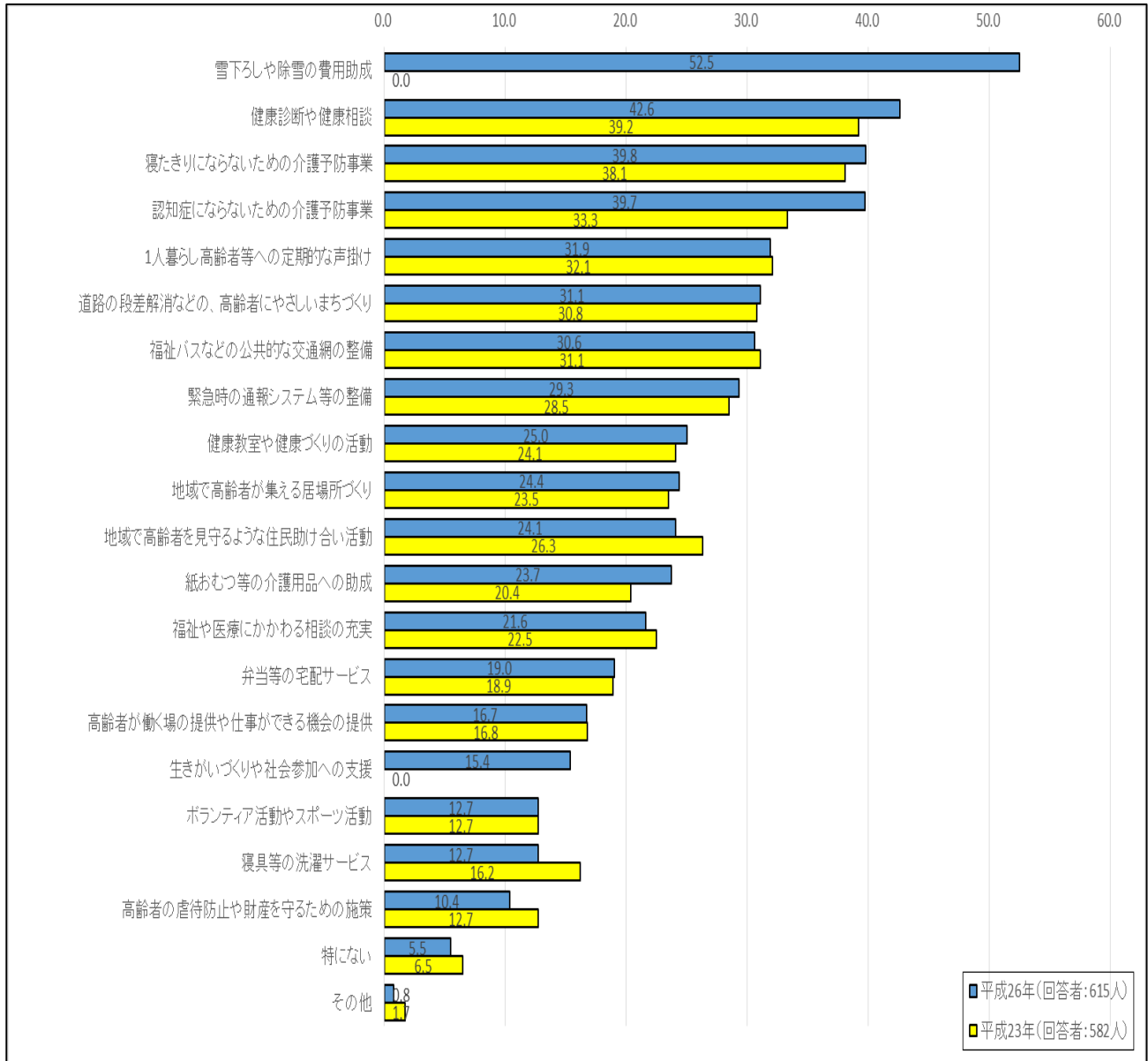
【喜びや生きがい】

「テレビ・ラジオ・新聞・読書」「子や孫の成長を見守ること」「家族との団らん」といった、比較的身近なものに「喜びや生きがい」を感じている割合が高く、「町内会・自治会活動」「ボランティア活動」「老人クラブ活動」といった社交的な活動を通した「喜びや生きがい」の割合が低くなっている。



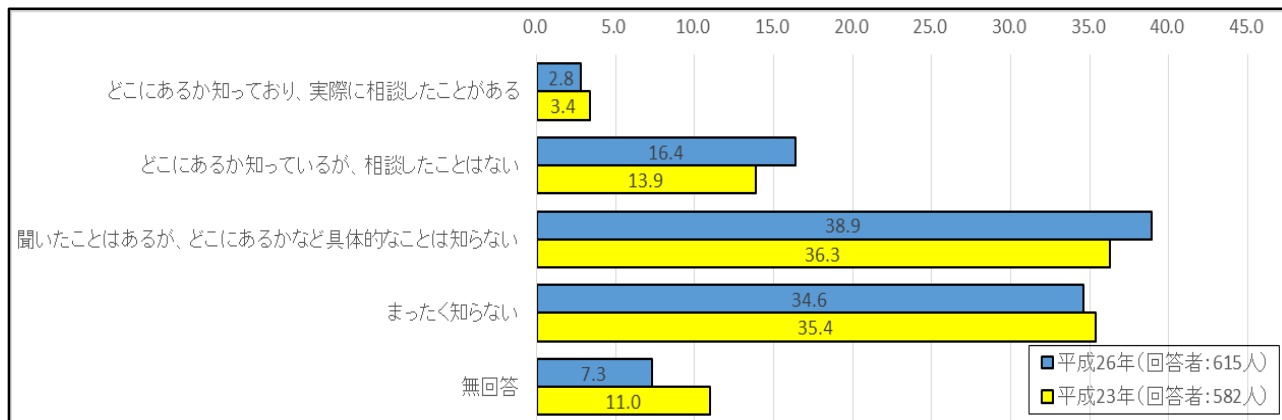
【力を入れてほしい高齢者施策】

今回の調査より項目に加えた雪対策に関する施策への要望が強い。また、前回調査と共通して、健康や介護予防に関する施策や、公共交通網、道路、緊急通報システムの整備といったインフラ整備に関する要望が比較的高い数値を示している。



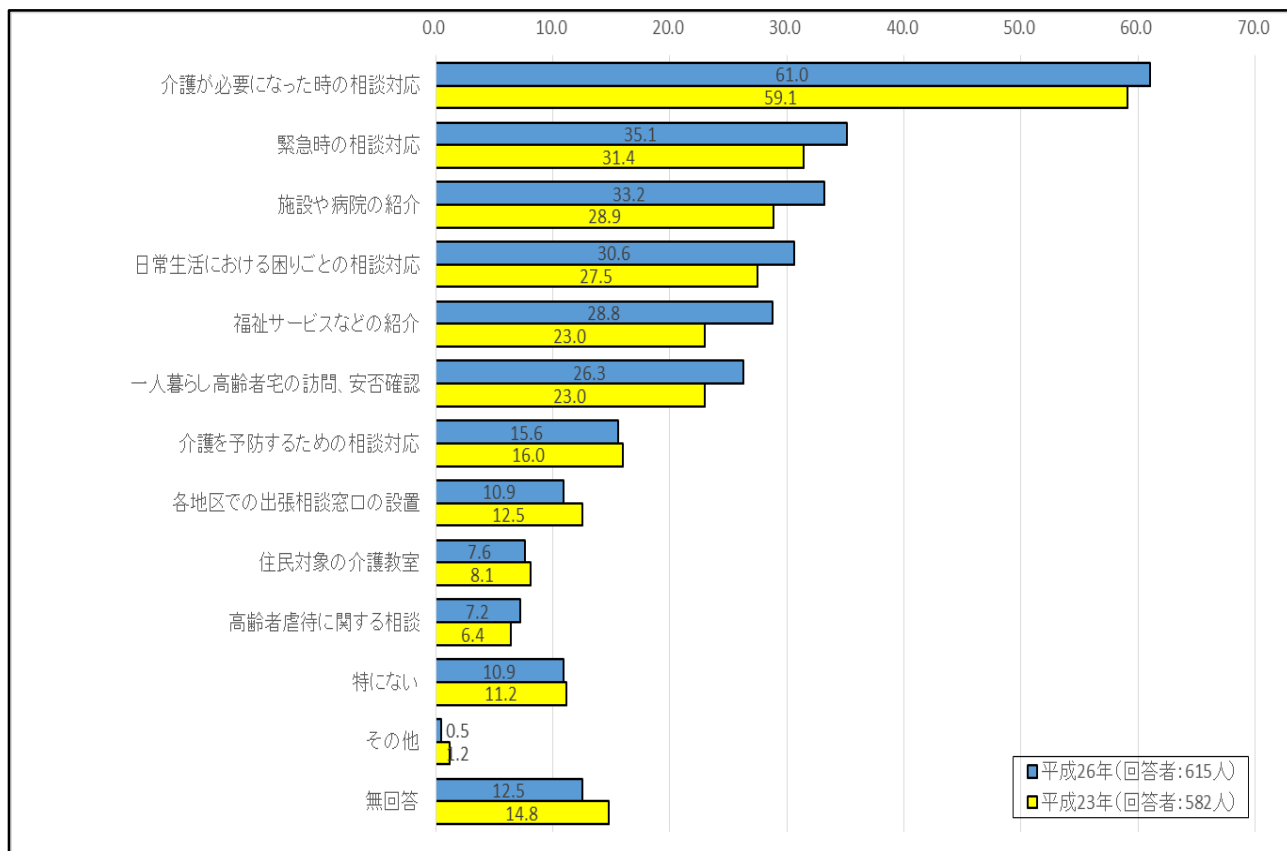
【地域包括支援センターについて】

「具体的なことは知らない」「まったく知らない」の割合が高く出ている。「地域包括支援センター」の認知度は、その必要度合いなどに左右されるものではあるものの、今後「地域包括ケア」を推進していく上で、その中核を担うべき「地域包括支援センター」について引き続き周知・啓蒙を図って行く必要がある。



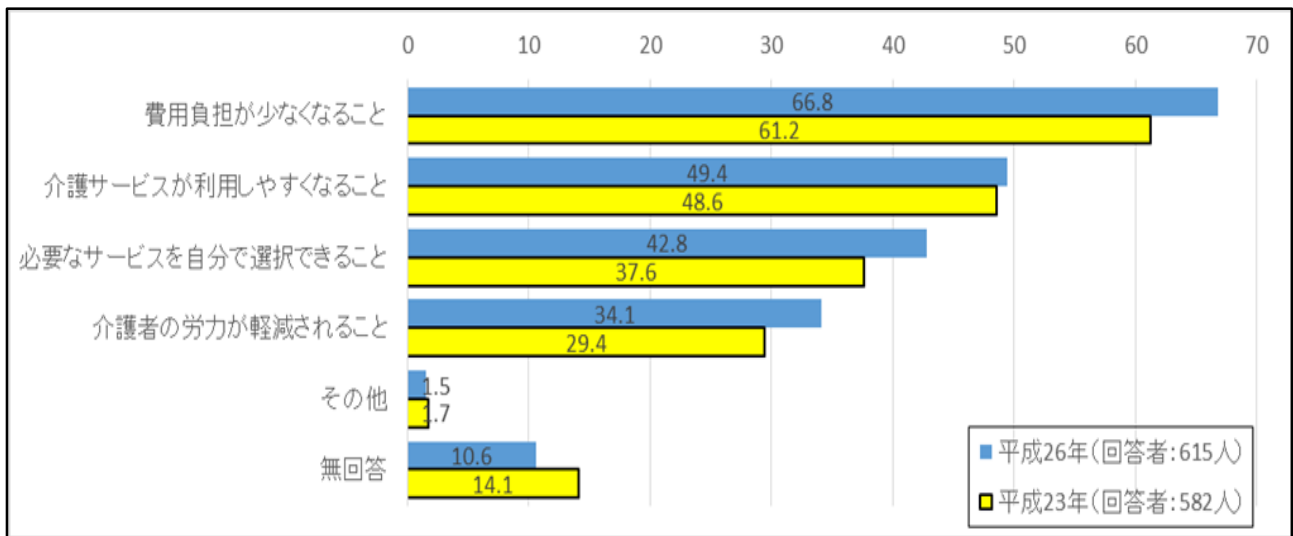
【地域包括支援センターへの期待】

前回の調査と同様に、「介護が必要になった時の相談対応」が突出しており、その他業務が相対的に低い割合にとどまっている。前述の周知・啓蒙を図って行く中で、「地域包括支援センター」の基幹業務についても、市民の中に定着させていく必要がある。



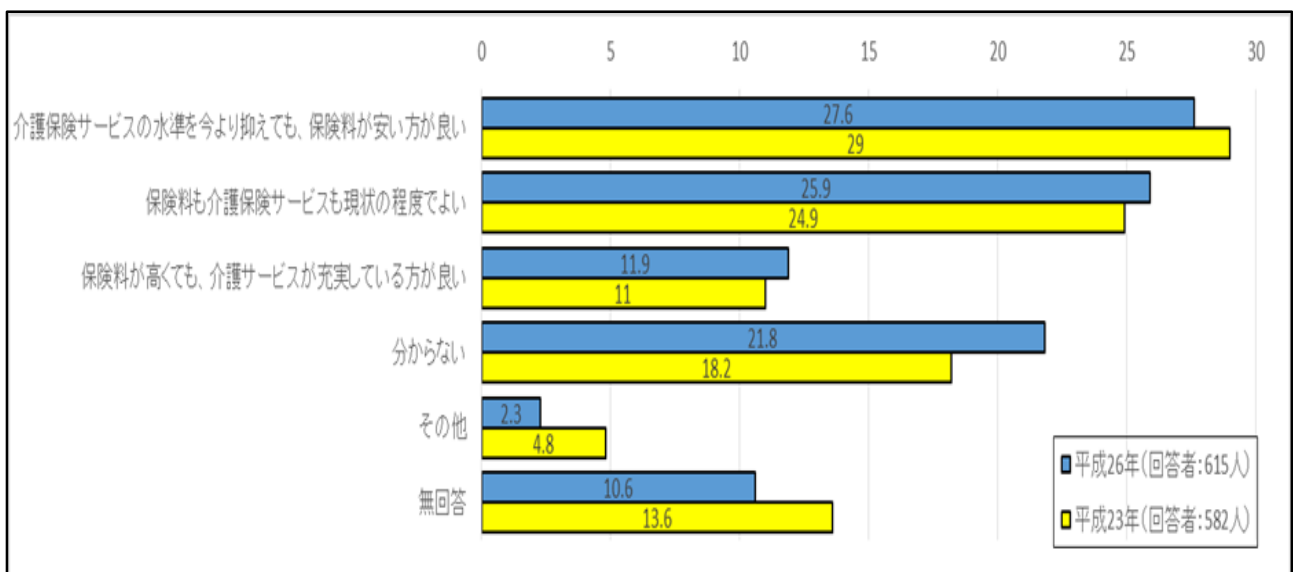
【介護保険に期待すること】

前回の調査と共通して、費用負担に関する関心が高い。



【介護保険サービスと保険料について】

前回の調査と共通して、「介護保険サービスの水準を今より抑えても、保険料が安い方がよい」「保険料もサービスも現状程度でよい」の割合が、「保険料が今より高くても、介護保険サービスが充実している方がよい」を大きく上回っている。

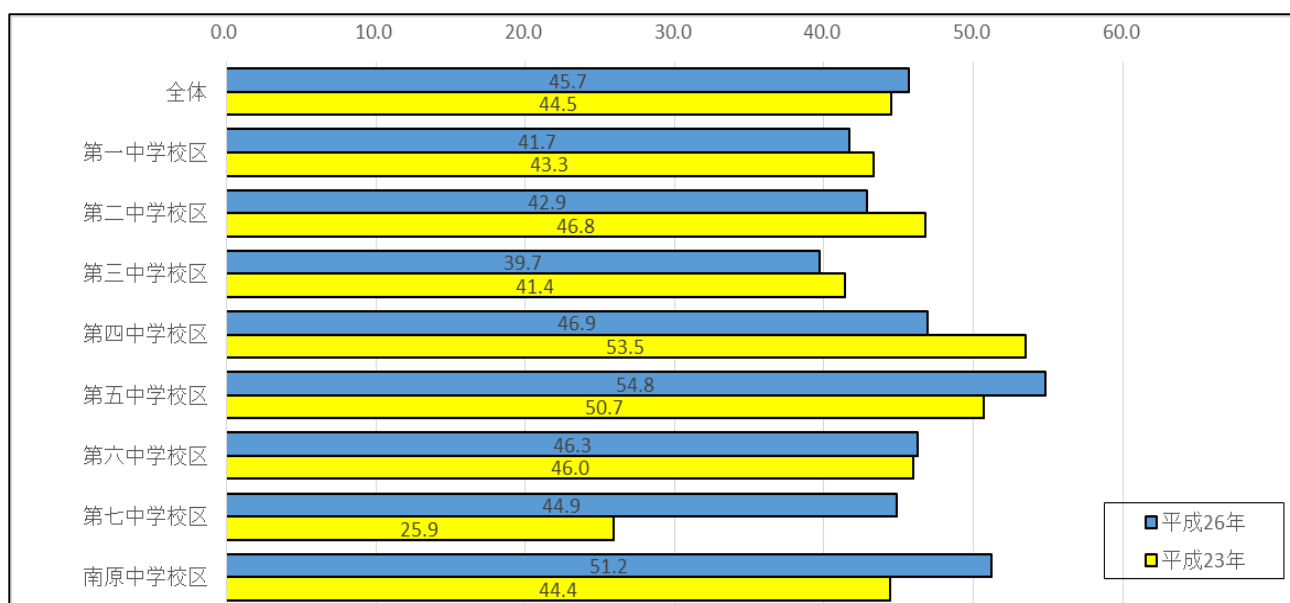


(7) 日常生活圏域ニーズ調査（一部抜粋し、平成23年に実施した同調査の結果と比較分析）

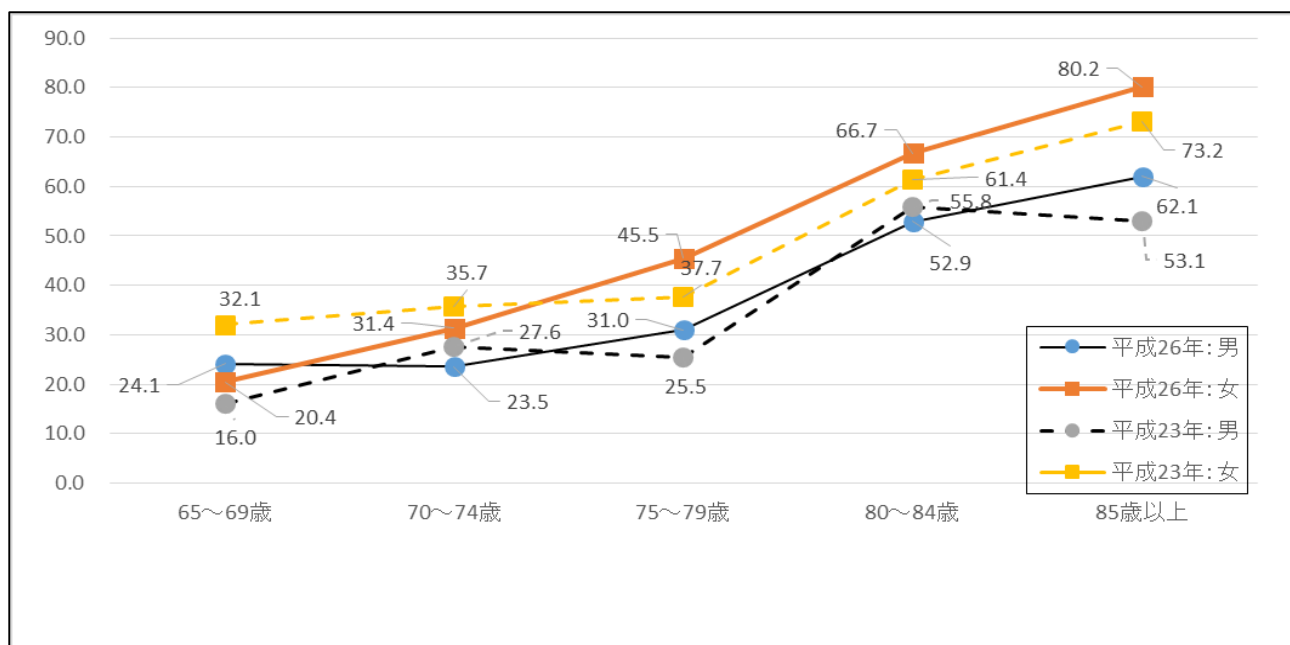
【転倒のおそれ】

前回の調査と共通している点として、中学校区別の結果では「第4中学校区」「第5中学校区」で全体平均を上回っていること、性別・年齢別の結果では、年齢が上がるほどリスク者割合が高くなっており、また、男性よりも女性の方が高い割合になっている傾向がある。

－中学校区別－



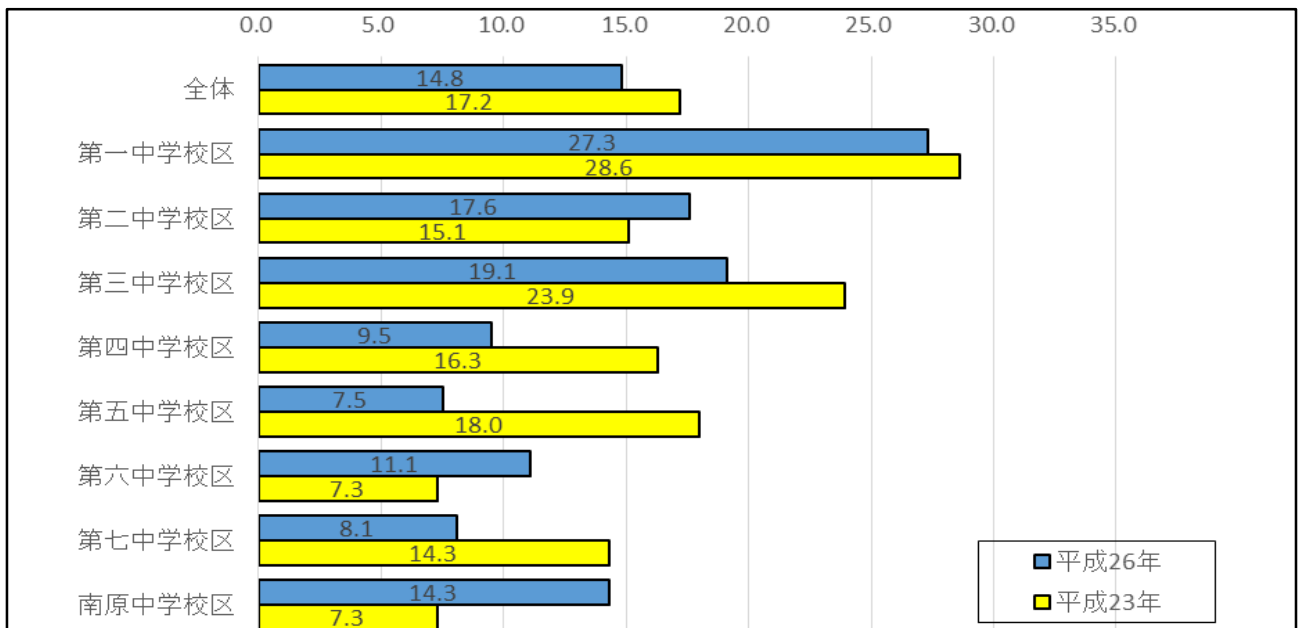
－性別・年齢別－



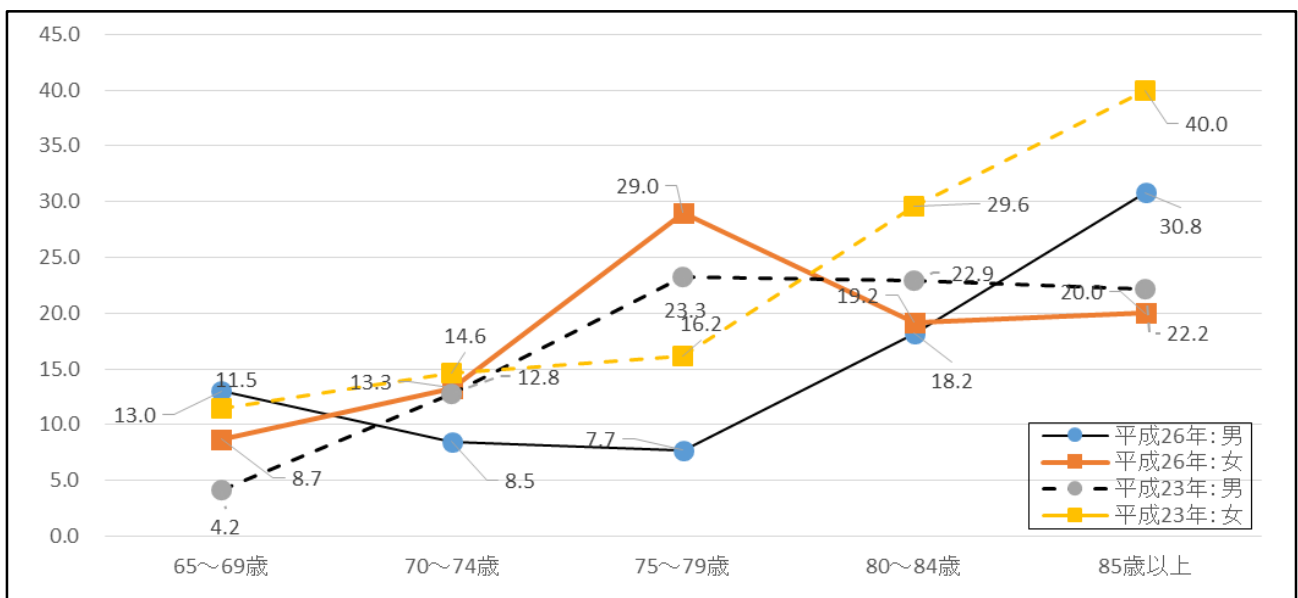
【口腔機能の低下】

前回の調査と共通している点として、中学校区別の結果では「第一中学校区」「第三中学校区」高い数値を示し、「第六中学校区」が低い数値となっている。性別・年齢別の結果では、年齢が上がるほどリスク者割合が高くなる傾向にある。

—中学校区別—



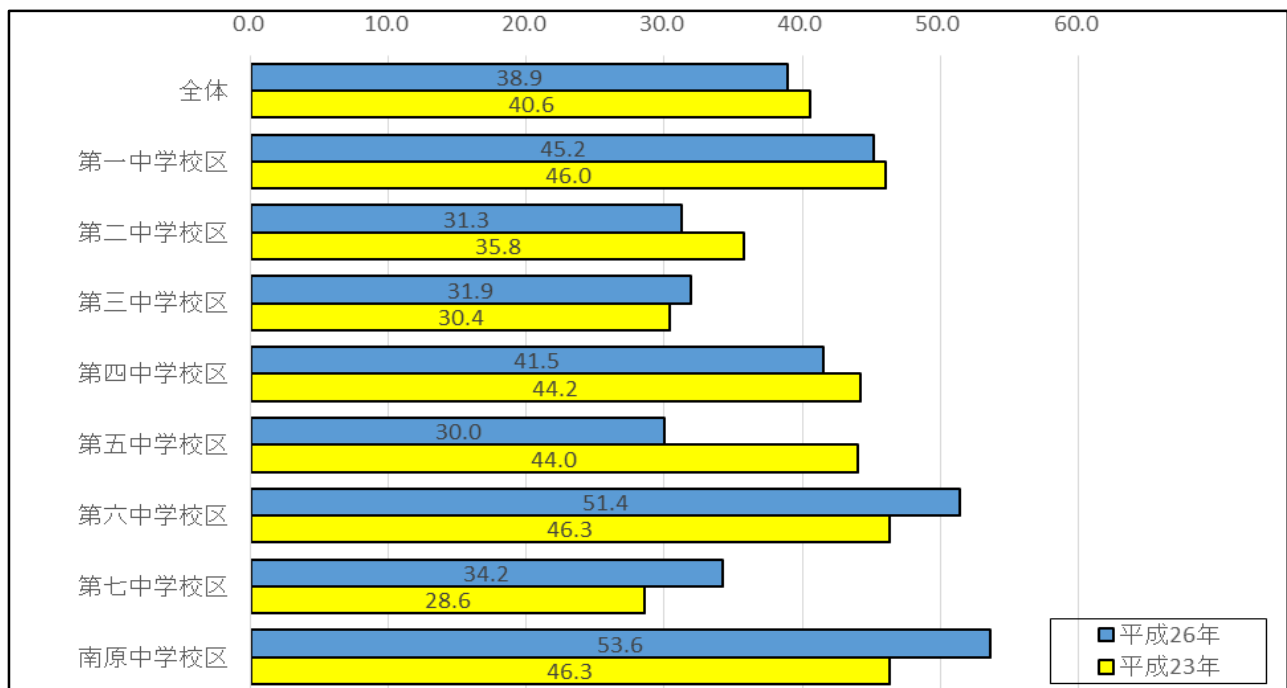
—性別・年齢別—



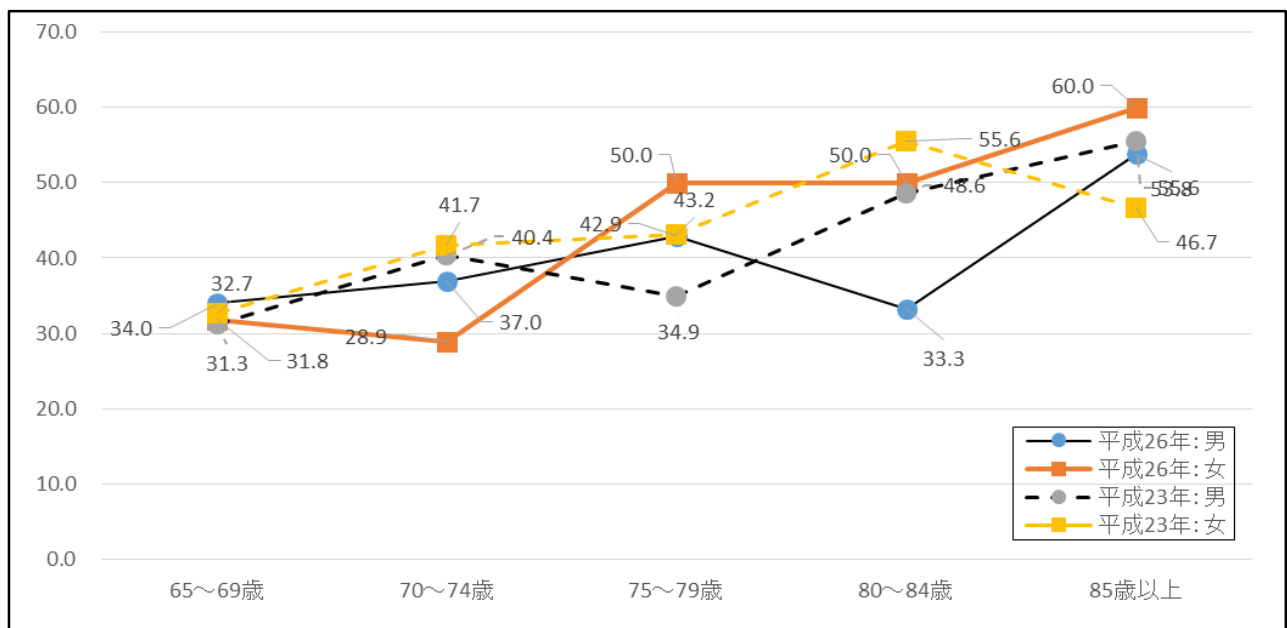
【認知症予防】

前回の調査と共通している点として、中学校区別の結果では「第一中学校区」「第四中学校区」「第六中学校区」「南原中学校区」で高い数値を示し、「第二中学校区」「第三中学校区」「第七中学校区」が低い数値となっている。性別・年齢別の結果では、年齢が上がるほどリスク者割合が高くなっており、また、男性よりも女性の方が高い割合になっている傾向がある。

－中学校区別－



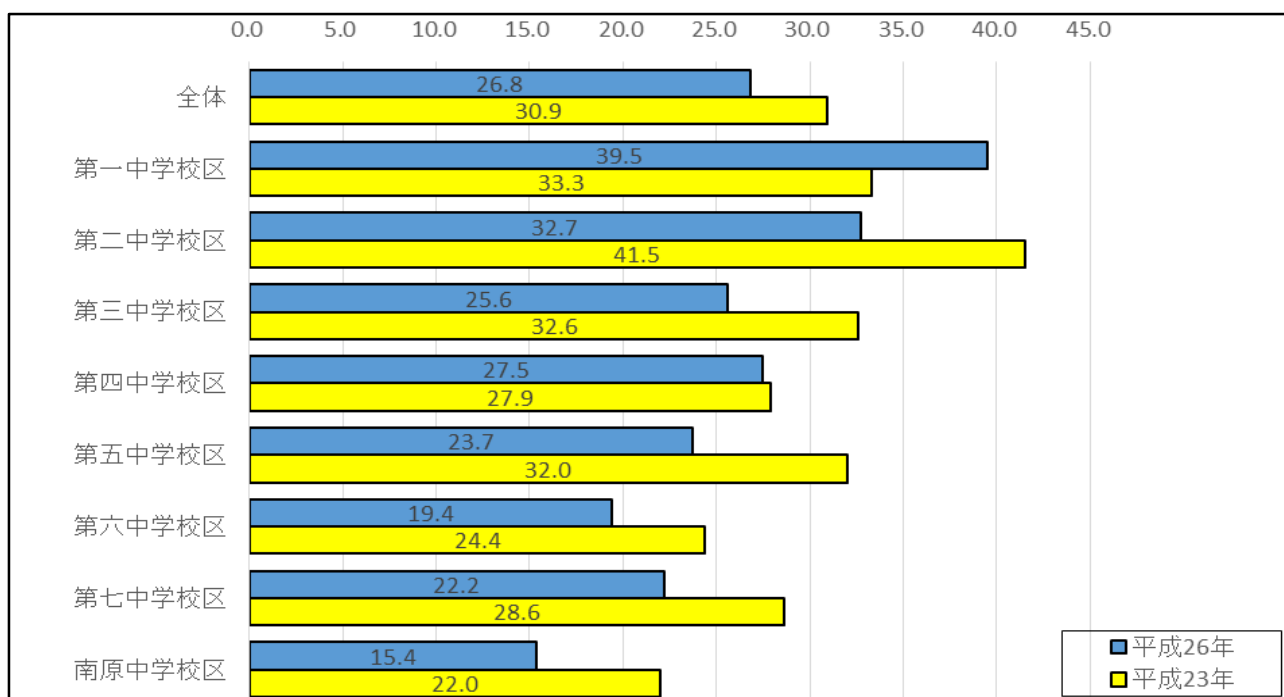
－性別・年齢別－



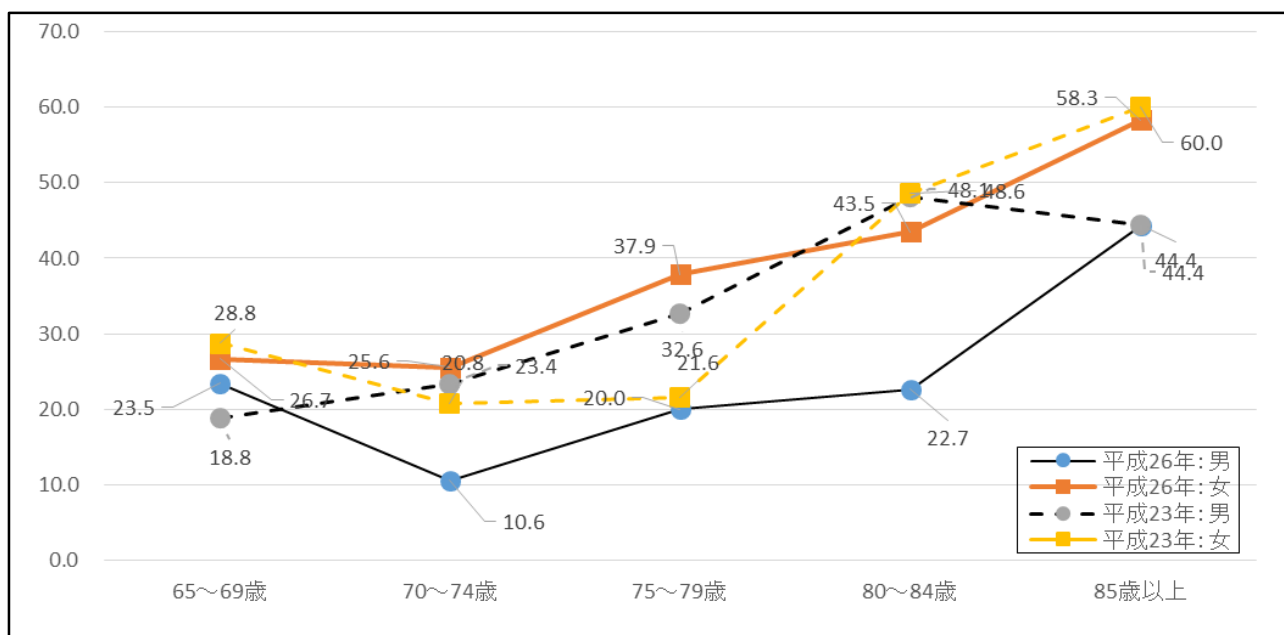
【二次予防事業対象者】

前回の調査と共通している点として、中学校区別の結果では「第一中学校区」「第二中学校区」で高い数値を示し、「第四中学校区」「第六中学校区」「第七中学校区」「南原中学校区」が低い数値となっている。性別・年齢別の結果では、年齢が上がるほどリスク者割合が高くなっており、また、男性よりも女性の方が高い割合になっている傾向がある。

—中学校区別—

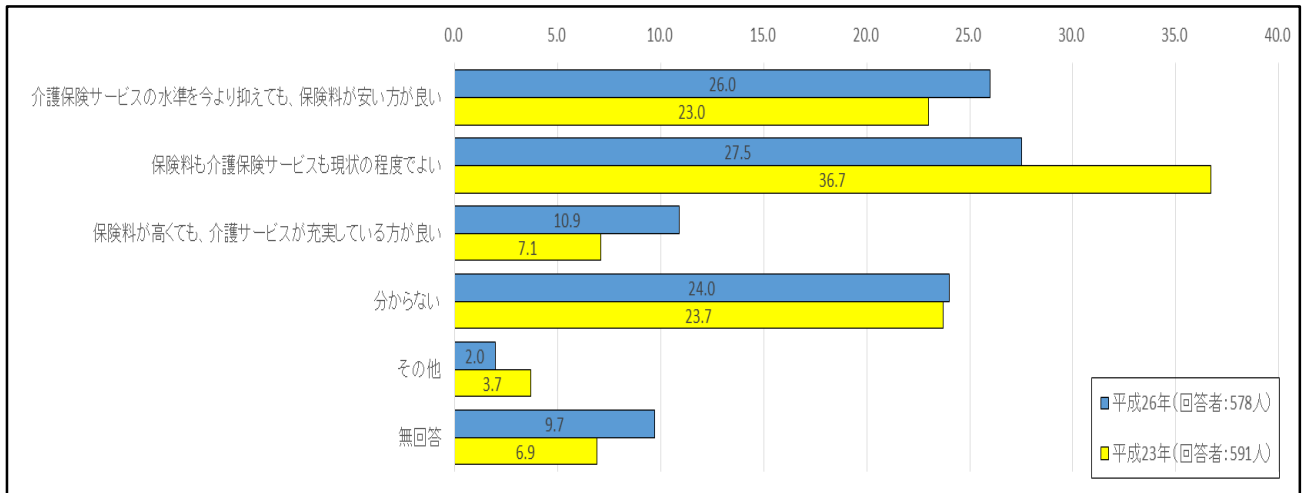


—性別・年齢別—



【介護保険サービスと保険料について】

前回の調査と共通して、「介護保険サービスの水準を今より抑えても、保険料が安い方がよい」「保険料もサービスも現状程度でよい」の割合が、「保険料が今より高くても、介護保険サービスが充実している方がよい」を大きく上回っている。



第3章

施策・事業の推進

施策の体系

基本理念	基本目標	施策	事業
高齢者がいきいきと暮らすまちづくりの推進	1 生きがいづくりと社会参加を支援します	(1) 高齢者の生きがいづくりの支援	① 生きがいと創造の事業 ② 老人体育レクリエーション大会事業 ③ 敬老金支給事業 ④ 老人福祉センター「寿山荘」
		(2) 多様な地域活動への参加支援	① 老人クラブ育成事業
		(3) 高齢者への就業等の支援	① 高齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター）
	2 活動的で自立したその人らしい暮らしづくりを支援します	(1) 一次予防事業の介護予防活動の促進	① 介護予防普及啓発事業 ② 地域介護予防活動支援事業 ③ 一次予防事業評価事業 ④ 老人福祉センター「寿山荘」（再掲）
			① 二次予防事業対象者把握事業 ② 通所型介護予防事業 ③ 訪問型介護予防事業 ④ 二次予防事業評価事業
			① 二次予防事業 ② 予防給付（指定介護予防支援事業）
		(2) 二次予防事業の実施	
		(3) 介護予防ケアマネジメントの実施	
	3 必要に応じた支援を提供します	(1) 地域包括ケアシステムの構築	① 地域包括支援ネットワーク構築 ② 総合相談・支援事業 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ④ 介護予防・日常生活支援総合事業 ⑤ 権利擁護事業 ⑥ 地域ケア会議の推進 ⑦ 高齢者見守り支援事業
			① 社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業 ② 介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業 ③ 特定入所者介護サービス費 ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ 高額介護サービス費 ⑥ 家族介護者交流激励支援事業
		(2) 利用者負担の軽減	
	4 自立と安心な暮らしのためのサービスを提供します	(1) 自立生活への支援	① 高齢者いきいきデイサービス事業 ② 紙おむつ給付事業 ③ あんしん電話事業 ④ 高齢者等生活支援事業 ⑤ 高齢者生活支援短期入所事業 ⑥ 訪問理美容助成事業 ⑦ 高齢者はり・きゅう・マッサージ等助成事業 ⑧ 高齢者愛の一声事業 ⑨ 老人日常生活用具給付等事業 ⑩ 高齢者等除雪援助員派遣事業 ⑪ 高齢者等雪下ろし助成事業 ⑫ 寝具洗濯乾燥サービス事業 ⑬ 高齢者見守り支援事業（再掲）
			① 介護認定審査会 ② 介護認定調査 ③ 介護相談員派遣事業 ④ 地域密着型サービス ⑤ 趣旨普及事業
			① 介護給付等費用適正化事業
			① 認知症施策推進事業
			① あんしん電話事業（再掲） ② 高齢者生活支援短期入所事業（再掲） ③ 高齢者愛の一声事業（再掲） ④ 老人日常生活用具給付等事業（再掲） ⑤ 高齢者見守り支援事業（再掲）
			① 福祉用具購入・住宅改修 ② 福祉用具・住宅改修支援事業 ③ 公営住宅塩井団地シルバーハウジング・プロジェクト ④ 老人福祉施設入所 ⑤ 高齢者等除雪援助員派遣事業（再掲） ⑥ 高齢者等雪下ろし助成事業（再掲）
		(2) 介護保険サービスの基盤整備	
		(3) 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進	
		(4) 認知症高齢者ケア体制の推進	
		(5) 緊急時等の安全・安心の確保	
		(6) 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援	
	5 尊厳のある暮らしを支援します	(1) 権利擁護の推進	① 成年後見制度推進事業
		(2) 虐待防止の促進	① 高齢者虐待防止

基本目標 1 生きがいくりと社会参加を支援します

(1) 高齢者の生きがいくりの支援

① 生きがいと創造の事業

【現状と課題】

高齢者が持つ豊かな経験並びに知識及び趣味や研修を通じて習得した技能を生かし、参加した仲間と共に意欲的に創造活動や生産活動を行うことによって、生きがいくりと社会参加を促進し、心身の健康と潤いのある自立した生活を実現することを目的としたものです。

現在は、陶芸、籐づる、日本画、木彫、園芸、手芸、水墨画の7つの部会があり、定期的な創作活動を行うと共に、年1回の合同展示会や市役所高齢福祉課窓口の常設展示スペースに展示するなど、意欲的に事業を行っています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

生涯学習ガイドブックへ会員募集掲載や作品常設展示により事業のPRを図ります。

また、活動の場を検討しながら、会員数が増えるよう事業の周知も図っていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	150人	170人	190人

② 老人体育レクリエーション大会事業

【現状と課題】

昭和50年から高齢者がスポーツを通じて健康の保持と相互親睦を図ることを目的として開催しています。参加者は60歳以上の方で主として老人クラブ単位としています。

単位老人クラブや会員数の減少により、本事業の参加者も減少傾向にあります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

参加しやすい事業内容に変更したり、PRに努めていきます。

また、参加者数の減少は、単位老人クラブや会員数の減少によるものであり、老人クラブ自体の活性化に向けた取り組みを行い、参加者増につなげていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	750人	750人	750人

③ 敬老金支給事業

【現状と課題】

高齢者に対して、敬老の意を表し合わせて敬老思想の高揚を図ることを目的として、数え年100歳の方へお祝い金10万円と寿詞を支給し、米寿及び101歳以上の方へは寿詞のみを贈呈しています。

課題としては、祝い金の支給者が増えていることによる財政上の問題、そして、101歳以上の方や家族からは、毎年額縁は不要であるという声が多数あがっています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

高齢社会に伴い、対象者の人数が増加していることから、財政状況の変化、他市町村の状況を見ていながら、対象者や内容について検討を行っています。

また、101歳以上の寿詞については、ニーズを把握しながら検討します。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
敬老金の支給者数	28人	57人	70人

④ 老人福祉センター「寿山荘」

【現状と課題】

無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とします。

【今後の方針（平成27～29年度）】

施設の老朽化に伴い修繕等に配慮しながら、引き続き「老人福祉センター」としての機能を充実させ、老人福祉センターとしての機能、目的にあった施設として充実していきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設利用者数(延数)	2,800人	2,900人	3,000人
健康増進、教養の向上、レクリエーション等の行事数	月 1 回	月 2 回	月 3 回

(2) 多様な地域活動への参加支援

① 老人クラブ育成事業

【現状と課題】

高齢者の生活を健全で豊かなものにするため助成を行い、会員の教養の向上、健康の保持・増進を図るとともに、レクリエーション並びに地域社会の交流を実施し、老人福祉の向上に努めています。

近年は、高齢者の意識の変化等によりクラブ数、会員数ともに減少傾向にあります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

高齢者の自主的な組織である老人クラブは、介護予防や相互の生活支援等の効果が期待されるため、各クラブでの活動をより自主的に活発に行えるよう、団塊の世代の加入を含め、新規会員増加につながる施策を進めていく必要があります。

具体的には、より積極的な広報・PR活動、老人クラブ連合会との連携、各老人クラブで新規に事業を行い成果になっているものへの支援等を検討していきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
クラブ数	60	63	66
会員数	2,000人	2,050人	2,100人

(3) 高齢者への就業等の支援

① 高齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター）

【現状と課題】

健康な高齢者が、補助的・短期的な就業を通じて自己の労働能力を生かし、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、活力ある地域社会づくりに取り組んでいる米沢市シルバー人材センターに運営費の補助を行い、その活動に協力しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

高齢社会の中で、元気で働きたい高齢者はますます増えてきています。

厳しい経済状況の中で、就業機会の開拓はなお一層の努力が必要であり、シルバー人材センターの果たす役割は大きく、そのためにも、センターが主体的に企画立案する事業に対して今後も積極的に支援していきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	500人	520人	540人
契約件数	5,550件	5,600件	5,650件

基本目標2 活動的で自立したその人らしい暮らしづくりを支援します

(1) 一次予防事業の介護予防活動の促進

① 介護予防普及啓発事業

【現状と課題】

介護予防教室の開催

介護予防教室は、複数の事業所に委託しているため、様々な内容の教室が行われています。また、参加者の送迎を行っているところもあり、一人では参加が難しい人でも可能となっています。

教室会場は、地区コミュニティセンターを中心としていますが、平成26年度から、より積極的な運動指導が行える新しい事業所も加わり、幅広いメニューで取り組んでいます。

【今後の方針（平成27～29年度）】

介護予防教室の開催

介護予防教室は、地域包括支援センターや複数の事業所を拠点に、区域内の特色に合わせた内容と、集まりやすい会場での開催を進めます。

事業の目標値又は見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防教室参加者数	1,400人	1,450人	1,500人
介護予防教室実施延数	50回	53回	55回

② 地域介護予防活動支援事業

【現状と課題】

ア 介護予防推進員の活動支援・養成

平成25年度に養成した介護予防推進員に対して、定例的な研修会や運動指導等を実施し、介護予防推進員の役割や目的の再確認及び介護予防運動普及啓発活動の支援を行いました。

平成26年度については、自立した活動ができるよう自主活動における側面的な支援を実施し、介護予防推進員の目的意識の向上及び具体的な活動内容の運営企画等について支援し、各推進員のスキルアップを図っているところです。しかし、介護予防推進員の担い手不足や、活動内容の停滞等課題も多く、今後の活動については、再検討の必要があります。

イ 閉じこもり予防活動支援（地区組織の活動支援）

地区組織への支援として、ふれあいいきいきサロンスタッフ研修会及びサロン健康講座を開催し、スタッフ自身の健康の保持増進と、サロン活動に役立つ交流や情報交換を実施しました。

ふれあいいきいきサロンスタッフ研修会では、参加者の人数が減少傾向にあり、研修受講対象者の選定や内容等について、更なる工夫が必要です。

また、サロン健康講座は地域密着型の活動拠点として定着しており、多様な要望に応じられるよう、職員及びスタッフのスキルアップが必要です。

ウ モデル地区サロンの活動支援

モデル地区サロンの活動支援については、閉じこもり予防及び健康保持増進を目的に、地域を選定し実施しています。

対象者の減少や健康状態の不調等により、モデル地区サロンの継続実施が困難な場合もあり、訪問指導に変更するなど、実施内容の工夫が必要です（平成25年度）。

【今後の方針（平成27～29年度）】

ア 介護予防推進員の活動支援・養成

介護予防推進員となる人も含めて、地域における既存の組織等を活用するなどの工夫を行い、幅広い介護予防活動が定着するよう支援します。

イ 閉じこもり予防活動支援（地区組織の活動支援）

ふれあいいきいきサロンスタッフ研修会では、介護予防に関する基礎的な知識を研修内容に盛り込み、地区での活動に役立てることができるよう、研修内容の工夫を検討します。

また、サロン健康講座は受講者数も増加傾向にあり、有償の講師による回数を増加するなど、魅力的な講座となるよう努力していきます。

ウ モデル地区サロンの活動支援

モデル地区におけるサロン活動については、地区住民との話し合いを行いながら、介護予防事業を展開していきます。

事業の目標値又は見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防推進員数	20人	30人	30人
介護予防推進員活動支援	360人(12回)	360人(12回)	360人(12回)
ふれあいいきいきサロンスタッフ研修会	60人(2回)	60人(2回)	60人(2回)
サロン健康講座	500人(30回)	550人(32回)	600人(35回)
介護予防モデル地区事業	15人(3回)	15人(3回)	15人(3回)

③ 一次予防事業評価事業

【現状と課題】

一次予防事業の参加者に対するアンケート調査を行い、客観的な事業の評価を行いました。平成26年度は、ふれあいいきいきサロンのスタッフ及び介護予防教室参加者及び委託事業所等にアンケート調査を行い、事業の拡大・継続を検討中です。

【今後の方針（平成27～29年度）】

一次予防事業の参加者に対するアンケート調査を行い、客観的な事業の評価を行っていきます。

さらに、一次予防事業内容のニーズの把握に努め、介護予防事業のより一層の充実を目指します。

事業の目標値又は見込み	平成27年度	平成28年度	平成29年度
アンケート対象者数	200人	200人	200人

④ 老人福祉センター「寿山荘」（再掲：23ページ基本目標1（1）④）

（２）二次予防事業の実施**① 二次予防事業対象者把握事業****【現状と課題】**

平成２３年度から３か年かけて、基本チェックリストを郵送し対象者把握に努めたところ、支援が必要な方の早期発見・早期対応につながったことを踏まえ、平成２６年度から３か年かけて再度基本チェックリストを郵送することとしました。

その他、各地域包括支援センターの相談業務の中で必要と考えられた高齢者に対する基本チェックリストの実施、また民生委員等の関係者・関係機関との連携を強化するなど、複数の経路により対象者把握を行っています。

平成２６年度からは、自分の身体状況を自己チェックするという意識を高めてもらうように、「心と体のセルフチェック表（基本チェックリスト）」に名称を改めました。

今後は、対象者を把握するだけでなく、高い回収率を活かした事業の展開、地域ごとの分析等によるニーズに合わせた支援が必要と思われます。

【今後の方針（平成２７～２９年度）】

引き続き、基本チェックリストの郵送のほか、複数の経路による対象者把握を行い、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基本チェックリスト送付者数	6, 200人	6, 200人	6, 300人
返送者数	5, 000人	5, 000人	5, 040人
対象者数	1, 200人	1, 200人	1, 210人

② 通所型介護予防事業**【現状と課題】**

参加者は年々増加傾向にあります。指定通所介護予防事業所（デイサービスセンター）のほか、スポーツクラブ、接骨院に委託し、実施事業所の拡大を図りながら事業を展開しています。

参加終了者を対象に、フォローアップ教室を開催したところ、事業参加終了後、継続して取り組んでいる人の割合が約半数と低い現状があります。

参加率も、平均１６．５％と低く、早い段階からの介護予防に対する意識付けが必要と思われます。また、事業参加終了後も継続して自主的に取り組むことが出来るように、フォローアップ体制を整備する必要があります。

【今後の方針（平成２７～２９年度）】

今後も、実施事業所（委託）を増やし、事業の拡大を図ります。併せて、医療機関や各地区のコミュニティセンター等にポスターの掲示やリーフレットの配置を依頼し、事業についての周知を図っていきます。

二次予防事業対象者として決定した方へ電話や訪問による個別対応を行い、事業参加を促していきます。また、事業参加終了後も継続して取り組めるように、実施場所の情報提供、自主グループの立ち上げ支援等、自主的な介護予防活動を推進していきます。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成２９年度中）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所型介護予防事業参加者数	210人	220人	230人

③ 訪問型介護予防事業

【現状と課題】

市内の訪問看護事業所（委託）にて事業を行っており、閉じこもり予防・認知症予防・うつ予防に加え、通所型事業（運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善）の該当者でありながら、諸事情により通所できない方への事業を行っています。

訪問型の対象者は、事業の参加までは至らない方であっても、何らかの支援を必要としている人が多い状況のため、平成26年度より、看護師・保健師が中心となり、自宅への訪問を積極的に行い適切なアセスメントと早期対応に努めています。

今後は、アセスメントにより把握したニーズに合わせた支援を行い、事業参加を促していく必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

訪問型介護予防事業の対象者を明確にし、ニーズに合わせた専門的なサービスを受けられるよう事業の体制を整えます。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度中）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問型介護予防事業参加者数	5人	5人	5人

④ 二次予防事業評価事業

【現状と課題】

参加終了後のアンケート、参加前後の主観的健康観と基本チェックリスト該当項目の変化により事業の評価を行っています。また、事業評価などを委託事業所にフィードバックし、定期的に情報交換や研修会を開催し、質の高いプログラムを提供できるように努めています。

しかし、現在は明確な評価指標が定まっておらず、経年的に評価するのが難しい状況にあります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

以下の指標で評価を行います。

- ①プロセス指標：事業を効率的・効果的に実施するための事業の企画立案、実施過程等に関する評価
- ②アウトプット指標：事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する評価
- ③アウトカム指標：事業成果の目標に関する指標
- ④委託事業所に対する評価

今後も委託事業所が拡大することが見込まれるため、事業実績、評価などを委託事業所にフィードバックし、事業所間で差が生じないように事業を展開していきます。さらに、定期的に研修会、情報交換を行い、質の高いプログラムを提供できるように支援を行います。

（３）介護予防ケアマネジメントの実施**① 二次予防事業****【現状と課題】**

二次予防事業参加者数は、年々増加傾向にあります。初めての参加者も増加しているものの、過去に参加経験のある方の参加も増えています。

課題としてはセルフケアの取り組み、生活機能向上といった本来の目的が薄れ、単に通うことが目的となっている方が多くみられます。また、二次予防事業の該当者ではあるものの、参加に結びつかないケースも多く、早い段階からの取り組みの必要性等、介護予防の周知を推進する必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

参加者と関係機関とが相互に目的を確認し、より効果的に取り組めるよう事業を実施します。

介護予防事業への参加意欲を高めてもらうために、参加者の声や効果などをわかりやすく伝えながら、高齢者本人の意識を変えていくよう普及啓発を行います。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度中）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
二次予防事業参加者数	215人	225人	235人

② 予防給付（指定介護予防支援事業）**【現状と課題】**

要支援1・2の認定者に対する介護予防サービス計画書（予防ケアプラン）の作成を地域包括支援センターで行ったほか、指定居宅介護支援事業所へも委託し実施しました。委託先にて作成された予防ケアプランについても、要支援者の自立支援、状態の維持・向上または悪化の遅延化に資する内容であることを地域包括支援センターで確認し、予防給付対象サービスの実施に至っています。

後は、悪化の遅延化・状態改善がより効率的に図られるよう、利用者自身の自己管理、自主的取り組みの定着を推進する必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

利用者自身が心身の状態を理解し、維持・改善・向上や悪化防止等、状態に応じた積極的な取り組みを自らの意思で行うことができるよう、自立支援に資するケアマネジメントの実践に取り組みます。

ア 自立支援に資するケアマネジメントの実践

目標指向型の適正な予防ケアプランが作成されるよう指導・助言を行います。

イ ケアプランに連動した効果的なサービスの実践

予防ケアプランに添った適切なサービスが提供されるよう、通所系サービスを中心とした事業所への指導・助言を行います。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度中）に伴い、事業体制の整備・構築を行います。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予防ケアマネジメント提供者数	650人	664人	678人

基本目標3 必要に応じた支援を提供します

(1) 地域包括ケアシステムの構築

① 地域包括支援ネットワーク構築

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括支援センターの整備と機能充実を図り、介護・予防・医療・生活支援・住まいを適切に組み合わせ提供することのできる体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指して、医師会や医療機関、介護支援専門員をはじめとする職能団体、地域の関係団体等との連携強化にむけた取り組みを実施しました。

今後の課題としては介護支援専門員を中心としたケアマネジメントにより、高齢者個人や家族に対する支援の実施を通じて、介護保険サービスやその他のサービスが有機的に組み合わせられ提供されているものの、地域の関係機関や団体を組織的につなぎ、あるいは組織化するという状況には至っていないことが挙げられます。

高齢者の増加や家族形態の変化、多様なニーズ、心身状態の変化に応じたサービスを提供できるよう、関係機関と連携しながら地域における様々な社会資源を把握し、相互につなぎ、個人支援と地域支援の両立を図る必要があります。

特に、高齢者の増加に伴い、医療を必要とする高齢者、要介護者が増えると思われるため、医療と介護の連携体制を構築する必要があります。

あわせて、地域包括ケアシステムを推進する中核的機関として、地域の実情を踏まえた地域包括支援センターの整備と機能充実、専門機関としての資質向上を図る必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

ア 地域社会とのネットワークの構築

医師や医療機関等の専門職、民生委員をはじめとした地域社会との連携を図り、保健・医療・介護・福祉等の関係機関や団体とのネットワークの構築に取り組みます。

a 関係機関との連携体制構築

関係機関・団体との情報交換や協議を通じた連携強化と、地域課題の解決にむけた協働体制の整備を行います。

b 医療と介護の連携体制構築

入退院時をはじめ、医療と介護の切れ目ない連携を可能とするため、代表者レベルのみではなく現場実務者レベルでの分野・職種を超えた連携体制の構築を行います。

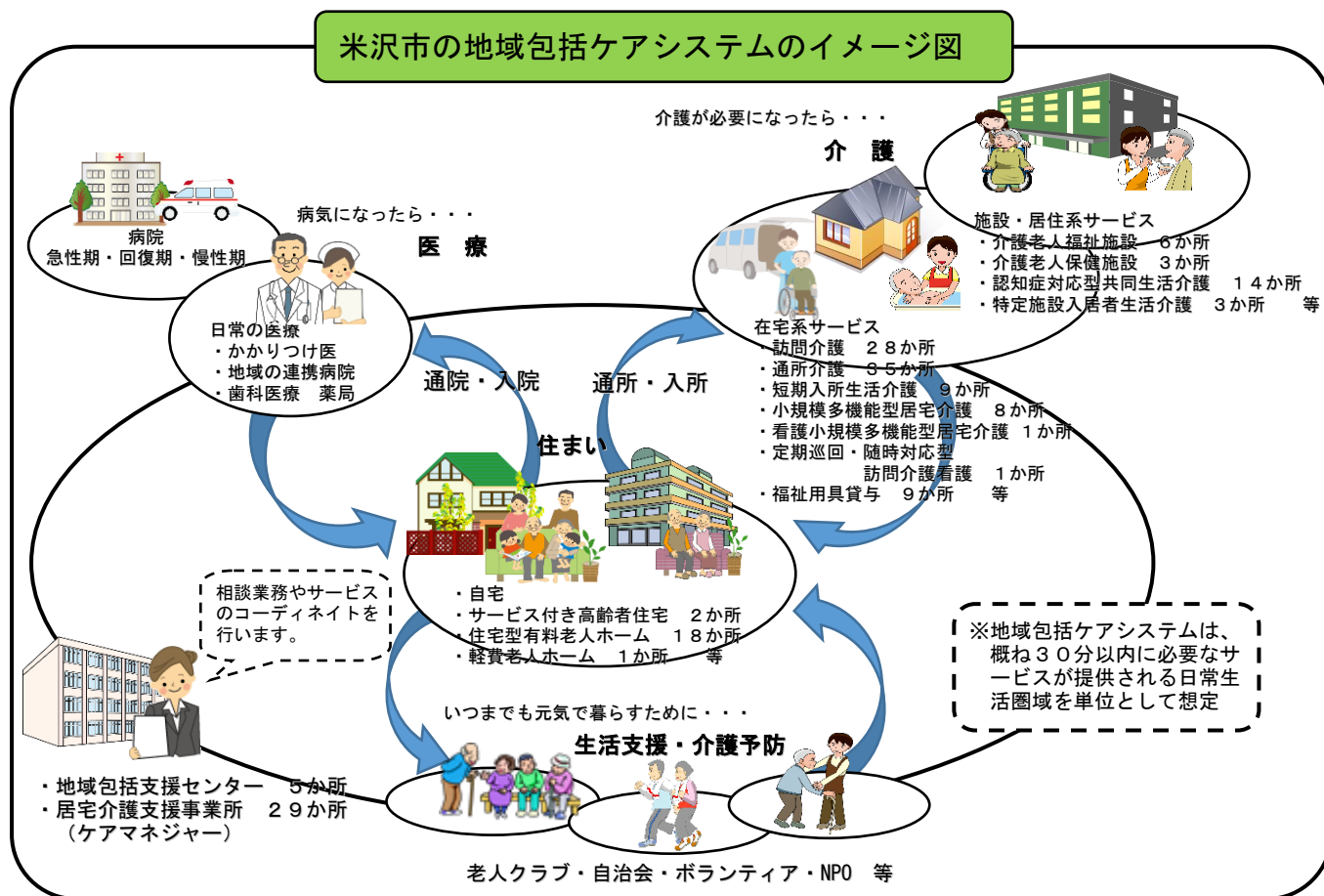
事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
各関係機関との情報交換会等	20回	20回	20回
医師会	1回	1回	1回
医療相談室	3回	3回	3回
民生児童委員(13地区)	13回	13回	13回
職能団体	3回	3回	3回

イ 地域包括支援センターの機能充実

地域包括支援センターの整備、円滑な運営、関係機関とのネットワーク構築等の役割を十分に果たせるよう機能充実に取り組みます。

- 行政直営と委託による運営を継続し、直営が基幹的役割を担いセンターの円滑な運営にむけた支援・整備を行います。
- 行政と地域包括支援センター及びセンター同士の日常的な連携強化、研修等を通じて専門性の向上を図ります。
- 関係機関や職能団体との情報・意見交換、事例検討会等を通じて多職種協働による有機的な連携体制を構築します。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括支援センター設置数	5箇所	5箇所	5箇所



【地域包括支援センターの担当区域】

平成27年4月1日現在

区域名	町 名				担当地域包括支援センター
中部区域	駅前1～4丁目 東1～3丁目 相生町 大町1～5丁目 金池1～8丁目 栄町	桜木町 鍛冶町 川井小路 立町 門東町1～3丁目			米沢市 地域包括支援センター
東部区域	下花沢1～3丁目 東大通1～3丁目 花沢町1丁目 大字花沢 花沢町	万世町梓山 万世町牛森 万世町片子 万世町金谷 万世町刈安 万世町桑山 万世町立沢 万世町堂森	大字浅川 大字梓川 大字上新田 大字川井 大字木和田 大字下新田 大字竹井 大字長手	大字関根 大字三沢 大字赤崩 大字大小屋 大字大沢 大字板谷	おいたまの郷 地域包括支援センター
南部区域	泉町1～2丁目 太田町1～5丁目 城南1～5丁目 杉の目町 福田町1～2丁目 本町1～3丁目 丸の内1～2丁目	大字福田 大字芳泉町 直江石堤 吾妻町 通町1～8丁目 松が岬1～3丁目	大字南原石垣町 大字南原猪苗代町 大字南原笹野町 大字南原新町 大字南原横掘町 大字笹野 大字李山	大字大平 諸仏町 笹野本町 大字関町 大字立石 大字関 大字綱木	米沢市社会福祉協議会 地域包括支援センター
西部区域	木場町 御廟1～3丁目 信夫町 城西1～4丁目 舘山1～6丁目 舘山矢子町 直江町 成島町1～3丁目	吹屋敷町 矢来1～3丁目 大字舘山 堀川町 大字塩野 大字吹屋敷 遠山町 古志田町	笹野町 西大通1～3丁目 林泉寺1～3丁目 赤芝町 小野川町 大字築沢 大字口田沢 大字神原	大字入田沢	
北部区域	春日1～5丁目 城北1～2丁目 六郷町西藤泉 六郷町西江股 六郷町轟 六郷町一漆 六郷町桐原 六郷町長橋	広幡町成島 広幡町小山田 広幡町上小菅 広幡町沖仲 広幡町京塚 広幡町大沢 下小菅 徳町	中田町 窪田町小瀬 窪田町窪田 窪田町東江股 窪田町藤泉 窪田町矢野目 塩井町塩野 塩井町宮井	中央1～7丁目	成島園 地域包括支援センター

② 総合相談・支援事業

【現状と課題】

パンフレット等の配布や、訪問による実態把握、関係機関との連携を通じて、地域包括支援センターの周知活動に取り組んだ結果、センターに寄せられる相談数は増加傾向にあります。

今後、さらに相談内容は多様化していくと考えられるため、職員の相談援助技術の向上と専門的知識の蓄積はもとより、ワンストップサービス機能を果たすための情報の収集と、関係機関との連携が求められます。

【今後の方針（平成27～29年度）】

地域の身近な相談機関として、地域包括支援センターの周知をより一層図ります。

ア 総合相談窓口の周知

リーフレットの購入と、介護保険サービス利用情報マップを作成し、関係機関や相談者等に配布します。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護保険サービス利用情報マップ	4,000部	4,000部	4,000部
リーフレット	1,000部	1,000部	1,000部

地域住民と顔の見える関係を作り、生活課題を抱える高齢者の早期発見、早期対応につなげていきます。

イ 生活実態把握の推進

地域包括支援センターが地域に出向き、実態把握する世帯数を増やします。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活実態把握世帯数	600世帯	600世帯	600世帯

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

【現状と課題】

高齢者個々の状況の変化に応じた包括的かつ継続的なケアマネジメントを可能とするため、介護支援専門員に対する支援（関係機関との連携体制構築、介護支援専門員同士のネットワーク構築、日常的個別相談・指導・助言等）を実施しました。

しかし介護支援専門員が高齢者に対する支援を展開するなかで、必要に応じた関係者との連携構築を行っても、構築されたネットワークがその他の高齢者を支援する際に有機的に機能しない場合があります。

地域で活躍する介護支援専門員が多職種・多機関と連携し、高齢者を支える効果的・効率的な活動ができるようにするために、介護支援専門員を取り巻く環境整備とサポートの充実、実践力の向上にむけた支援を図る必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

介護支援専門員がケアマネジメントを実践するうえで必要となるネットワーク、活用しやすいネットワークの構築に取り組みます。

ア 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

- a 医師会をはじめとした医療関係者、その他職能団体との意見交換・研修会を行います。
- b 米沢市介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員同士のネットワーク強化を図ります。
- c 地域の社会資源の情報集約・提供を行います。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
関係機関との意見交換会等の開催支援	3回	3回	3回
介護支援専門員連絡協議会の開催支援	4回	4回	4回

介護支援専門員の抱える課題を明らかにし、資質や実践力高めることができるよう取り組みます。

イ 介護支援専門員の実践力向上支援

- a 実務に即した効果的な研修会や事例検討会を行います。
- b 居宅サービス計画（ケアプラン）の評価・振り返りを行います。
- c 日常的な相談体制の整備をおこないます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護支援専門員に対する個別支援	300件	300件	300件
支援困難事例を抱える介護支援専門員への助言等	100件	100件	100件
ケアプラン作成指導等	250件	250件	250件

④ 介護予防・日常生活支援総合事業

【現状と課題】

高齢者数の急速な増加が見込まれている中、高齢者自身を含めた住民等多様な主体が積極的に参画し、地域において支え合う仕組みづくりが求められています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年度中の実施にむけて必要な検討・調整等を行います。

介護予防と日常生活支援を必要とする高齢者それぞれの目的を達成するために、最も効率的で効果的なサービスを提供できる体制整備を図ります。

ア 目的に応じた多種多様なサービスの創出

ａ 介護予防生活支援サービス事業の開始

既存の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同等のサービスに加えて、新たな基準に基づくサービス、住民主体で活動・運営を行うサービス、短期間限定のサービスなどを創出します。

これにより、要支援認定を受けなくても必要なサービスを受けることができるだけでなく、幅広いサービス種別の中からより適切なものを選択することができるようになります。

介護予防に地域づくりの視点を取り入れ、地域全体が意欲的に介護予防に取り組むための仕組みづくりを行います。

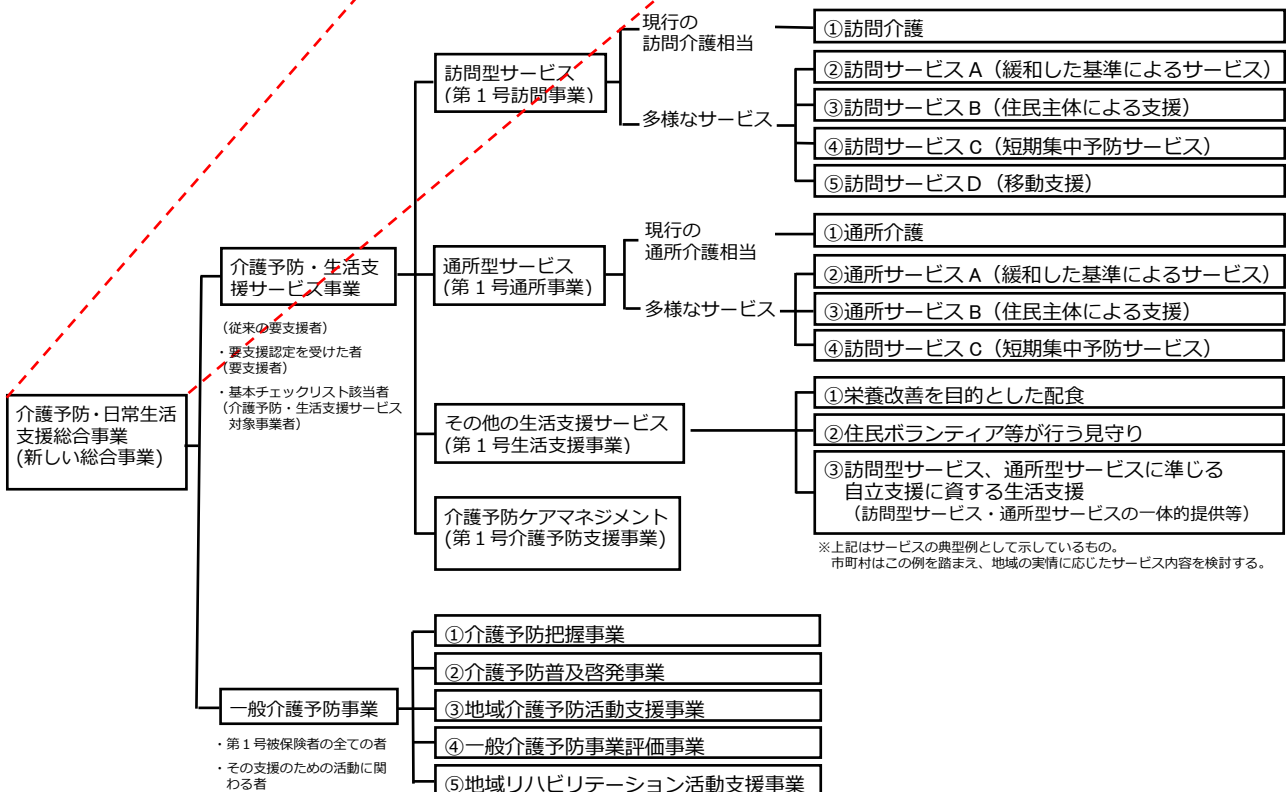
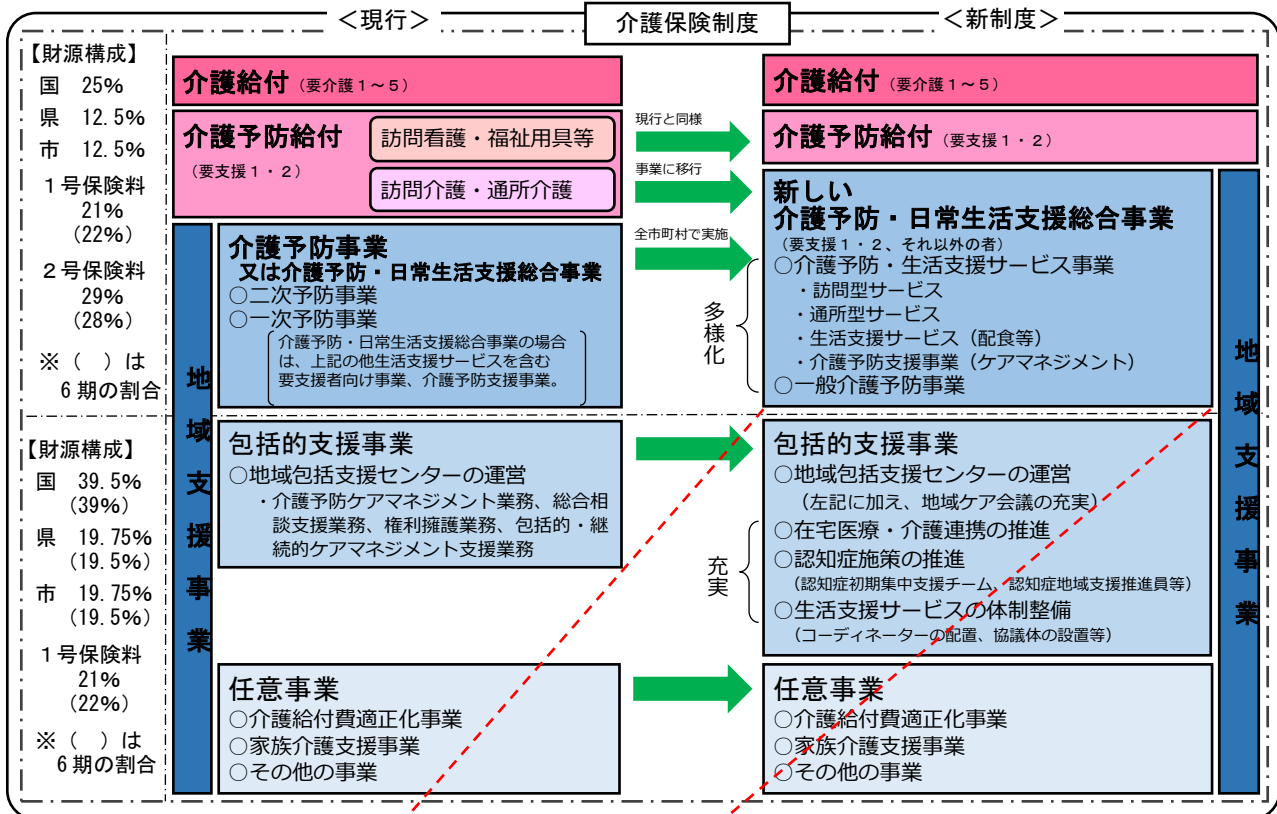
イ 介護予防事業の取組推進と機能強化

ａ 一般介護予防事業の開始

全ての第1号被保険者が、介護予防に取り組むことができるよう、住民主体で運営する通いの場を創出することによって、地域全体での取り組みへと発展させていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業	検討	準備	実施

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



⑤ 権利擁護事業

【現状と課題】

地域包括支援センターのリーフレット等を活用し、高齢者の消費者被害や虐待の防止を啓発するとともに、総合相談支援を通じて、権利を侵害される恐れのある方へは、権利擁護のための専門的支援へとつなげています。

また、判断能力が十分でない方への成年後見申立支援を必要に応じて行っています。

消費者被害や高齢者虐待は、各種メディアでも広く取り上げられることで、潜在化していた被害が表面化するようになり、関連する相談は増加傾向にあります。

しかし、関心が高まる一方で、新たな手段、方法により被害に遭う高齢者が後を絶ちません。そのため、各権利侵害を防ぐために役割を持つ関係機関が最新の情報を共有し、支援の場に生かしていく必要があります。支援する側の専門性を高めることはもちろんのこと、権利侵害防止のための啓発がこれまで以上に必要とされています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

多様化する消費者被害に関する情報を把握し、関係機関が最新の情報を共有し、地域の高齢者に情報がもたらされることにより、被害の未然防止に取り組みます。

ア 消費者被害防止に関する取組みの推進

関係機関と協働し、高齢者消費者被害防止にむけた連携体制を構築します。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者消費者被害防止ネットワーク会議	2回	2回	2回

高齢者の人権・権利侵害、尊厳の保持等、地域のより多くの方の周知を図ることで、地域における権利擁護に対する意識を高めるよう取り組みます。

イ 権利擁護に関する周知・啓発の推進

リーフレット等を用いた周知・啓発を行います。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
権利擁護に関するリーフレット購入	1,000部	1,000部	1,000部

⑥ 地域ケア会議の推進

【現状と課題】

個別地域ケア会議、小地域ケア会議、地域中央ケア会議の開催を通して、多職種連携を強化しながら地域課題の発掘と課題解決に向けた取組みの推進を図っています。

そのためには、地域において課題を把握し、地域自らがその解決に向けた取組みを推進していく力をつけていく必要があります。地域ケア会議が、地域が地域を考えるきっかけとなり、積極的な取組へと発展させていくために、より効果的な会議のあり方の追求が求められます。

【今後の方針（平成27～29年度）】

個別地域ケア会議・小地域ケア会議の開催によって地域に潜在する課題を把握し、地域の実情に合わせて、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域ケア体制の整備と推進に取り組みます。

ア 地域ケア会議を活用した地域課題の把握

- a 個別地域ケア会議により、個別事例の課題解決にむけた多職種・多機関の多角的視点による検討、関係機関の課題解決力の向上・相互の連携促進を図ります。
- b 小地域ケア会議により、個別事例の検討を通じて確認された地域の高齢者に共通する問題や地域の現状等、解決すべき地域の課題を明らかにし、関係機関のネットワーク構築・役割分担、有効な解決・改善方法の確立の普遍化を図ります。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小地域ケア会議の開催	15回	15回	15回
個別地域ケア会議の開催	随時	随時	随時

イ 地域課題の集約と施策化の実現

地域ケア中央会議において、関係機関との連携を強化するとともに、地域の現状・地域課題を共有し、解決にむけた具体的施策・事業の検討を行います。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域ケア中央会議の開催	2回	2回	2回

⑦ 高齢者見守り支援事業

【現状と課題】

見守り訪問員が週1回程度訪問し、安否確認や短時間の話し相手を行い、高齢者の孤独感を緩和し、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も継続してこの事業を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立して生活が送れるように支援していきます。

また、なお一層の周知と広報にも努めていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	150人	150人	150人

（２）利用者負担の軽減**① 社会福祉法人による利用者負担軽減措置事業****【現状と課題】**

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者の利用者負担額の一部を軽減し、その軽減した総額が基準を超えた場合に市が助成を行います。事業を実施した社会福祉法人は2法人にとどまっています。

対象要件として、市民税非課税世帯（利用者負担段階3段階）・単身世帯で年収150万円以下、さらに預貯金の額や資産等も考慮されます。また、平成23年度からは、生活保護受給者についても対象として追加されました。

今後も、介護保険サービスを行う社会福祉法人が社会的役割の一環として事業に取り組むよう働きかけ、利用者負担の軽減を図る必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

社会福祉法人がこの軽減制度に積極的に取り組むようにさらに働きかけ、生計困難な低所得者の介護サービスの利用促進を図れるよう継続して実施していきます。

事業の目標値	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施する社会福祉法人(見込)(実数)	6箇所	6箇所	6箇所

② 介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業**【現状と課題】**

介護保険の居宅サービス利用者で利用者負担金の支払いが困難な被保険者の経済的負担を軽減し、居宅サービスの利用を促進しながら要介護（要支援）状態の改善と自立支援を図っています。

これまで、対象サービスを拡大するとともに周知や代行支援を居宅介護支援事業者や地域包括支援センターへ依頼しており、実績は年々伸びています。今後も、低所得の利用者が必要なサービスを受けられるよう負担軽減を図る必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

低所得の利用者が必要なサービスを受けられるよう、居宅支援事業所や包括支援センターの協力を得ながら、事業を継続していきます。

③ 特定入所者介護サービス費

【現状と課題】

所得が低い要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費について補足給付として特定入所者介護サービス費を支給するものです。

これまで、前年度該当者への申請書送付や施設との連携を図ることで、必要な方が確実に申請できるようにしています。

平成27年8月からは、介護保険法の改正により、預貯金等資産と配偶者の所得と非課税年金を勘案するため、対象要件の変更について周知をする必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

対象要件の変更について周知するとともに、対象者が確実に申請できるよう、施設と連携を図っていきます。

④ 高額医療・高額介護合算制度

【現状と課題】

平成20年4月から開始された制度で、世帯の1年間の介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等を合算した額が所得区分に応じた世帯の負担限度額を超えたとき、利用者の負担軽減のためにそれぞれの制度から支給しています。

対象者には、申請書を送付しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

介護保険に関する手引き等で周知を図りながら、世帯の負担軽減を図ります。

⑤ 高額介護サービス費

【現状と課題】

要介護者が1ヵ月に支払った利用者負担額が、一定の上限額を超えたときに高額介護サービス費として超えた分が申請により払い戻されます。

対象者には申請書を送付しています。

初回の申請手続きをすれば、その後の申請は省略できる自動償還とし、受給者の申請の負担を軽減しています。

平成27年8月からは、介護保険法の改正により、現役並み所得に相当する人がいる世帯について負担の上限額が引き上げられるため、変更についての周知が必要です。

【今後の方針（平成27～29年度）】

負担の上限額の引き上げについて周知するとともに、申請が必要な方には、引き続き申請書を送付して申請を勧奨し利用者負担軽減を図ります。

⑥ 家族介護者交流激励支援事業

【現状と課題】

日頃、在宅で高齢者の介護をしている家族を、介護から一時的に開放し、相互交流を図る機会を提供しています。交流会終了後には、アンケート調査も併せて行っており、利用者からの意見は概ね好評です。

平成25年度から新規の参加者も増え顔ぶれが変わりはじめました。将来は、今以上の参加者を募るにはどうすべきか課題が残ります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

参加者の相互交流や介護方法の研修等をさらに強化していくよう努める必要があります。

事業の該当者に、より一層周知するような啓発活動を実施するほか、数多くの方に参加してもらうために、対象者の範囲を緩和する規程の変更も検討していきたいと考えています。

また、情報交換会の結果をカテゴリー別に分け、介護者が知りたい情報が一目で検索できる冊子等を作成します。

事業の目標値	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	80人	80人	80人

基本目標4 自立と安心な暮らしのためのサービスを提供します

(1) 自立生活への支援

① 高齢者いきいきデイサービス事業

【現状と課題】

65歳以上の自立した生活を営む高齢者が在宅での生活を維持できるよう、日常生活での動作の訓練や食事、語らいの場を提供して、高齢者の社会的孤立感を解消することを目的に実施しています。

課題としては、定員を超える応募により参加できるまで待機する人がいることです。大型バスの購入により一部定員を増やしたところもありますが、まだ若干名待機者がでています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

介護予防の観点から、内容についてはさらに考慮し、他の介護予防事業との連携を強化しながら、高齢者元気対策との連動性を図っていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コミュニティセンターコース(市内5箇所)利用者数(延数)	3,600人	3,600人	3,600人
寿山荘コース利用者数(延数)	2,600人	2,600人	2,600人

② 紙おむつ給付事業

【現状と課題】

常時失禁状態にある寝たきり高齢者及び認知症高齢者を対象に、市町村民税課税額が13万円以下の世帯に支給しています。要介護3・4・5の認定を受けた人に月7千円、要介護1・2及び要支援1・2で定められた支給要件に該当する人に月4千円の給付券を支給しています。

平成25年度にB券（4千円）の見直しを行い、支給基準の明確化を行いました。

また、平成26年度から、決定日の当該月分からの給付券の交付を行い受給者の便宜を図りました。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後さらなる給付額の増加が見込まれることから、将来に向け支給条件等を含め検討していきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付額	60,000千円	62,000千円	64,000千円

③ あんしん電話事業

【現状と課題】

本事業は、固定電話のアナログ回線利用者のみのサービスとなっており、ケーブルテレビや光ケーブル等のデジタル回線の世帯が本サービスを利用できない状況のため、利用者数が頭打ちとなっています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

民間事業所と協力してIT化を推進し、時代に合ったシステムを構築することにより、高齢者の日常生活の不安解消に努めます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規設置台数(実数)	45台	45台	45台
現有設置台数(実数)	255台	260台	265台

④ 高齢者等生活支援事業

【現状と課題】

在宅の高齢者等が介護を必要とする状態になることへの予防を目的に、日常生活に対する支援や指導を継続して、または随意に行なうため、サービス内容に応じホームヘルパー又は生活援助員を派遣しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も進んでいく高齢化に対応していくため、制度の周知、必要とする高齢者等の把握に努めていきます。

また、介護保険のホームヘルプサービスとの整合性をとりながら、介護予防をより効果的にすすめていくため、事業者及び介護保険担当と協力しサービス内容について検討していきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	80人	80人	80人

⑤ 高齢者生活支援短期入所事業

【現状と課題】

在宅の高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、又は、高齢者を養護している人が疾病その他の理由で一時的に居宅での生活が困難な場合に、当該高齢者が短期間施設に入所することで、当該高齢者への指導や支援を行っています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も進んでいく高齢化に対応していくため、制度の周知、必要とする高齢者の把握に努めていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	8人	8人	8人

⑥ 訪問理美容助成事業

【現状と課題】

寝たきり等により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、自宅への出張訪問に要する費用の一部を助成しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

この事業を行うことにより、要介護高齢者の在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。
また、今後も進んでいく高齢化に対応していくため、制度の周知、必要とする高齢者の把握に努めていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	60人	60人	60人

⑦ 高齢者はり・きゅう・マッサージ等助成事業

【現状と課題】

高齢者の健康の保持と心身の安らぎを図ることを目的として、68歳以上の高齢者がはり、きゅう、マッサージ等を受ける場合、市が1回につき千円、年10回を限度として補助を行なっています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も進んでいく高齢化に対応していくため、制度の周知、必要とする高齢者の把握に努めていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(実数)	1,400人	1,500人	1,600人

⑧ 高齢者愛の一声事業

【現状と課題】

市内に居住する70歳以上の一人暮らしの高齢者等を訪問し、乳酸飲料を支給することにより、その安否確認を行うとともに高齢者等の日常生活に楽しみを与えています。(一部地域を除く)

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も進んでいく高齢化に対応していくため、制度の周知、必要とする高齢者の把握に努めていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	450人	450人	450人

⑨ 老人日常生活用具給付等事業

【現状と課題】

高齢者世帯の日常生活を支援するため、日常生活の便宜を図る用具等の給付を行っています。
(対象者の市町村民税額により、負担金あり)

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も進んでいく高齢化に対応していくため、制度の周知、必要とする高齢者の把握に努めるとともに、日常生活の便宜を図る用具等の検討を行っていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電磁調理器	5台	5台	5台
火災警報器	2台	2台	2台
自動消火器	3台	3台	3台

⑩ 高齢者等除雪援助員派遣事業

【現状と課題】

おおむね65歳以上の高齢者のみ等の世帯で、世帯に属するすべての者の当該年度の市町村民税額が3万円以下の世帯に対し、冬期間においても支障なく自立した生活が営めるように除雪援助員を派遣しています。平成26年度は、山間部の回数を10回から12回に増やしました。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も進んでいく高齢化に対応していくため、更なる制度の充実に努めていく必要があります。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	350人	350人	350人

⑪ 高齢者等雪下ろし助成事業

【現状と課題】

自力で雪下ろしができない65歳以上の単身高齢者等で、世帯に属するすべての者の当該年度の市町村民税額が3万円以下の世帯に対し、屋根の雪下ろしに要した費用のうち1回あたり9,000円を年3回（一部地域は年4回）まで助成しています。平成25年度より派遣事業から助成事業へ制度を変更しました。新制度では、雪下ろし実施後の助成の申請が可能になり利便性が向上した一方、事業登録から助成金交付に至るまでの手続きが一部増えたという課題もあります。（平成25年度より派遣事業から助成事業に変更）

【今後の方針（平成27～29年度）】

雪による家屋の倒壊を未然に防止し、高齢者の在宅生活の安心を図るために、地域の方の協力を得ながら制度の充実に努めます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	900人	900人	900人

⑫ 寝具洗濯乾燥サービス事業

【現状と課題】

寝具の衛生的な管理を行うことが困難である寝たきり高齢者等が使用する寝具の洗濯及び乾燥サービスを、7月から3月までの間に年2回行っています。

課題としては、利用者数が少ないことから、民生委員・児童委員の協力による制度の周知や、介護支援専門員による声かけもあり、平成26年度の利用者は平成25年度に比べて若干増加しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

利用者の推移やニーズの調査を行いながら、検討期間を設け、事業の見直しを積極的に行っていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	5人	5人	5人

⑬ 高齢者見守り支援事業（再掲：39ページ基本目標3（1）⑦）

(2) 介護保険サービスの基盤整備

① 介護認定審査会

【現状と課題】

適正な認定のため、公平公正ですみやかな審査判定がなされる必要があります。

米沢市医師会に「介護保険制度医師研修業務」を委託している他、委員への情報提供や事務局内での研修会を開催する等、審査の質の向上に努めています。

また、主治医意見書が期日内に提出されるよう医師会と連携を図ったり、審査会当日に追加審査を行い、すみやかな認定につなげています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も、関係機関との連携を図り、公平公正ですみやかな審査判定が行われるよう努めていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定までの期間(見込)(平均)	30日以内	30日以内	30日以内
意見書入手までの期間(見込)(平均)	10日	10日	10日

② 介護認定調査

【現状と課題】

年々給付費が増大する中、公平公正な適正調査を実施する必要があります。そこで、市では、新規申請者の他、介護保険施設等の入所者やサービスを利用していない更新申請者についても調査を行い、市の実施率を一定に保っています。また、委託分の調査票については、点検の上、助言指導と研修会開催をして質の向上を図っています。

その他、市では嘱託調査員の他、職員も調査実施し、すみやかな調査にも努めています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も、事業所との連携を図り、適正調査とすみやかな対応に努めます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市の調査実施率(見込)	45.0%	45.0%	45.0%
調査票入手までの期間(見込)(平均)	10日	10日	10日

③ 介護相談員派遣事業

【現状と課題】

4名の介護相談員が、2人一組でサービス事業所に月1回程度の訪問を実施しています。訪問時に聞いた利用者の声を、必要に応じて事業所に伝えるとともに、介護相談員とサービス事業所、事務局との三者会議を開催し、情報の共有・問題の検討を行い、苦情の未然防止とサービスの質の向上を図っています。

また、サービス事業所の新規開設等に伴い派遣対象事業所が増加傾向にあります。そのため、今後は事業所1か所あたりの訪問時間が短くなり、必然的に利用者の声を聞くための時間を十分に確保できない状況が生じる恐れがあるため、円滑な活動にむけた体制整備の必要性があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

多くの利用者の声を聞くことにより、利用者の満足と信頼・サービス事業所の質、双方が高まるよう介護相談員の活動の充実に取り組みます。

ア 介護相談員の充実

- a 派遣事業所数の増加に伴い、介護相談員を増員し、より多くのサービス利用者と話すために十分な時間を確保します。
- b コミュニケーション力をはじめ、介護相談員に必要な知識と技術を高めます。

イ 派遣事業所の拡大

- a 新規開設事業所に対する派遣にむけた働きかけを行います。
- b 既存のサービス事業所のなかで、いまだ派遣に至っていない事業所に対しても事業への理解を得られるよう働きかけを行います。

事業の目標値	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護相談員数	5人	6人	7人

④ 地域密着型サービス

【現状と課題】

地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活できるようにするためのサービスです。

本市では、人口規模やサービス普及度、住民ニーズ等から総合的に判断し、第5期計画までは以下の方針でサービス基盤の整備を進めてきました。圏域毎の整備を目標としていた小規模多機能型居宅介護については、圏域毎の整備はできていませんが、第5期中に3箇所整備しましたので、全体では必要数整備されたとみています。

- | | | |
|-------------------|------------|---|
| ・認知症対応型通所介護 | ・・・・・・・・・・ | ほぼ横ばいで見込んでいます。 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | ・・・・・・・・・・ | 未設置の日常生活圏毎に1箇所の整備を目標とします。 |
| ・看護小規模多機能型居宅介護 | | } 整備予定はありませんが、住民ニーズなどを見極めながら、継続して検討します。 |
| ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | |
| ・認知症対応型共同生活介護 | ・・・・・・・・・・ | 新たな整備は行いません。 |
| ・夜間対応型訪問介護 | | } 利用者を見込みません。 |
| ・地域密着型特定施設入居者生活介護 | | |
| ・地域密着型介護老人福祉施設 | | |

【今後の方針（平成27～29年度）】

ア 新たな地域密着型サービスについて

第5期計画で継続検討としていた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）」が、第5期中のサービス開始となりました。また、第6期計画中の平成28年4月からは、通所介護事業所のうち、定員18人以下のものは地域密着型通所介護として市の指定事業所となります。

イ 地域密着型サービスの充実

既存サービスの整備については、基本的にこれまでの整備計画を維持して行く方針です。小規模多機能型居宅介護に関しては、全体での必要数は整備されていると考えていますが、特に整備されていない圏域については、地域差の解消のため、ニーズなどを見極めながら継続して検討していく必要があります。

※詳細は第4章を参照

⑤ 趣旨普及事業

【現状と課題】

ア ガイドブック

a 介護保険ガイドブック

介護保険制度全般について説明するためのガイドブックで、主に転入者、要介護認定申請を行った方に対する説明の際に配布しています。

加えて、希望する事業所に対して、事業所内での研修や制度理解のための資料として配布しています。

b 65歳到達者配布ガイドブック

65歳に到達された方へ介護保険被保険者証を送付する際にガイドブックを同封することで、すぐにはサービスを必要とされない方についても介護保険制度についての趣旨普及を行っています。

イ ホームページ

利用者や事業者のみならず、広く介護保険制度を周知・普及させる手段として、ホームページを活用しています。しかしながら、情報量や見やすさといった点では、今後更に充実させていく必要があると思われます。

【今後の方針（平成27～29年度）】

ア ガイドブックについて

介護保険制度は、多種多様なサービスがあり、3年毎に制度の見直しが行われるため、介護保険制度全般について説明するためのガイドブックを、利用者・事業所に配布し、制度に関する正しい理解を普及させて行く必要があります。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護保険ガイドブック	1,700部	1,700部	1,600部
65歳到達者配布ガイドブック	1,500部	1,500部	1,400部

イ ホームページについて

制度解説や事業者への情報提供に関する内容を精査・改修し、制度の周知・普及を進めます。

（3）介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

① 介護給付等費用適正化事業

【現状と課題】

介護サービス受給者に介護給付費の通知を行い、利用者自身へ、サービスの適正利用への意識付けとサービスを伴わない請求の発見等について確認を促しています。

また、国保連合会の介護保険審査支払システムを活用し、短期入所利用期間や軽度要介護者等の福祉用具貸与が適正な利用かどうかをチェックしたり、国保連合会へ縦覧点検を委託して請求内容のチェックによる過誤調整を行うなど、事業所への適正給付の指導を行っています。

年々給付費が増大する中、ますます適正な給付に努める必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も、介護給付費通知の継続実施とケアプラン点検等による事業所への指導強化により、給付の適正化をすすめます。

（４）認知症高齢者ケア体制の推進**① 認知症施策推進事業****【現状と課題】**

高齢者の増加に伴い、認知症に関わる相談件数が増加しています。地域包括支援センターによる総合相談支援、介護支援専門員によるケアマネジメント、サービス事業所及び医療機関による適切な支援・サービス提供されるよう、関係機関が連携し認知症ケアを実施しています。

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を理解し、認知症高齢者とその家族を見守り支援する応援者である認知症サポーターを増やすため、認知症サポーター養成講座を開催しています。あわせて、講座の講師役となるキャラバン・メイトを毎年養成し、地域での認知症に関する普及啓発の体制整備を実施しています。

現在は、認知症の人が行動・心理症状等により、様々な危険が発生してからの事後的な対応が中心となっています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わり必要な支援を行う早期支援体制、危険の発生をできる限り防ぐ危機回避支援体制を整備する必要があります。

あわせて、地域の幅広い世代や立場のサポーター、キャラバン・メイトの養成を継続し、地域住民レベルでの支援体制を構築する必要があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の方向性を踏まえながら、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、早期・事前的な対応に取り組めます。

ア 早期支援体制の整備

- a 地域での生活が可能な限り維持できるよう、認知症初期集中支援チーム（委託）の設置を行います。
- b 標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)の構築を行います。
- c 介護と医療の連携強化や、認知症施策の推進役となる認知症地域支援推進員を養成します。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症初期集中支援チーム数	1箇所	1箇所	1箇所
認知症地域支援推進員養成数	1人	2人	3人

イ 危機回避支援体制の整備

- a 認知症疾患医療センター（佐藤病院）と連携し、医療機関・介護支援専門員・認知症初期集中支援チーム等の在宅関係機関の対応力を高めます。
- b 認知症の症状に対するサービス事業所や介護保険施設等の対応力を高めます。

ウ 認知症の人を支援する地域づくり

- a 地域のほか、各種団体や企業等に対する開催の働きかけを行い、幅広い世代のサポーターを養成します。
- b 様々な機会を活用し、若年層（小・中・高校生）のサポーターを養成します。
- c 介護関係者を中心としながら、各関係機関や各地域に講師役となるキャラバン・メイトを養成します。
- d サポーター、キャラバン・メイトそれぞれのネットワーク構築、自主的な活動を支援します。
- e 徘徊のおそれのある認知症高齢者が、徘徊により行方不明となった場合、地域の支援を得て早期に発見できるよう、警察署を中心とした支援体制を構築します。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知症サポーター養成講座開催数	12回	12回	12回
認知症サポーター養成数	240人	240人	240人
認知症サポーター養成数総数	2, 240人	2, 480人	2, 720人

（5）緊急時等の安全・安心の確保

- ① あんしん電話事業（再掲：44ページ基本目標4（1）③）
- ② 高齢者生活支援短期入所事業（再掲：44ページ基本目標4（1）⑤）
- ③ 高齢者愛の一声事業（再掲：45ページ基本目標4（1）⑧）
- ④ 老人日常生活用具給付等事業（再掲：46ページ基本目標4（1）⑨）
- ⑤ 高齢者見守り支援事業（再掲：39ページ基本目標3（1）⑦）

(6) 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援

① 福祉用具購入・住宅改修

【現状と課題】

在宅の要介護者・要支援者が特定福祉用具を購入したときや住宅改修を行ったときに、申請書により必要な理由や効果を確認の上、費用の9割を償還払いで支給しています。

また、一時的な資金の調達が困難な方で希望する方には、受領委任払いによる支払い手続きを実施しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も、申請書により、必要性や効果を確認し適正給付に努めるとともに自立支援を推進します。また、生計が困難で、一時的な資金調達ができなく、サービスの利用が困難になっている方の負担を軽減するために「受領委任払い」の方法を継続していきます。

② 福祉用具・住宅改修支援事業

【現状と課題】

居宅介護支援または介護予防支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者が、介護保険における住宅改修費の支給対象となる住宅改修を希望した場合に、適切な支援が行われ住み慣れた地域で継続して生活できるよう、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターと委託契約を結び支援しています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

今後も、居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者が、適切な支援を受けて制度を利用できるよう継続して実施します。

③ 公営住宅塩井団地シルバーハウジング・プロジェクト

【現状と課題】

塩井町団地のシルバーハウジング入居高齢者（24世帯）が安心して自立した生活ができるように、LSA（ライフサポートアドバイザー）を1名配置し、入居高齢者に対して、生活の相談窓口、安否の確認、緊急時の一時的な対応等のサービスを行っています。

【今後の方針（平成27～29年度）】

引き続き、塩井町団地にLSAを1名配置し、入居高齢者に対して、生活の相談窓口、安否の確認、緊急時の一時的な対応等のサービスを行ってまいります。

④ 老人福祉施設入所

【現状と課題】

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、家庭環境や経済的理由等により、在宅生活が困難な人が入所する施設であり、本市では養護老人ホーム星の村に老人福祉法に基づき入所措置を行っています。

また、軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であり、本市では軽費老人ホームケアハウスサンリヴェール米沢があります。

【今後の方針（平成27～29年度）】

引き続き法の趣旨に従い適正な入所措置を行っていくとともに、各施設の運営等への協力、指導・助言等を行っていきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養護老人ホーム(定員) ※()の数値は星の村の措置入所者	100人 (80人)	100人 (80人)	100人 (80人)
軽費老人ホーム ケアハウスサンリヴェール米沢(定員)	50人	50人	50人

⑤ 高齢者等除雪援助員派遣事業（再掲：46ページー基本目標4（1）⑩）

⑥ 高齢者等雪下ろし助成事業（再掲：46ページー基本目標4（1）⑪）

基本目標5 尊厳のある暮らしを支援します

(1) 権利擁護の推進

① 成年後見制度推進事業

【現状と課題】

ア 市長申立

超高齢化社会の到来の影響を受け、家族構成、扶養意識の変化及び認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の必要性が見込まれます。さらに、申立てをする親族がいない、あるいは、親族が申立てをしないという状況が今後も増えることが予想されます。

イ 人材育成、組織強化

認知症等による判断能力の低下が見られる高齢者等が増える中、高齢者虐待防止に関する研修会や成年後見制度の講座等に参加し、職員の資質の向上を図ってきました。

また、成年後見制度の需要も高まってくると考えられますので、組織体制の強化が今後必要です。

【今後の方針（平成27～29年度）】

ア 成年後見制度の活用

認知症等による判断能力の低下が見られる場合、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為の支援につなげるため、必要な援助を行います。

また、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要も高まり、弁護士や社会福祉士等の専門家による支援に加え、「市民後見人」の必要性が高まってくると考えられます。このような状況を踏まえ、「市民後見人養成講座」の開催や養成した人材を支援しながら積極的に活用するような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、家族構成や扶養意識の変化等により、支援困難なケースが増えていることから、市長申立てをする職員の資質向上を高めると同時に、専門職と連携を取れる体制づくりを行っていきます。

イ 高齢者虐待への対応

「高齢者の虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、養護者による高齢者虐待及び介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・支援等、虐待対応協力者としての支援を行います。

ウ 消費者被害の防止

高齢者は、訪問販売等の消費者被害に遭う危険性が高いため、関係機関と連携し防止対策に努めます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市長申立て	12件	12件	12件
申立て書類の作成補助・助言	5件	5件	5件
研修会等への参加	3回	3回	3回
市民後見人養成講座	12回	12回	12回

(2) 虐待防止の促進

① 高齢者虐待防止

【現状と課題】

高齢者や認知症高齢者の人口は増加していますが、虐待件数は平成24年度に比べ平成25年度は減少しました。また、平成24年度は、虐待者と被虐待者とを即日分離するなど迅速に対応できました。さらに、平成25年度から虐待の事実確認行為は、各地域包括支援センターが担うことにより、より専門的な知見で対応ができるようになりました。

【今後の方針（平成27～29年度）】

法律や相談窓口等の周知の強化、虐待は犯罪であることの啓発、虐待を発見した際に速やかに対応できる体制を構築していきます。

事業の目標値又は見込	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対応件数	随時	随時	随時

第4章

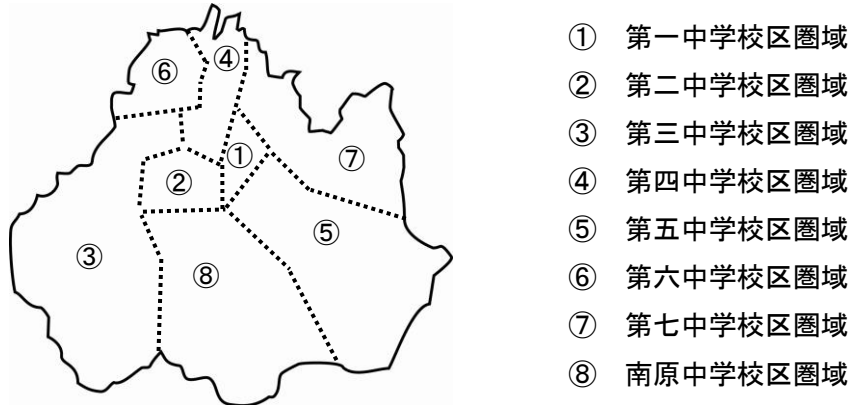
介護保険事業の見込み

1 日常生活圏域の設定

(1) 本市の日常生活圏域

平成18年度以降、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を市町村において設定することとなりましたが、本市では各圏域の面積や人口、介護保険サービスの供給体制などを踏まえ、中学校区を第3期計画期間より日常生活圏域としてきましたが、引き続き第6期計画期間中も設定することにします。

なお、「地域密着型サービス」については、それぞれの日常生活圏域毎にサービスの基盤整備が進められることになります。



(2) 日常生活圏域の状況

人口が最も少ない圏域でも4千人を超えており、各圏域共に一定の人口規模を確保しています。

認定者数については、介護老人福祉施設のある圏域で認定率が高い傾向がありますが、それ以外の圏域では概ね同程度の認定率となっています。

【日常生活圏域毎の人口等】

(単位：人)

		1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計
人口	男	6,330	7,674	5,883	7,190	4,671	2,815	4,376	2,134	41,073
	女	7,111	7,769	6,413	7,869	4,826	3,077	4,655	2,302	44,049
	計(A)	13,441	15,443	12,296	15,086	9,497	5,892	9,031	4,436	85,122
高齢者の状況	前期高齢者数(B)	1,785	1,839	1,528	1,763	1,317	810	1,099	627	10,768
	後期高齢者数(C)	2,182	2,244	2,117	1,886	1,423	1,001	1,302	840	12,995
	高齢者数(D)	3,967	4,083	3,645	3,649	2,740	1,811	2,401	1,467	23,763
	前期割合(B)÷(D)	45.00%	45.04%	41.92%	48.31%	48.07%	44.73%	45.77%	42.74%	45.31%
	後期割合(C)÷(D)	55.00%	54.96%	58.08%	51.69%	51.93%	55.27%	54.23%	57.26%	54.69%
	高齢者割合(D)÷(A)	29.51%	26.44%	29.64%	24.19%	28.85%	30.74%	26.59%	33.07%	27.92%
認定の状況	2号	19	16	13	16	7	6	11	8	96
	前期高齢者数	66	64	67	58	50	52	39	20	416
	後期高齢者数	640	666	659	593	390	414	456	276	4,094
	合計(E)	725	746	739	667	447	472	506	304	4,606
	認定率(E)÷(D)	18.28%	18.27%	20.27%	18.28%	16.31%	26.06%	21.07%	20.72%	19.38%

※平成26年10月1日現在

【日常生活圏域毎の事業所数】

サービス種類	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	総計
居宅サービス									
訪問介護	4	5	7	7	1	0	3	1	28
訪問入浴介護	0	0	2	3	0	0	0	0	5
訪問看護	6	8	5	12	0	3	1	0	35
訪問リハビリテーション	1	3	3	7	0	2	1	0	17
通所介護	5	7	3	11	1	3	3	2	35
通所リハビリテーション	1	2	3	6	0	1	0	1	14
福祉用具貸与	2	1	2	3	1	0	0	0	9
特定福祉用具購入	2	1	2	4	1	0	0	0	10
短期入所生活介護	1	0	1	1	0	2	3	1	9
短期入所療養介護	0	0	1	0	0	1	0	1	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	2	0	1	0	0	0	0	3
小規模多機能型居宅介護	3	1	1	3	1	0	0	0	9
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	1	0	0	1
居宅療養管理指導	24	28	13	42	4	3	5	0	119
居宅介護支援	4	2	7	9	0	1	4	2	29
介護予防支援	0	0	1	1	0	1	1	0	4
施設・居住系サービス									
認知症対応型共同生活介護	2	0	2	3	4	2	1	0	14
特定施設入所者生活介護	0	0	1	2	0	0	0	1	4
介護老人福祉施設	1	0	0	0	0	2	2	1	6
介護老人保健施設	0	0	1	0	0	1	0	1	3
介護療養型医療施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1

平成26年10月1日現在（休止中、みなし指定事業所及び基準該当事業所を含む。）

網掛けのサービスは地域密着型サービス

2 介護保険サービスの利用状況

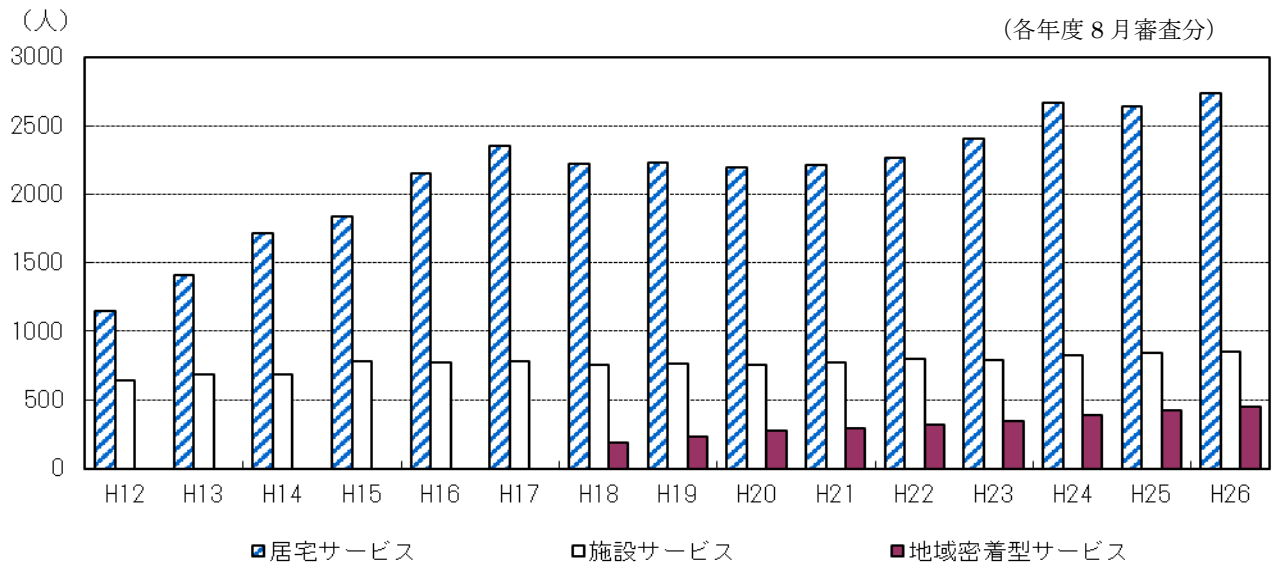
(1) 介護サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数は、第3期（平成18～21年度）は横ばいで推移していましたが、第4期（平成21～23年度）第5期（平成24～26年度）は増加傾向にあります。

施設サービス利用者数は、施設数に応じた増加となっています。

平成18年に創設の地域密着型サービス利用者数は、新規サービスもあり毎年増加しています。

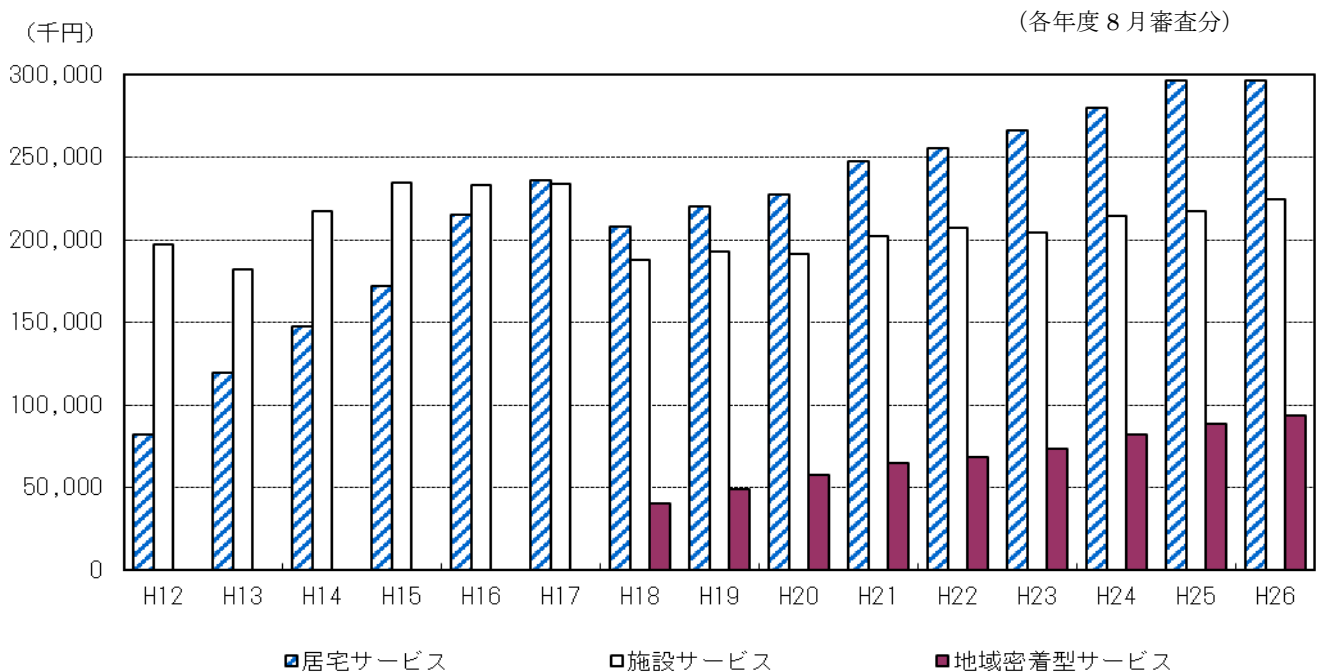
【居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移】



(2) 保険給付費の推移

全てのサービスにおいて、年々増加傾向にあります。

【給付費の推移】



(3) サービス毎の状況

第5期計画期間中において、計画値と比較して利用実績が少なかったサービスとしては、訪問入浴介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具購入、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援、介護老人保健施設があげられます。

一方、利用実績が多かったものとしては、訪問介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、福祉用具貸与があげられます。

【利用実績の推移】

(単位：円)

居宅サービス・介護予防サービス		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
(介護予防)訪問介護	計画値	535,988,391	555,491,805	574,995,219
	実績値	587,107,825	599,389,875	576,535,478
	達成率	109.54%	107.90%	100.27%
(介護予防)訪問入浴介護	計画値	47,803,569	49,919,637	52,035,704
	実績値	46,688,332	46,828,197	48,640,997
	達成率	97.67%	93.81%	93.48%
(介護予防)訪問看護	計画値	120,772,275	125,362,484	129,952,693
	実績値	123,922,256	127,040,139	128,999,662
	達成率	102.61%	101.34%	99.27%
(介護予防)訪問リハビリテーション	計画値	1,882,959	1,940,004	1,997,050
	実績値	2,218,008	2,173,501	1,320,364
	達成率	117.94%	112.04%	66.12%
(介護予防)居宅療養管理指導	計画値	11,757,040	12,182,172	12,607,303
	実績値	11,401,209	13,100,988	20,155,418
	達成率	96.97%	107.54%	159.87%
(介護予防)通所介護	計画値	1,285,086,339	1,332,230,834	1,390,073,570
	実績値	1,318,748,642	1,365,637,576	1,400,417,781
	達成率	102.62%	102.51%	100.74%
(介護予防)通所リハビリテーション	計画値	31,039,130	31,741,185	32,443,241
	実績値	34,553,079	39,924,994	41,300,782
	達成率	111.32%	125.78%	127.30%
(介護予防)短期入所生活介護	計画値	382,715,043	396,605,256	410,495,469
	実績値	365,629,554	371,589,947	374,997,797
	達成率	95.54%	93.69%	91.35%
(介護予防)短期入所療養介護	計画値	8,616,272	8,978,507	9,340,742
	実績値	16,020,293	15,052,158	13,930,055
	達成率	185.93%	167.65%	149.13%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	計画値	257,295,816	263,337,484	267,352,449
	実績値	244,946,382	238,450,848	264,289,244
	達成率	95.20%	90.55%	98.85%
(介護予防)福祉用具貸与	計画値	156,482,705	162,364,347	168,245,987
	実績値	170,367,264	182,793,762	192,733,560
	達成率	108.87%	112.58%	114.55%
(介護予防)特定福祉用具購入	計画値	8,812,612	8,812,612	8,812,612
	実績値	8,008,688	8,551,094	7,170,608
	達成率	90.88%	97.03%	81.37%

地域密着型(介護予防)サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	-
夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	-
(介護予防)認知症対応型通所介護	計画値	50,190,251	52,360,687	54,531,123
	実績値	51,460,236	52,142,571	53,630,838
	達成率	102.53%	99.58%	98.35%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	計画値	384,260,996	443,534,289	503,166,167
	実績値	298,277,064	362,264,598	390,267,343
	達成率	77.62%	81.68%	77.56%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	計画値	657,946,798	672,838,283	673,695,825
	実績値	635,178,770	638,266,707	656,555,677
	達成率	96.54%	94.86%	97.46%
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	達成率	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	23,477,913	50,884,617
	達成率	-	-	-

住宅改修・介護支援サービス

(介護予防)住宅改修	計画値	23,447,543	23,447,543	23,447,543
	実績値	23,478,896	26,177,451	22,342,189
	達成率	100.13%	111.64%	95.29%
居宅介護支援(介護予防支援)	計画値	353,893,371	373,783,291	393,673,210
	実績値	345,310,626	360,538,634	357,881,584
	達成率	97.57%	96.57%	90.91%

施設サービス

介護老人福祉施設	計画値	1,276,811,944	1,308,906,746	1,308,906,746
	実績値	1,266,592,485	1,298,517,105	1,359,426,890
	達成率	99.20%	99.21%	103.86%
介護老人保健施設	計画値	1,291,430,890	1,291,430,890	1,291,430,890
	実績値	1,218,818,326	1,233,078,587	1,238,476,972
	達成率	94.38%	95.48%	95.90%
介護療養型医療施設	計画値	47,467,367	47,467,367	47,467,367
	実績値	50,156,986	47,678,499	47,467,367
	達成率	105.67%	100.44%	87.31%

※平成26年度のみ9月審査分までの実績をもとに見込を算出しています。他年度は年報から算出しています。

3 介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込み

(1) 介護給付等対象サービス基盤の整備方針

第6期計画では、地域包括ケアの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、団塊の世代が75歳以上高齢者（後期高齢者）となる平成37年を見据えた中長期的な視野に立った施策等の展開が図られます。介護給付等対象サービス基盤の整備についても、その方向性及び計画策定にあたって実施したアンケート調査により得た市民のニーズ・意向といった地域の実情に沿ったものにする必要があります。

在宅生活者を支えるサービスに関しては、今後増加が見込まれる医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を送れるよう支援する「在宅医療・介護連携」を推進するための基盤整備が重要であることから、退院直後若しくは日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面における医療的支援も期待できるサービスとして、看護小規模多機能居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の優先的な整備・検討を図ります。

同じく地域包括ケア推進にあたり重要とされる小規模多機能型居宅介護については、第5期計画までに必要数の確保が図られていることから、未設置圏域への整備による地域差の解消に努めます。

一方、施設・居住系サービスについては、在宅での生活が困難になった高齢者のセーフティネットとして、これまでの計画期間において積極的な整備を進めてきたところであり、他市町村と比べても整備が進んでいる状況にあります。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所希望は依然として高く、在宅待機者は、平成26年6月現在で232人いるのが現状です。今回の制度改正により、平成27年4月1日以降、介護老人福祉施設への新規入所者が原則要介護3以上に限定されることを考慮しますと、同時点での要介護3以上の待機者数は141人となり、実質的な在宅待機者は減少することが見込まれますが、これら在宅待機者の解消は引き続いての課題とされているところです。

待機者対策として、平成24年に特別養護老人ホーム60床を新設しましたが、その後の在宅待機者数の推移を見ると、増床前にあたる平成23年6月現在での161人（要介護3以上は103人）から、増床後にあたる平成25年9月現在での232人（要介護3以上は143人）と、施設（床）数の増加による効果見込に反して在宅待機者数が増加しており、施設（床）数の増加といった数的対応が、必ずしも効果を伴っていないという状況にあります。

また、日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者福祉事業に関する意識調査を通じて、「保険料が今より高くても、介護保険サービスが充実している方がよい」という意見はそれぞれで1割程度にとどまり、大多数の方が、介護保険施設整備よりも介護保険料の上昇を抑えることを望んでいるという結果が出ていることも、制度の公平性の観点から軽視できないものと考えます。

さらに、本市の65歳以上人口が平成32年頃から減少に転じるという推計から、待機者数も減少することが見込まれる中、新たな施設整備に伴い費用負担が増加することの将来的な影響も考慮しなければなりません。

これらを勘案し、第6期計画期間中は施設・居住系サービスの新たな整備は行わないものとしませんが、今後介護老人福祉施設が中重度者へ重点化されることにより、軽度者の受け皿作りが併せて必要となることから、介護を受けながら住み続けることができるような住まいの普及や、在宅で暮らす高齢者を医療と介護の両面から24時間365日支える体制の構築に努めます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」

平成27年4月1日からの介護保険制度改正により、介護老人福祉施設について、中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図るため、介護老人福祉施設の新規入所者を原則要介護3以上に限定することとなりました。

ただし、既に入所されている方はこの限りではなく、また、要介護1若しくは2であっても、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、市町村の適切な関与の下、特例的に入所が認められます。

(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

第6期計画期間中に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所対象者が要介護3以上の重度者に重点化され、待機者の減少が見込まれることから、第6期計画期間で新たな整備を見込みません。

【介護老人福祉施設の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	60	0	0	0	0	170	165	80	475	5,520
平成28年度	60	0	0	0	0	170	165	80	475	5,520
平成29年度	60	0	0	0	0	170	165	80	475	5,520
平成32年度	60	0	0	0	0	170	165	80	475	5,580
平成37年度	60	0	0	0	0	170	165	80	475	5,640

② 介護老人保健施設

本市の介護老人保健施設は現状で相当数が確保されていることから、第6期計画期間で新たな整備を見込みません。

【介護老人保健施設の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	0	150	0	0	100	0	119	369	4,680
平成28年度	0	0	150	0	0	100	0	119	369	4,680
平成29年度	0	0	150	0	0	100	0	119	369	4,680
平成32年度	0	0	150	0	0	100	0	119	369	4,680
平成37年度	0	0	150	0	0	100	0	119	369	4,680

③ 介護療養型医療施設・医療療養病床

介護療養型医療施設は平成29年度末で廃止とされており、また、平成24年度以降の新設は認められていないことから、第6期計画期間では既存の床数のみを見込みます。

【介護療養型医療施設の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の供給量									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	0	16	0	0	0	0	0	16	192
平成28年度	0	0	16	0	0	0	0	0	16	192
平成29年度	0	0	16	0	0	0	0	0	16	192
平成32年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成37年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして、地域密着型サービスが平成18年度から創設されています。

地域密着型サービスには

- ・原則として米沢市の住民のみが利用可能
- ・事業所の指定、指導監督は米沢市が行う
- ・日常生活圏域に配慮して整備が行われる
- ・地域の実情に応じて国の定める範囲内で弾力的に指定基準・報酬設定が行える

などの特徴があります。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者に対して、定期的な巡回により、または随時通報を受けて訪問し、介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護や、看護師等による療養上の世話や、診療の補助等を提供するサービスです。

平成26年度後半に初めて整備を行い、現在住民のニーズを見極めている段階のため、新たな整備予定はありませんが、今後の住民ニーズなどを見極めながら、継続して検討していく必要があります。

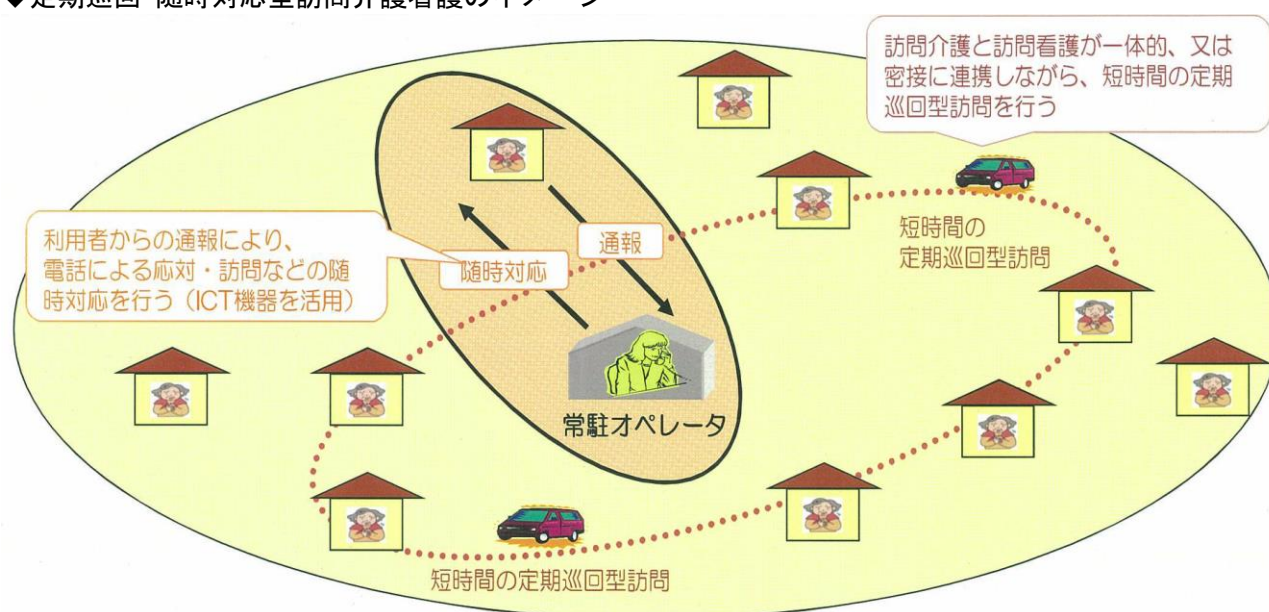
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み】

(単位：施設)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	0	1	0	0	0	0	0	1	108
平成28年度	0	0	1	0	0	0	0	0	1	132
平成29年度	0	0	1	0	0	0	0	0	1	132
平成32年度	※	※	1	※	※	※	※	※	2	276
平成37年度	※	※	1	※	※	※	※	※	2	276

※ 整備する圏域については未定。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ



② 夜間対応型訪問介護

要介護者の夜間における在宅での生活を安心して継続させるため、定期的な巡回、または通報を受けて介護福祉士等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、緊急時の対応などを行うサービスです。

おおむね人口20万人以上の都市において実施されることが想定されたサービスであり、本市においては、当面利用者を見込みません。

【夜間対応型訪問介護の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成32年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成37年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

③ 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知症対応型通所介護は、比較的安定した状態にある認知症の要介護者・要支援者が通いながら、食事等日常生活上の世話及び機能訓練を受けるものです。

一定の利用実績があるものの、事業所の増加はみられないことからほぼ横ばいで見込んでいます。

【認知症対応型通所介護の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	22	0	3	0	0	0	0	25	506
平成28年度	0	22	0	3	0	0	0	0	25	525
平成29年度	0	22	0	3	0	0	0	0	25	557
平成32年度	0	22	0	3	0	0	0	0	25	567
平成37年度	0	22	0	3	0	0	0	0	25	594

④ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に利用者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組合せ柔軟なサービス提供を行うものです。

本市全体での必要数は既に整備されていることから、第6期計画では未整備圏域への整備による地域差解消を基本方針とします。

整備数は類似のサービスである看護小規模多機能型居宅介護と合わせて見込むものとし、今後さらに高まっていくことが予想される医療ニーズへの対応という観点から看護小規模多機能型居宅介護の整備を優先に、両サービスを合わせて最大3箇所の範囲内での整備を検討します。

【小規模多機能型居宅介護の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	75	25	25	75	25	※	※	※	250	2,698
平成28年度	75	25	25	75	25	※	※	※	275	2,964
平成29年度	75	25	25	75	25	※	※	※	275	3,196
平成32年度	75	25	25	75	25	※	※	※	300	3,569
平成37年度	75	25	25	75	25	※	※	※	300	3,534

※ 平成27年度以降、登録定員を29名にすることができるようになりましたが、表中の既存事業所の定員数については、計画策定時点における定員数に基づき記載しています。

⑤ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にあり、要介護認定を受けた人が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

利用者数については、地域密着型に分類されることにより、現在、経過措置で利用されている市外からの利用者数が減少し、市内の利用者が次第に増加していくものと推測されることから、平成29年度において施設定員数と同数の利用者数となるように推計しています。

認知症対応型共同生活介護は整備が進んでいることから、第6期計画期間中に新たな整備を行いません。

【認知症対応型共同生活介護の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	45	18	27	36	54	36	9	0	225	2,676
平成28年度	45	18	27	36	54	36	9	0	225	2,688
平成29年度	45	18	27	36	54	36	9	0	225	2,700
平成32年度	45	18	27	36	54	36	9	0	225	2,700
平成37年度	45	18	27	36	54	36	9	0	225	2,700

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員30人未満の介護専用型特定施設）

地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）については、既存の有料老人ホームが市内に3施設（137床）が整備されており、特定施設入居者生活介護の利用者数が満たされた状況であることから、利用者を見込みません。

【地域密着型特定施設入居者生活介護の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成32年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成37年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設（定員30人未満の特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設は、定員30人未満の小規模特別養護老人ホームで、日常生活圏域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。

本市の施設サービスは整備が進んでいる状況であることから、新たな整備は行いません。

【地域密着型介護老人福祉施設の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成32年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成37年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。平成27年度より名称が複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改められました。

整備数は類似のサービスである小規模多機能型居宅介護と合わせて見込むものとし、今後さらに高まっていくことが予想される医療ニーズへの対応という観点から看護小規模多機能型居宅介護の整備を優先に、両サービスを合わせて最大3箇所の範囲内での整備を検討します。

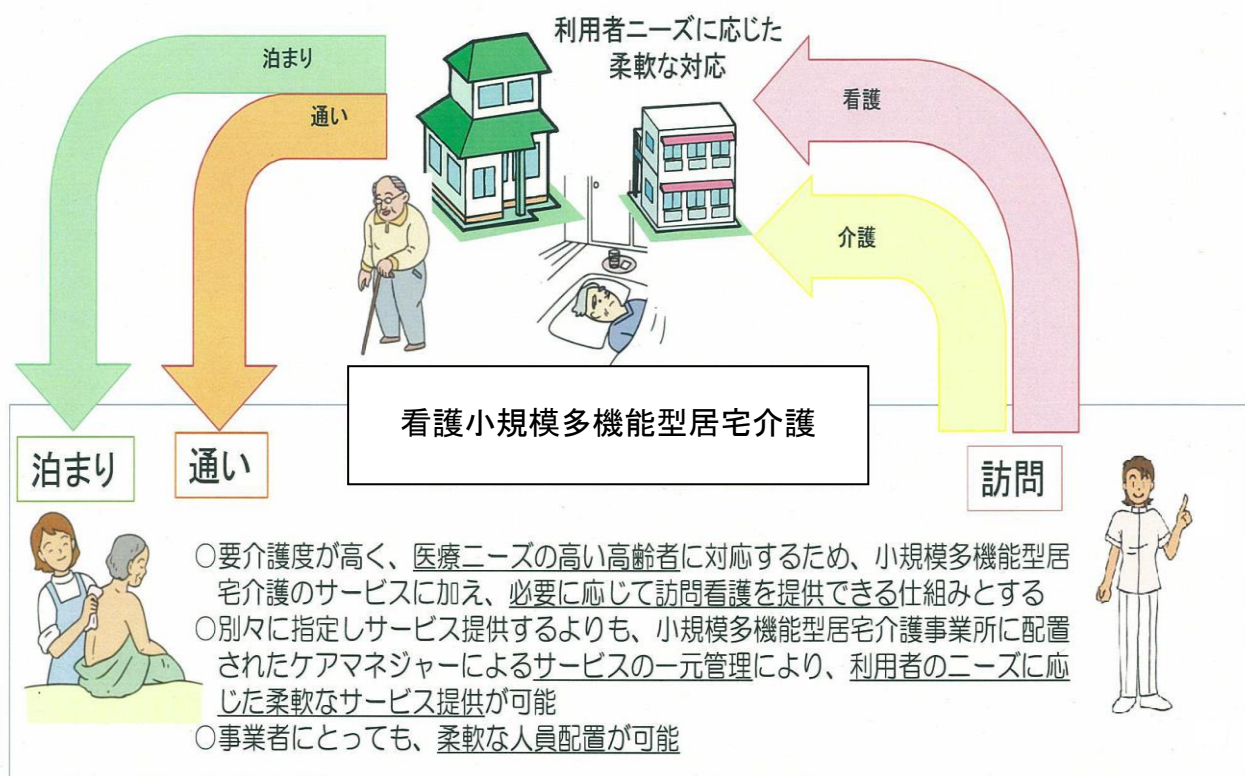
【看護小規模多機能型居宅介護の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	※	※	※	※	※	25	※	※	50	408
平成28年度	※	※	※	※	※	25	※	※	50	546
平成29年度	※	※	※	※	※	25	※	※	50	665
平成32年度	※	※	※	※	※	25	※	※	75	888
平成37年度	※	※	※	※	※	25	※	※	75	891

※ 小規模多機能型居宅介護が未整備の圏域を優先しますが、整備する圏域については未定。

◆看護小規模多機能型居宅介護のイメージ



厚生労働省資料抜粋

⑨ 地域密着型通所介護（定員18人以下の通所介護事業所）

地域密着型通所介護は、事業所に通ってきてもらい入浴・排せつ・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等の日常の世話と機能訓練を提供するサービスです。

平成28年4月より定員18人以下の通所介護事業所は市が指定・監督する地域密着型サービスに位置付けられ、本市では7事業所が地域密着型通所介護となる見通しです。

居宅サービスの通所介護と合わせると、必要数の整備が進んでいることからほぼ横ばいで見込んでいます。

【地域密着型通所介護の見込み】

(単位：人)

年度	日常生活圏域毎の分布									利用者数
	1中	2中	3中	4中	5中	6中	7中	南原中	計	
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	35	0	23	15	0	15	0	88	3,792
平成29年度	0	35	0	23	15	0	15	0	88	3,972
平成32年度	0	35	0	23	15	0	15	0	88	4,428
平成37年度	0	35	0	23	15	0	15	0	88	4,416

(4) 基準該当サービス

第1期及び第2期計画期間においては、サービスの基盤整備が大きな課題となっていたため、施設の新規建設や基準該当サービス※を登録するなどして供給量不足の解消に努めてきましたが、サービスの基盤整備は順調に進み、サービスの量不足はおおむね解消されたと言える状況にあることから、第6期事業計画においても、サービス見込み量の推計にあたっては新たな基盤整備を見込まず、既存の基準該当サービスについてのみ見込みます。

※基準該当サービス：都道府県が指定するサービス事業所の要件の一部を満たしていない事業所のうち、一定水準を満たす事業所について、市町村が必要と認めるとき、そのサービスを保険給付の対象とするもの。

(5) 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス（要介護1～5の認定を受けた人を対象）、介護予防サービス（要支援1・2を受けた人を対象）の見込みにあたっては、在宅でのサービス利用者数を基に、サービスごとに利用実績を踏まえ推計しています。

なお、居住系サービスである特定施設入所居者生活介護については、既存の介護付き有料老人ホームが3施設（137床）整備されており、当面の必要性は確保されていることから、第6期計画期間において新たな整備を見込みません。

【居宅サービスの見込み】

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
訪問介護	回数	207,085	214,101	225,018	247,919	244,943
	人数	7,287	7,341	7,461	7,574	7,483
訪問入浴介護	回数	4,716	5,122	5,673	7,459	9,615
	人数	943	927	929	976	946
訪問看護	回数	33,485	34,820	35,697	39,301	40,907
	人数	3,333	3,403	3,434	3,633	3,572
訪問リハビリテーション	日数	645	808	904	1,120	1,122
	人数	88	108	120	149	149
居宅療養管理指導	人数	3,701	4,449	4,628	4,831	4,940
通所介護	回数	171,308	175,424	178,839	201,348	208,274
	人数	18,957	19,300	19,526	21,272	20,858
通所リハビリテーション	回数	5,015	5,284	5,617	6,291	6,745
	人数	978	1,047	1,086	1,173	1,137
短期入所生活介護	日数	44,283	44,877	46,732	53,602	57,662
	人数	4,846	4,870	4,990	5,335	5,306
短期入所療養介護	日数	1,205	1,005	788	461	543
	人数	192	176	169	185	179
特定施設入居者生活介護	人数	1,296	1,296	1,296	1,344	1,344
福祉用具貸与	人数	14,318	15,128	16,287	18,531	18,458
特定福祉用具購入	人数	284	293	294	326	310
住宅改修	人数	191	186	196	216	189
居宅介護支援	人数	23,632	23,661	23,843	24,104	23,568

【介護予防サービスの見込み】

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問介護	人数	390	434	207	－	－
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	2, 678	3, 414	4, 208	4, 373	4, 320
	人数	215	227	240	262	269
介護予防訪問リハビリテーション	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数	195	209	221	249	248
介護予防通所介護	人数	4, 901	5, 868	3, 492	－	－
介護予防通所リハビリテーション	人数	161	175	245	260	259
介護予防短期入所生活介護	日数	68	134	137	182	172
	人数	27	29	23	40	40
介護予防短期入所療養介護	日数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	264	264	264	276	276
介護予防福祉用具貸与	人数	741	812	884	1, 012	982
特定介護予防福祉用具購入	人数	47	52	56	61	60
住宅改修	人数	64	65	67	74	73
介護予防支援	人数	5, 378	6, 269	7, 262	8, 462	8, 277

(6) 市町村特別給付

市町村特別給付は、市町村が第1号被保険者の保険料を財源として、介護保険サービス以外の独自のサービスを実施するものです。

市町村特別給付としては、配食サービス、寝具乾燥サービス、訪問理美容サービスなどが想定されていますが、市町村特別給付の対象者は要介護・要支援者に限定されるため、認定を受けていない方へのサービス提供を行うことが出来ないほか、第1号被保険者の保険料のみで実施することになるため、第1号被保険者の保険料の増額に直接つながることになります。

これらのことから、本市では市町村特別給付については、第6期計画期間中は実施しないこととします。

4 給付費の見込み

各介護サービスの給付費は、厚生労働省配布のワークシートを使用し、見込み額を設定しました。

特定入所者介護サービス費は、平成17年10月から介護保険施設等における「居住費」と「食費」について保険給付の対象外となり、利用者が全額自己負担することになりました。これにより所得の低い人の負担が重くならないよう「特定入所者介護サービス費」制度を設け、居住費・食費について、一部を保険給付することにより負担の軽減を図っており、前年度の実績や施設整備の状況などをもとに試算しています。

高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費については、前年実績に給付費の伸び率を乗じて計算しています。

【第6期計画期間の年度毎の給付費】

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	573,131,002	592,087,828	623,045,816	690,685,453	682,397,228
訪問入浴介護	50,764,911	54,758,656	60,409,653	79,121,139	101,758,960
訪問看護	123,027,939	124,117,258	124,114,052	136,772,060	141,102,928
訪問リハビリテーション	744,277	832,851	935,342	946,632	956,068
居宅療養管理指導	22,021,345	26,624,050	27,839,852	29,079,830	29,795,672
通所介護	1,301,286,383	1,312,371,256	1,321,653,551	1,472,124,711	1,511,415,119
通所リハビリテーション	43,670,874	47,257,587	52,845,587	65,446,273	76,819,708
短期入所生活介護	360,604,839	363,946,114	378,540,427	437,403,392	473,310,863
短期入所療養介護	13,106,870	11,193,809	8,934,635	4,927,779	5,812,552
特定施設入居者生活介護	240,679,752	240,214,791	240,214,791	248,991,878	248,991,878
福祉用具貸与	187,516,092	192,037,882	201,353,596	229,632,684	229,497,822
特定福祉用具購入	7,277,413	7,366,904	7,410,097	8,107,859	7,739,930
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,536,269	27,285,336	27,285,336	27,285,336	27,285,336
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	56,346,074	59,540,226	65,237,831	75,405,357	92,994,680
小規模多機能型居宅介護	457,142,002	502,484,304	561,170,835	632,995,781	625,051,212
認知症対応型共同生活介護	649,289,715	651,155,841	654,276,307	652,229,417	653,907,743
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	70,410,405	92,458,336	113,574,973	149,476,017	150,336,384
(3) 住宅改修	20,720,798	20,908,618	21,955,367	23,828,561	21,231,316
(4) 居宅介護支援	325,990,078	323,514,181	324,200,389	326,123,914	318,897,178
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,341,217,547	1,340,813,280	1,342,087,388	1,348,141,626	1,363,499,388
介護老人保健施設	1,231,036,485	1,231,136,292	1,231,964,511	1,235,294,542	1,235,553,891
介護療養型医療施設	49,222,471	49,127,380	49,127,380	0	0
介護給付費計(小計)・・・(I)	7,148,743,540	7,271,232,779	7,438,177,717	7,874,020,240	7,998,355,856

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	7,888,015	9,053,443	4,330,277	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	9,686,602	12,165,695	14,908,553	15,489,986	15,304,106
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	1,242,074	1,338,983	1,403,252	1,587,259	1,582,254
介護予防通所介護	149,937,707	175,727,907	102,680,390	0	0
介護予防通所リハビリテーション	7,868,460	8,548,453	11,959,449	12,697,251	12,611,408
介護予防短期入所生活介護	422,887	717,137	737,658	975,911	922,552
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	23,903,059	23,856,881	23,856,881	24,473,077	24,473,077
介護予防福祉用具貸与	4,332,767	4,751,389	5,175,633	5,934,829	5,756,251
介護予防特定福祉用具購入	769,474	848,417	930,435	1,033,548	1,005,520
(2) 介護予防地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	16,310,851	21,537,854	20,203,833	22,232,252	22,236,555
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	4,749,060	4,876,077	4,974,989	5,462,874	5,396,660
(4) 介護予防支援	22,518,194	26,200,071	30,354,935	35,369,515	34,595,629
予防給付費計(小計)・・・(Ⅱ)	249,629,150	289,622,307	221,516,285	125,256,501	123,884,013
総給付費(合計)・・・(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)					
	7,398,372,689	7,560,885,086	7,659,694,001	7,999,276,741	8,122,239,868

【標準給付費見込額の算定】

(単位:円、件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費(サービス毎端数処理後合計)	7,398,371,000	7,560,376,000	7,659,399,000	7,999,278,000	8,122,241,000
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	7,376,784,329	7,526,938,374	7,625,358,730	7,962,781,311	8,084,967,161
特定入所者介護サービス費等給付額	337,818,000	350,655,084	361,525,391	375,624,881	371,117,382
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	302,079,680	288,337,115	293,835,425	305,295,007	301,631,466
高額介護サービス費等給付額	129,310,000	154,325,673	159,109,768	165,315,048	163,331,267
高額医療合算介護サービス費等給付額	25,057,000	33,708,154	34,753,106	36,108,477	35,675,175
算定対象審査支払手数料	8,010,000	8,370,000	8,730,000	9,810,000	11,610,000
審査支払手数料支払件数	106,800	111,600	116,400	130,800	154,800
標準給付費見込額(A)	7,841,241,009	8,011,679,316	8,121,787,029	8,479,309,842	8,597,215,069

5 地域支援事業について

(1) 地域支援事業の実施

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業で、「介護予防事業（又は介護予防・日常生活支援総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業から構成されてきました。

今後は、「介護予防事業」が「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、他の2事業とあわせ新たな地域支援事業を構成します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的として実施する事業。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援も含めた多様な支援を実施する事業。

「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」の4事業で構成されています。

イ 一般介護予防事業

住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進する事業。

「介護予防把握事業」「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」「一般介護予防事業評価事業」「地域リハビリテーション活動支援事業」の5事業で構成されています。

② 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するために、地域包括支援センターが実施する事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務）で構成されてきました。

今後は、それらに地域ケア会議の推進を加えた「地域包括支援センターの運営」のほか、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」の4事業で包括的支援事業の充実を図ります。

ア 総合相談支援業務

高齢者に関する相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じ地域包括支援センターのその他の業務を含めて支援を行う事業。

イ 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止及び早期発見のための事業等、権利侵害からの救済、権利侵害防止のための支援、適切な権利行使のための支援を行う事業。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、あらゆる社会資源を切れ目なく活用することのできるケアマネジメントの環境整備、個々の介護支援専門員への支援を行う事業。

エ 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が要介護状態等になることの予防やその重症化の予防、改善を図り、自立した生活を送れるように支援を行う事業。

オ 地域ケア会議の推進

地域ケア会議での個別事例の検討等を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域課題や有効な支援策を抽出し地域のネットワーク構築を図る等、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備へつなぐ事業。

カ 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養しながら生活を継続できるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、多職種協働により包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を図る事業。「医療・介護連携拠点の設置」「医療・介護資源の把握、情報共有支援」「医療・介護連携の課題抽出、対応協議、関係者の研修」「24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築」「地域包括支援センター・介護支援専門員等への支援」等を実施します。

キ 認知症施策の推進

認知症施策5か年計画（オレンジプラン）の着実な推進を図り、事後的な対応から早期・事前的な対応へとケアの流れを変え、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で生活を継続できる社会の実現を目指す事業。「認知症サポーターの養成」のほか、「標準的な認知症ケアパスの作成・普及」「認知症初期集中支援チームの設置」「認知症地域支援推進員の配置」等を実施します。

ク 生活支援サービスの体制整備

高齢者の在宅生活を支えるため、住民主体の活動やボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、シルバー人材センター等の多様な事業主体による重層的なサービス提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する事業。「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置」「協議体の設置」等を実施します。

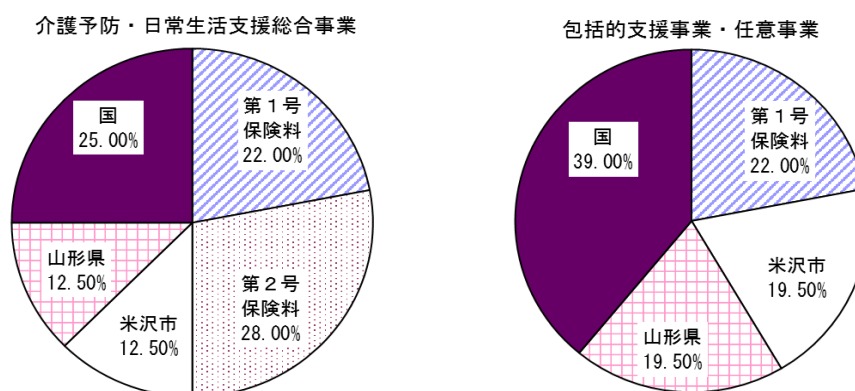
③ 任意事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図る事業や、高齢者及び介護者に対して必要な援助を行う事業を地域の実情に応じて市町村が任意で実施します。

(2) 地域支援事業の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業については、第1号保険料、第2号保険料、公費で構成されますが、包括的支援事業・任意事業については、第1号保険料と公費で構成されます。

〔地域支援事業の財源構成〕



(3) 地域支援事業の見込額

地域支援事業費については、第5期計画期間での実績をもとに算出しています。

なお、平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」の費用が増加しているのは、予防給付に係る通所介護及び訪問介護が地域支援事業に移行されることを見込んでいることによります。

〔地域支援事業費見込額〕

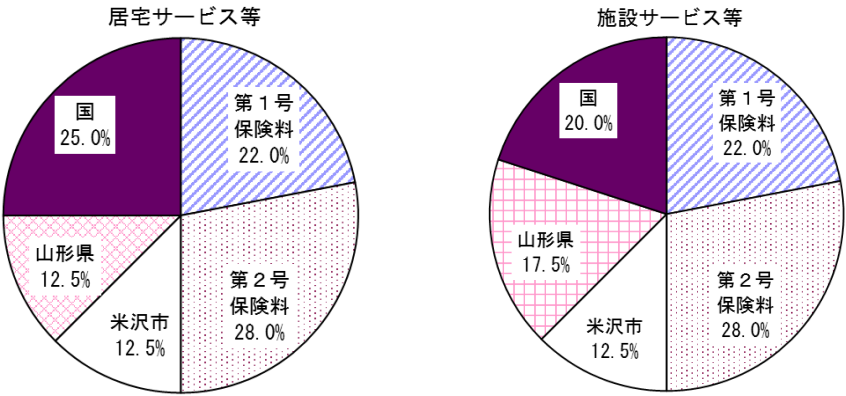
(単位：円)

事 業 名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度		
介護予防・日常生活支援総合事業		29,728,000	33,024,926	116,724,110	165,168,991	166,318,992		
二次予防事業								
通所型介護予防事業								
訪問型介護予防事業								
介護予防普及啓発事業								
地域介護予防活動支援事業								
包括的支援事業		99,527,000	107,927,000	110,085,540	120,000,000	120,000,000		
一般管理費								
介護予防ケアマネジメント事業								
総合相談事業								
権利擁護事業								
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業								
任意事業		16,036,000	16,036,000	16,356,720			120,000,000	120,000,000
介護給付費等費用適正化事業								
家族介護継続支援事業								
成年後見制度利用支援事業								
福祉用具・住宅改修支援事業								
介護相談員派遣事業								
高齢者見守り支援事業								
認知症総合支援事業								
合 計		145,291,000	156,987,926	243,166,370	285,168,991	286,318,992		

6 第6期計画の保険料について

(1) 費用の負担割合

第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における介護給付費のうち第1号被保険者の保険料で負担する部分が22%と定められています。



(2) 第1号保険料の収納状況

本市の決算時における第1号保険料（現年度分）の収納率は、平成24年度で98.50%、平成25年度で98.60%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

【保険料収納状況】

(単位：円、%)

区分	項目	平成24年度			平成25年度		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
1	現年調定分	1,418,216,640	1,396,977,270	98.50	1,442,609,300	1,422,364,940	98.60
	特別徴収	1,284,373,700	1,284,908,700	100.04	1,319,072,600	1,319,490,730	100.03
	普通徴収	133,842,940	112,068,570	83.73	123,536,700	102,874,210	83.27
2	滞納繰越分	37,035,920	6,702,120	18.10	43,304,970	7,146,610	16.50
	合計	1,455,252,560	1,403,679,390	96.46	1,485,914,270	1,429,511,550	96.20

(3) 介護保険の基金の活用

これまでに積み立てた介護給付費準備基金から繰り入れることにより、介護保険料の上昇を一定程度抑えます。

介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなります。

その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされています。

(4) 保険料段階の細分化(弾力化)

① 標準段階との比較

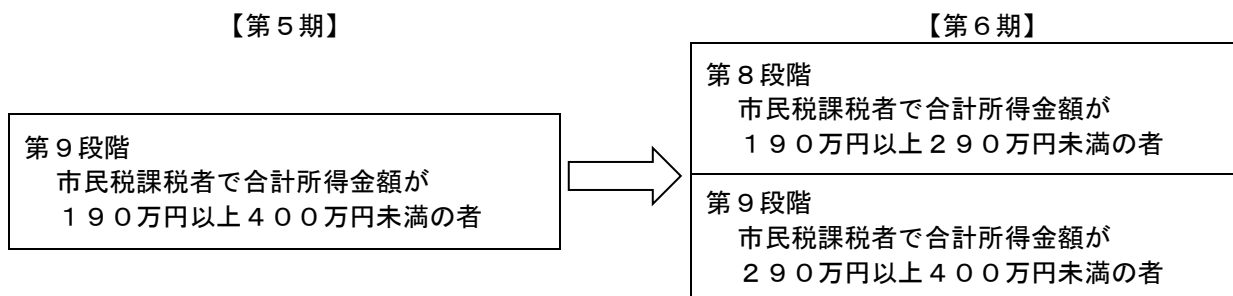
保険料の標準段階を定めている介護保険法施行令第38条及び第39条が改正され、これまで6段階だった標準段階が9段階に細分化されました。

しかし、標準9段階のままでは合計所得金額290万円以上の方の保険料が一律になってしまい、不公平感が強いことから、米沢市では基準所得金額が400万円の段階と600万円の段階を追加し、11段階とすることで、負担能力に応じた保険料負担とします。

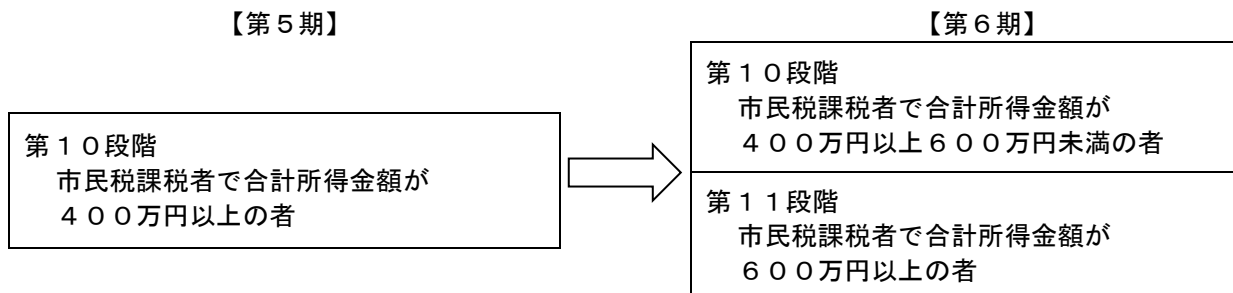
標準的な段階		対象者		米沢市	
第1段階	0.50	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者及び市民税世帯非課税者(合計所得金額+課税年金収入≤80万円)	→	第1段階	0.50
第2段階	0.75	市民税世帯非課税者(合計所得金額+課税年金収入≤120万円)	→	第2段階	0.75
第3段階	0.75	市民税世帯非課税者(第1段階・第2段階以外)	→	第3段階	0.75
第4段階	0.90	市民税本人非課税者(合計所得金額+課税年金収入≤80万円)	→	第4段階	0.90
第5段階	1.00	市民税本人非課税者	→	第5段階	1.00
第6段階	1.20	市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	→	第6段階	1.20
第7段階	1.30	市民税課税者で合計所得金額が190万円未満の者	→	第7段階	1.30
第8段階	1.50	市民税課税者で合計所得金額が290万円未満の者	→	第8段階	1.50
			新設	第9段階	1.70
			新設	第10段階	1.85
第9段階	1.70	前各段階に該当しない者	→	第11段階	2.00

② 第5期保険料段階との比較

ア 第5期における保険料所得段階第9段階の対象者は、市町村民税課税者で合計所得金額が190万円以上400万円未満の方でしたが、第6期では、より負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階の設定を図るため、合計所得金額290万円を境界として段階を区分します。



イ 第5期における保険料所得段階第10段階の対象者は、市町村民税課税者で合計所得金額400万円以上の方でしたが、第6期では、より負担能力に応じたきめ細やかな保険料段階の設定を図るため、合計所得金額600万円を境界として段階を区分します。



③ 市民税世帯非課税者への新たな減額制度について

市民税世帯非課税者の負担を軽減するため、国：1／2、県：1／4、市：1／4の負担割合で公費を投入し、第1段階から第3段階までの保険料を減額します。

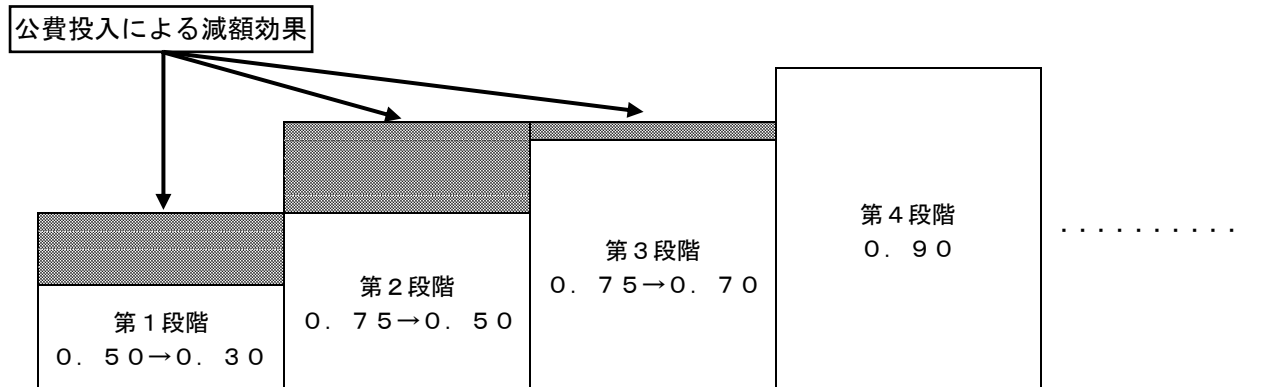
このことにより、平成27年度と平成28年度は第1段階の保険料が、平成29年度からは第1段階から第3段階の保険料が、以下のとおり減額される予定です。

保険料段階	減額前の負担割合	平成27・28年度の負担割合	平成29年度の負担割合
第1段階	0.50	0.45 (▲0.05)	0.30 (▲0.20)
第2段階	0.75	0.75 (－)	0.50 (▲0.25)
第3段階	0.75	0.75 (－)	0.70 (▲0.05)

【平成27・28年度】



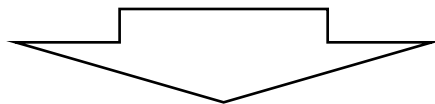
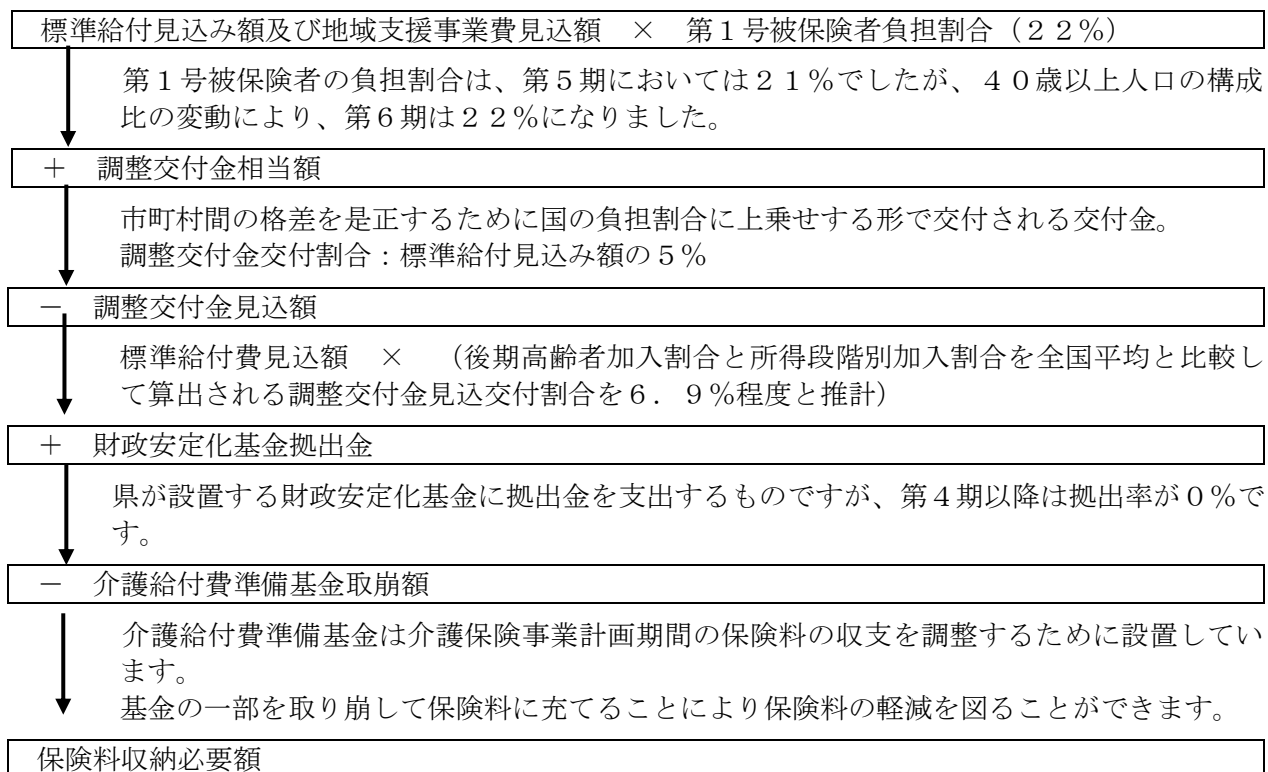
【平成29年度】



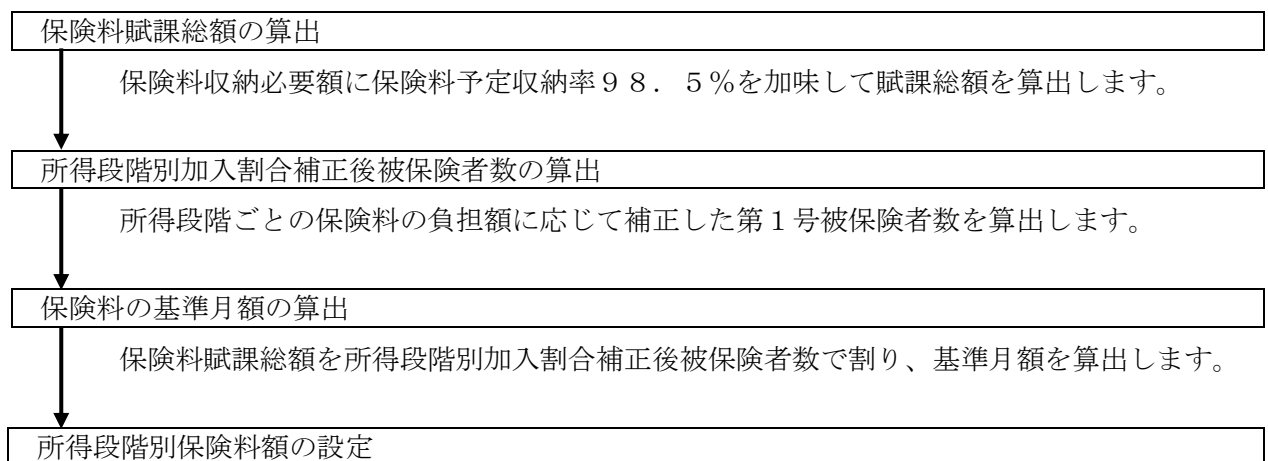
(5) 保険料の算定方法

第6期の保険料は下記の算定方法によって算出されます。

◆保険料収納必要額の算出



◆保険料額の設定



(6) 保険料の算定

保険給付費見込額、地域支援事業費等により保険料収納必要額を算出し、保険料基準月額を算出した結果、以下のようになりました。

【第6期介護保険料基準額の算出】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
標準給付費見込額・・・(A)	7,841,241,009 円	8,011,679,316 円	8,121,787,029 円	23,974,707,354 円
地域支援事業費・・・(B)	145,291,000 円	156,987,926 円	243,166,370 円	545,445,296 円
第1号被保険者負担分相当額・・・(C) ((A)+(B))×22%	1,757,037,042 円	1,797,106,793 円	1,840,289,748 円	5,394,433,583 円
調整交付金相当額・・・(D)	392,062,050 円	400,583,966 円	411,925,557 円	1,204,571,573 円
調整交付金見込額・・・(E)	566,138,000 円	555,209,000 円	539,622,000 円	1,660,969,000 円
準備基金取崩額・・・(F)				45,000,000 円
保険料収納必要額・・・(G)				4,893,036,156 円
予定保険料収納率・・・(H)				98.5 %
所得段階別加入割合補正後被保険者数・・・(I)	23,664 人	23,901 人	24,103 人	71,668 人
保険料(年額)・・・(J) ((G)÷(H)÷(I))				69,313 円
保険料(月額)・・・(K) ((J)÷12)				5,776 円

保険料段階の多段階化に伴う影響を考慮して試算すると以下の通りになります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
所得段階別加入割合補正後被保険者数・・・(I)	23,768 人	24,009 人	24,211 人	71,988 人
保険料(年額)・・・(J) ((G)÷(H)÷(I))				69,006 円
保険料(月額)・・・(K) ((J)÷12)				5,750 円

(7) 基金等の繰り入れによる効果額

	平成 27 年度～平成 29 年度
標準段階を採用した場合の介護報酬改定や自然増による基準額(自然体)	5,829 円
多段階化を実施することによる影響額	26 円
介護保険の準備基金繰入による引下げ影響額	53 円
基準額(月額)	5,750 円

(8) 保険料の将来推計(保険料段階ごとの対象者分布、負担割合を第6期と同一とした場合の推計)

	平成 32 年度	平成 37 年度
所得段階別加入割合補正後被保険者数	23,650 人	23,071 人
保険料(年額)	82,236 円	94,320 円
保険料(月額)	6,853 円	7,860 円

(9) 保険料率

平成27年度から平成29年度までの第6期計画期間の第1号被保険者保険料について、段階ごとに算出し次のように設定しました。

【第5期】

【第6期】

段階	対 象 者	保険料率	年額（円）	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老 齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	31,300	1.59%
2	市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税 年金収入額 ≤ 80 万 円)	基準額 ×0.50	31,300	11.49%
3	市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税 年金収入額 80 万円を 超えて 120 万円以下)	基準額 ×0.70	43,800	7.24%
4	市民税世帯非課税で第 1～3 段階以外	基準額 ×0.75	47,000	7.77%
5	本人が市民税非課税者 (世帯課税 本人の合 計所得金額+課税年金 収入額 ≤ 80 万円)	基準額 ×0.90	56,400	18.21%
6	本人が市民税非課税者 (世帯課税)	基準額 ×1.00	62,700	21.21%
7	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 125 万円 未満の者)	基準額 ×1.20	75,200	15.95%
8	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 125 万円 以上 190 万円未満の 者)	基準額 ×1.30	81,500	8.82%
9	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 190 万円 以上 400 万円未満の 者)	基準額 ×1.60	100,300	5.70%
10	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 400 万円 以上の者)	基準額 ×1.90	119,100	1.99%

段階	対 象 者	保険料率	年額（円）	構成割合
1	生活保護受給者 市民税非課税世帯の老 齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税 年金収入額 ≤ 80 万円)	基準額 ×0.50 →0.45 →0.30	34,500 →31,000 →20,700	13.08%
2	市民税世帯非課税者 (合計所得金額+課税 年金収入額 80 万円を 超えて 120 万円以下)	基準額 ×0.75 →0.50	51,700 →34,500	7.24%
3	市民税世帯非課税で第 1 段階、第 2 段階以外	基準額 ×0.75 →0.70	51,700 →48,300	7.77%
4	本人が市民税非課税者 (世帯課税 本人の合 計所得金額+課税年金 収入額 ≤ 80 万円)	基準額 ×0.90	62,100	18.21%
5	本人が市民税非課税者 (世帯課税)	基準額 ×1.00	69,000	21.21%
6	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 120 万円 未満の者)	基準額 ×1.20	82,800	15.95%
7	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 120 万円 以上 190 万円未満の 者)	基準額 ×1.30	89,700	8.82%
8	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 190 万円 以上 290 万円未満の 者)	基準額 ×1.50	103,500	4.35%
9	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 290 万円 以上 400 万円未満の 者)	基準額 ×1.70	117,300	1.35%
10	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 400 万円 以上 600 万円未満の 者)	基準額 ×1.85	127,600	0.93%
11	本人が市民税課税 (合 計所得金額が 600 万円 以上の者)	基準額 ×2.00	138,000	1.06%

※表中の下線部分は、平成29年4月からの消費税引き上げが確定した場合に適用を予定している保険料率及び保険料年額です。（P80③参照）

第 5 章

推進体制

1 介護保険運営協議会

米沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、策定後の計画の実施、運営について市民、知識経験者、保健福祉関係者15人で構成された米沢市介護保険運営協議会を設置し運営しています。

本計画についても、引き続き運営協議会の意見を求めながら計画の進行管理、点検を行い、次期計画へ向けた本計画の見直しを行っていきます。

2 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保、人材確保支援等を図るため、地域のサービス事業者や関係団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置し、協議、評価を行うこととなっています。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域包括支援センター運営協議会を兼ねるものとします。

3 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービス運営委員会を設置し、事業者の指定や独自の基準・介護報酬などを設定する場合に意見を述べるほか必要事項を協議します。

本市では、委員の構成や役割を考慮して、米沢市介護保険運営協議会が地域密着型サービス運営委員会を兼ねるものとします。

4 地域包括支援センター

地域における福祉の増進及び、保健医療の向上を包括的に支援する拠点として、市内を5圏域に設定し、圏域ごとに1箇所の整備を図り、事業委託を行います。

なお、本市の直営地域包括支援センターは、各センターの全体の調整・統括を行い、事業が円滑に実施されるよう支援していきます。

5 介護給付の適正化

介護費用は介護保険制度創設以降、制度の充実に伴い増加し続けています。このような中で全国的に事業者の不適切な請求なども起こり、サービスの質の向上とともに介護費用の適正化への期待も高くなっています。

本市では、介護給付通知発送、要介護の適正化(認定調査チェック)、住宅改修・福祉用具購入・貸与の点検の継続実施をしていくとともに、新たに、医療情報との突合、縦覧点検等を国保連合会の協力のもと実施するなど、利用者本位サービスの実現を目指し、より効果が上がるよう推進を図ります。

6 事業者の指定及び指導

介護予防支援事業者及び地域密着型サービスの指定については市が行います。指定にあたっては、第6期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス運営委員会の意見を基にサービスの質の確保や適正な運営を図ります。

また、集団指導、実地指導を実施し、介護給付の適正化及びサービスの質の向上を図ります。

7 情報提供・苦情相談体制

高齢者に対する福祉や介護についての情報提供及び相談については、下記の関係機関等が連携を密にすることにより、体制を整えるものとします。

また各関係機関等は、福祉や介護に関する法令等の習熟、情報収集、研修によるスキルアップ等に努めるとともに、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等の介護関係機関、各高齢者施設等への情報提供等も随時行うものとします。

利用者からの苦情に対する相談体制を充実させるとともに、事業所に対しても苦情相談体制の充実を指導していきます。

- 米沢市健康福祉部高齢福祉課
- 米沢市内各地域包括支援センター
- 社会福祉法人米沢市社会福祉協議会

資料

米沢市介護保険運営協議会審議経過

	日 時	内 容
第 1 回	平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日	・委員委嘱状交付 ・米沢市介護保険運営協議会条例について ・会長及び副会長の選出 ・介護保険運営協議会の運営・概要について ・介護保険事業計画の概要について
第 2 回	平成 2 5 年 1 月 9 日	・介護保険の実施状況について ・地域密着型サービスの事業所の指定・更新について ・複合型サービスについて ・基準の条例化について
第 3 回	3 月 7 日	・平成 2 4 年度地域包括支援センター事業報告について ・平成 2 5 年度地域包括支援センター事業計画・運営について ・米沢市地域包括支援センター基本方針・事業実施方針について ・地域密着型サービス事業所の指定の更新について ・介護予防支援事業所の指定の更新について
第 4 回	7 月 1 8 日	・平成 2 5 年度地域包括支援センターの予算について ・平成 2 4 年度介護保険事業勘定特別会計決算(見込み)について ・地域密着型サービス事業所の指定・更新について ・介護予防支援事業所の指定の更新について
第 5 回	平成 2 6 年 2 月 1 8 日	・委員委嘱状交付 ・介護保険の実施状況について ・地域密着型サービス事業所の指定・更新について ・平成 2 5 年度地域包括支援センター事業報告について ・平成 2 6 年度地域包括支援センター事業計画・運営について ・基準の条例化について ・米沢市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の策定について
第 6 回	6 月 2 4 日	・委員委嘱状交付 ・平成 2 6 年度地域包括支援センターの予算について ・平成 2 5 年度介護保険事業勘定特別会計決算(見込み)について ・基準の条例化について ・米沢市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の評価について ・米沢市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の策定について
第 7 回	9 月 1 6 日	・地域包括支援センターの設置について ・平成 2 7 年度以降の地域包括支援センターの圏域について ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護について ・高齢者福祉事業に関するアンケート調査・日常生活圏域ニーズ調査の結果について ・米沢市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の第 3 章について
第 8 回	1 0 月 3 0 日	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定について ・第 6 期介護保険事業の見込み(介護保険事業計画第 4 章)について
第 9 回	1 1 月 1 1 日	・地域支援事業について ・高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画(素案)について
第 1 0 回	平成 2 7 年 1 月 2 8 日	・介護保険の実施状況について ・パブリックコメントの結果について ・第 6 期介護保険料について
第 1 1 回	2 月 2 4 日	・地域密着型サービス事業所の指定の取消しについて ・平成 2 6 年度地域包括支援センター事業報告について ・平成 2 7 年度地域包括支援センター事業計画・運営について ・地域密着型サービス事業所の指定の更新について ・米沢市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について

米沢市介護保険運営協議会条例

平成12年6月27日 条例第48号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、米沢市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に関する事項
- (2) 事業計画の実施に関する事項
- (3) 介護保険法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項
- (4) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事項
- (5) その他介護保険の運営に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 介護保険法第9条に規定する被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 第3条に規定する委員のほか、事業計画の策定に当たって必要があるときは、協議会に5人以内の臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、事業計画の策定に関する事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は関係者から意見若しくは説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則(平成18年6月30日 条例第22号)

この条例中第2条の改正規定は公布の日から、第3条第2項の改正規定は平成18年8月1日から施行する。

米沢市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	宛職又は代表	氏 名
会長	米沢市歯科医師会 理事	鈴木 一 則
副会長	米沢市民生委員児童委員連合協議会 会長	柳 澤 齊 良
委員	米沢市ボランティア連絡協議会	五十嵐 利英子
〃	米沢市介護支援専門員連絡協議会 会長	石 川 博 之 (前任者 村上 郁子)
〃	米沢栄養大学 准教授	加 藤 守 匡
〃	山形県老人福祉施設協議会 副会長	楠 裕 行
〃	被保険者代表 (公募)	郷 野 佳 子
〃	被保険者代表 (サービス利用者の家族)	佐 藤 由 美
〃	米沢市地域包括支援センター連絡会	宍 戸 千香子
〃	米沢市地区委員会 委員長	鈴木 恒 雄 (前任者 涌井 旦一)
〃	米沢市社会福祉協議会 総務課長兼在宅福祉課長	田 島 美佐子 (前任者 石塚 諭)
〃	被保険者代表 (サービス利用者の家族)	千 葉 節 子
〃	米沢市医師会 理事	仁 科 盛 之
〃	米沢市老人クラブ連合会 理事	山 口 智早子
〃	山形県置賜総合支庁 福祉課 指導専門員	四 柳 雅 彦 (前任者 小野 徹)

用語解説

【あ行】

アセスメント

ケアマネジメントにおけるアセスメントとは、介護サービス計画の前提となる課題分析のことを指します。

インフォーマルサービス

一般的に行政などの公的機関以外のものが行うサービスのことです。

【か行】

介護給付適正化

介護給付を必要とする者を適切に認定した上で、要支援・要介護者が真に必要なとするサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するように促すことです。第5期介護保険事業計画で実施する「介護給付等費用適正化事業」もこの一部になります。

介護専用型特定施設

特定施設入所者生活介護（介護付有料老人ホーム等）を実施する事業所のうち、その入所者が要介護者とその配偶者等に限定されるものです。

介護予防・日常生活支援総合事業

市の判断・創意工夫により、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者・介護予防事業対象者向けに利用者の状態像に合わせて、見守り・配食等を含めた、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供する事業です。

介護療養型医療施設

介護保険施設の一つで、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、「特別養護老人ホーム」がこれにあたります。常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。

基本チェックリスト

生活機能が低下しているかを把握するための簡単な質問票で、健診（生活機能評価）で使用されているものです。この結果などを参考に介護予防事業の参加対象者を選定しています。

居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援（いずれも介護予防を含みます）サービスです。

ケアプラン（介護サービス計画）

介護保険において介護サービスを利用する際に、要支援・要介護者に対して作成される計画です。要支援・要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望をふまえて作成され、利用する施設や担当する居宅支援事業所等に作成が義務付けられています。

ケアマネジメント

施設や居宅支援事業所等に所属するケアマネジャー（介護支援専門員）が、要支援・要介護者や家族のニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけつつ、継続的なサービスの提供を確保し、要支援・要介護者の自立支援や生活の質の維持・向上をめざすことです。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援・要介護者を対象に、相談援助をはじめ、その心身の状況に応じて適切なサービスを受けることができるよう、ケアプランの作成、市町村・介護サービス事業者との連絡調整等を行う者で、専門職として厚生労働省令で定められています。

口腔機能

食べる・話す・感じる・唾液を分泌するなどの口腔が担っている機能のことです。

【さ行】**施設サービス**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設サービスです。

受領委任払い

償還払いによる利用者負担の軽減のため、市町村に対して受領委任の手続きをすることにより、利用者は1割分のみ事業者支払い、審査・給付決定後、市町村から残り9割分を事業者へ支払う方式のことです。

指定居宅介護支援事業者

利用者の意向をふまえてケアプランを作成したり、個々のサービス事業者との調整を行ったりする事業者。都道府県の指定が必要です。

償還払い

利用者が介護サービス事業者や施設に対していったん介護サービス費用の全額を支払い、その領収書等を市町村に提出することで、後から利用者へその費用の9割を還付する方式のことです。

シルバーハウジング

高齢者に配慮された設備や構造を備え、緊急通報システム等が整備された公営賃貸住宅等のことで、生活相談員（ライフ・サポート・アドバイザー）による、日常生活の支援が受けられます。

生活機能評価

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査、血液化学検査を実施し、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を把握するために実施される健診です。

成年後見制度

認知症、精神障がい、その他の理由により判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。

裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分うちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがあります。

【た行】**第1号被保険者**

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人です。

第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する、40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

団塊の世代

一般的に、昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームに生まれた世代をいいます。

短期入所療養介護

居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

地域ケア会議

被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者が、被保険者の居宅サービス計画等の検証をし、その心身の状況、サービスの利用状況を踏まえて話し合う会議のことです。

地域支援事業

被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う介護保険制度上の事業のことです。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるシステムのことをいいます。

通所リハビリテーション

居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、要支援・要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通いながら、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションの提供を受け、心身の機能の維持回復を図るものです。

特定入所者介護サービス費

施設入所の食費・居住費が利用者の自己負担となったことに伴い創設された給付費で、所得の低い人の施設利用が困難とならないように、申請により所得の段階に応じて負担限度額を設け、これを超える食費・居住費は特定入所者介護サービス費として給付されます。

【な行】

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本市では、中学校区域としています。

二次予防事業対象者

要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者のことで、基本チェックリストに基づき決定されます。

認知症

後天的な脳の器質的障害により、日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいいます。

【は行】

包括的支援事業

地域支援事業のうちの必須事業の一つで、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域包括支援センターが行う事業です。

訪問介護

訪問介護員等が要支援・要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活の世話を行うサービスです。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要支援・要介護者の自宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【ら行】

ライフサポートアドバイザー

高齢者向け優良賃貸住宅等に居住している高齢者に対して、必要に応じて日常の生活指導、安否確認、緊急時における連絡等のサービスを行います。

米沢市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

平成27年3月

編集：米沢市健康福祉部高齢福祉課

発行：米沢市

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号
